

**連 合 総 研**

JAPANESE TRADE UNION CONFEDERATION  
RESEARCH INSTITUTE FOR  
ADVANCEMENT OF LIVING STANDARDS

# しあわせの未来形

— 2020 年 へ の 選 択 —

財団法人

**連合総合生活開発研究所**

---

# しあわせの未来形

—— 2020年への選択 ——

---

連合総合生活開発研究所

## （財）連合総合生活開発研究所

連合総合生活開発研究所（略称、連合総研）は、「連合」のシンクタンクとして、連合および傘下の加盟労働組合が主要な闘争、政策・制度要求を推進するうえで必要とする国内外の経済・社会・労働問題等に関する調査・分析等の活動を行なうとともに、新たな時代を先取りする創造的な政策研究を通じて、日本経済社会の発展と国民生活全般にわたる総合的向上をはかる目的で、87年12月に設立、その後88年12月、財団法人として新たなスタートをきった。研究活動は研究所長を中心に、テーマ別に学者、専門家の協力を得ながら進めている。

これまでの研究所の主な活動は以下のとおりである。

### 1. 主要テーマ —— 92～93年

「日本の進路」に関わる経済・社会展望と指針の策定

社会経済環境の変化に対応する産業・雇用構造改革、地域開発ビジョンの策定、新たな時代における資産・所得分配、労使関係の展望

### 2. 経済・社会・産業・労働問題に関するシンポジウム、セミナーの開催

<連合総研フォーラム、シンポジウム>

「先進国モデルへの転換に向けて」（連合総研提言フォーラム） 1988年2月

「90年代世界と新たな社会経済政策の展望—問われる労働組合の役割」

（91年連合総研国際シンポジウム） 1991年12月

「新しい働き方を求めて—日本的雇用システムはどこへゆくのか」

（93年連合総研公開シンポジウム） 1993年8月

### 3. 経済・社会・産業・労働問題に関する情報の収集および提供

(1) 情報収集—国内外の機関との連携、ネットワーク、情報交換の促進

(2) 研究広報誌の発行—機関誌『D I O』（毎月）、および “RENGO Research Institute Report” （年2回）の発行

(3) 資料提供等—労働組合や勤労者の学習活動の便宜を提供

### 4. 研究シリーズ

「労働組合への期待と効果」 1992年1月

「現代の分配を考える—“バブル”をめぐる資産所得格差問題」 1992年10月

「人間尊重の中小企業政策—中小企業の第三の道」 1992年10月

「人間中心社会の基盤構築にむけて—92年度経済情勢報告」 1992年11月

「90年代の賃金—賃金決定の課題と政策」 1992年11月

「労働組合の経済学—期待と現実」 1993年1月

「生活の豊かさ—イメージと現実」 1993年4月

「連立政権時代の政治システム改革」 1993年8月

「内需主導型経済の再構築—93年度経済情勢報告」 1993年11月

「生活者のための金融制度改革」 1993年11月

「環境と経済—地球環境と経済生活の調和をめざして」 1993年11月

「生活の豊かさ指標」 1993年11月

「新時代の経済構造改革—生活者の視点からの企業・公共システムの再構築」 1993年12月

「21世紀のライフビジョン」 1993年12月

---

---

# しあわせの未来形

## —— 2020年への選択 ——

### 目 次

は し が き	_____	viii
主 査 ま え が き	_____	xi
<b>第 I 部 総 論</b>		
第 1 章 現代日本の勤労者生活における問題点	_____	5
1. 老後生活の不安	5	
2. 生活空間の貧困	7	
(1) 住宅の貧しさ	7	
(2) 住宅弱者、特に高齢者の問題	8	
(3) 生活環境の総合的な貧しさ	9	
3. 子どもの教育費負担と学歴社会	9	
4. 家計負担と高い貯蓄率・円高の進行	10	
5. 生活時間の貧困	11	
6. 男女の固定的役割分担	13	
7. 労働生活の質 (QWL)	14	
8. 企業への過度の依存・埋没	14	
9. 企業に依存した職業能力開発	15	
10. 問われる労働組合の役割	16	
11. 地域コミュニティの希薄化	16	
12. 私的利害関心のみの追求	17	

---

---

第2章 今後予想される社会・経済の変化とその問題点 \_\_\_\_\_ 19

1. 人口の減少と高齢化 19
2. 出生率の低下とその原因 21
  - (1) 出生率の低下 21
  - (2) 出生率の予測とその問題点 22
  - (3) 出生率低下の諸要因 22
3. 家族のあり方の変化 23
4. 国土：東京圏とブロック中核都市の過密 24
  - (1) 東京圏とブロック中核都市の過密現象 24
  - (2) 東京一極集中の原因 25
5. 国際分業の進展と日本経済 26
6. 社会の国際化 26
7. マルチメディアの勤労者生活への影響 27
8. 産業・職業の変化と規制緩和 28
  - (1) 今後の発展産業 28
  - (2) 職業分野 29
  - (3) 規制緩和と労働条件・雇用問題 30
9. 労働力の高齢化・減少と雇用への影響 30
10. 企業における雇用・賃金慣行の変化 32
11. 環境制約の深刻化等 33
12. 経済成長の鈍化と賃金・生活水準 34
13. 賃金体系の変化と生計費負担 38
14. 労働組合の機能の変化 39

第3章 今後の社会の方向に関する3つのモデルとそれらに対応する

勤労者生活のあり方のシナリオ \_\_\_\_\_ 40

1. 社会的選択と価値観 40
2. 社会モデルを構成する4つの次元 41

3. 3つの社会モデル	43
4. 勤労者生活に関する3つのシナリオ	44
5. 5つの局面でのシナリオ間の違い	46
第4章 3つのシナリオに対応する勤労者生活の具体的イメージ —— 3つの家族の生活と意識 ——	48
1. 「企業中心・現状延長」シナリオ (A)	49
2. 「個人中心・市場万能」シナリオ (B)	54
3. 「社会保障重視」シナリオ (C)	59
第5章 選択の評価に関する判断基準	64
1. 個人の自由度の拡大と自己責任原則を支えるものとしての社会連帯	64
2. 社会の存続可能性	65
3. 内発的な市民的価値の形成	66
第6章 望ましい選択に向けての政策転換	67
1. 高齢化への政策的準備と輸出依存型経済からの脱却	67
2. 経済と財政・社会保障の長期的見通しに関する合意形成	67
3. 福祉の普遍主義への転換	68
4. 福祉社会保険の創設による高齢者介護の充実	69
5. 保育制度改革	70
6. 子どもに関連する所得再分配の強化	71
7. 教育に関する意識改革と奨学金制度の拡充	71
8. 地方分権化と快適な都市空間の整備	72
9. 高齢者が暮らしやすい街作りと住宅整備	72
第7章 望ましい選択をするための社会的意思決定のあり方	74
1. 対話に基づく市民的価値の創造	74

- 
- 
2. 政治の本来の役割としての社会システムの構築 75
  3. 地方分権化と地方自治のあり方 76
  4. 政府の役割の変更と行政改革 77

## 第Ⅱ部 各論

### 第1章 価値と理念 79

1. これまでは経済の成長が優先されてきた 79
2. 経済成長によって生活の構造も国民の意識も変化した 80
3. 国民の大多数はあまりにも「マイクロ指向」の意識に支配されている 82
4. 制度体系の改革と意識の改革の累積的因果連鎖が創出されなかった 83
5. 「中成長」の時代になって「マイクロ指向」はむしろ強まった 85
6. 経済成長を最優先の目標とする理由はなくなっている 87
7. 社会福祉事業の拡充は当面の施策の重点である 88
8. 必要なときにこそ社会的支援への「アクセス」が保障されなければならない 90
9. 有効な政治を創造しなければならない 92
10. 日本人の生き方と日本という国家のあり方は世界に影響を及ぼす 94

### 第2章 マクロ経済の動向 97

1. 高齢化とマクロ経済 97
  - (1) 労働力人口の減少と高齢化 97
  - (2) 労働生産性、国際競争力、貯蓄率 97
2. 経済成長率の予測 98
  - (1) 成長のメカニズム 98
  - (2) 成長予測モデルの特徴と予測の前提 99
  - (3) 成長予想の結果 100
3. 経常海外余剰の動向 105
  - (1) 高貯蓄率の原因 105
  - (2) 貯蓄率と経常海外余剰 105

- 4. 労働需給問題 108
  - (1) 生産要素の代替可能性 108
  - (2) 労働力需要の予測 108
- 5. 女性労働の役割 112
  - (1) 女性の労働力率 112
  - (2) 女性の労働力化とGNPの予測 112
  - (3) 女性の就業行動と質的問題 113
- 付注1 経済成長率の予測方法について 118
- 付注2 労働力不足の予想方法について 120

### 第3章 高齢化、社会保障および財政・税制 121

- 1. 序 高齢化と家族 121
- 2. 高齢化社会に向けた公共政策の新課題 122
  - (1) 福祉サービス保障の充実 122
  - (2) 社会保障の先行投資：福祉インフラ整備の重要性 124
  - (3) 社会保険と行政体制の総合化 124
  - (4) 経済政策との整合性 126
  - (5) 社会保障民営化論の吟味 128
  - (6) 社会保障の国際化 129
- 3. 高齢化社会における財政・租税政策 129
  - (1) 公平で中立的な租税政策 129
  - (2) 地方分権と消費課税 130
  - (3) 公共投資政策の転換 132
  - (4) 財政投融资の見直し 133
- 4. 結語 高齢化社会における政治と行政 134

### 第4章 サラリーマンの働き方—2020年に向けて 135

- 1. はじめに 135

- 
2. 働き方を変える環境要因 136
    - (1) 高度情報化の影響 136
    - (2) 高齢化 137
    - (3) 国際化の影響 137
  3. 雇用システムはどう変わるか 138
    - (1) 終身雇用システムの変容 138
    - (2) 横並びとの決別 139
    - (3) 会社との距離の拡大 141
  4. 新しい働き方の登場 142
    - (1) マルチ・ジョブ 142
    - (2) 自営業化 143
  5. 将来に向けた現在の政策的課題 143
    - (1) 流動化に対応した制度の構築 143
    - (2) 失業に対するリスクヘッジ手段の整備 144
    - (3) 育児・介護と仕事を両立できる社会に 144
    - (4) 高度情報化社会へのインフラ整備 144
    - (5) 高物価、高地価の解消 145
    - (6) 資産格差の是正 145

---

## 第5章 家族生活 146

1. はじめに——変化する家族への視線 146
2. 社会状況のなかの家族の変化 148
  - (1) 高度産業社会 148
  - (2) 高度情報社会 149
  - (3) 高齢社会 150
  - (4) 都市化・流動化 151
  - (5) 学歴社会 153
3. 家族政策の基本的指針 154

4. 開放的で自立的なシステムとしての家族 156

第6章 生活空間 158

1. 問題の所在 158
2. 混乱一途の生活空間——暗い展望 159
3. 生活空間改善の条件——まず政治改革 162
  - (1) 生活空間整備を国家的計画主題に 162
  - (2) 地方小都市の育成・整備 164
  - (3) 市民の意識の転換 165
4. 実現すべき生活空間 166
  - (1) 人権が保障されている 166
  - (2) 地域産業を主体に 167
  - (3) 自然との共生 167
  - (4) 横ならびより個性を 168
  - (5) 表通りだけでなく裏通りこそ 168

第Ⅲ部 補論

年金財政予測 169

1. 前提 169
2. 1989年改正案（ケース1） 170
3. 60歳支給開始を維持した場合（ケース2） 174
4. 旧連立与党案（ケース3） 177

---

---

## は し が き

本書は、「生活ビジョン研究委員会」（主査：正村公宏専修大学教授）の最終報告書である。

連合総研は、「(財) 連合総合生活開発研究所」という正式名称が示すとおり、勤労者生活のあり方に基本的視座をおいて研究活動を行っていくことを特色とするシンクタンクである。そうした立場から最も初期の佐々木孝男初代所長の時代に「欧米なみの生活をめざして」（88年2月）、「主婦の目から見た日本と西ドイツ」（89年10月）、「ゆとりある生活の構図—経済先進国にふさわしい家庭の幸せのために—」（89年11月）といった勤労者生活のあり方を直接論じた研究報告書を矢継ぎばやに刊行してきた。これらの報告書は、当時発足間もない連合の運動に資することを目的としたものであった。

連合総研では、その後も「五ヶ国生活時間調査報告書」（91年6月）、「生活の豊かさ — イメージと現実」（93年4月）、「生活の豊かさ指標」（93年11月）など勤労者の生活に関する研究活動を行ってきた。

本報告書も、当然そうした系譜に連なるものであるが、一方で、93年に研究報告を出した経済、企業、政治等のシステムに関する一連の研究成果と問題意識を踏まえたものでもある。

本報告書の最大の特色は、21世紀の勤労者を中心とした国民生活のあり方を描いていることである。すなわち、勤労者生活の現状を批判的に分析するとともに、少子・高齢社会の到来をはじめとする今後の社会と経済の変化を見据えて、2020年に向けての勤労者生活のシナリオを複数描き、その中で最も望ましいシナリオを実現するための政策と社会モデルの選択について考察している。その中の有力なシナリオに対応するのが、「高度福祉社会モデル」である。本研究は、連合総研のこの分野の研究成果・ビジョンの到達点を示すものであると同時に、今後の研究活動の方向性に示唆を与えるものでもある。

政治・経済・社会が変革期にある今日、今後の社会と経済のあり方について考える

上で、連合のみならず広く各方面の方々の参考資料として役立てていただければ幸いです。

最後に、本研究に携わった正村主査をはじめとする6人の委員の方々の御苦勞に心から感謝申し上げる次第である。

1994年 8月 (財) 連合総合生活開発研究所  
所長 栗 林 世

---

---

## 委員会の構成と執筆分担

主査	正村公宏	(専修大学経済学部教授)	各論第1章
委員	本間義人	(九州大学大学院比較社会文化研究科 教授・元毎日新聞論説委員)	各論第6章
委員	宮島洋	(東京大学経済学部教授・経済学博士)	各論第3章
委員	渡邊秀樹	(慶応義塾大学文学部助教授)	各論第5章
委員	大田弘子	(大阪大学経済学部客員助教授)	各論第4章
委員	山田節夫	(専修大学経済学部助教授)	各論第2章
作業委員	小口登良	(専修大学商学部教授)	補論(計算)

### 連 合 (オブザーバー)

成川秀明 (連合労働政策局長)  
加藤 貢 (元連合経済産業局次長)

### 事務局 (連合総研)

井上定彦 (副 所 長)  
桑島靖夫 (主任 研究員)  
小橋 今 (主任 研究員)  
佐野幸次 (研 究 員)  
青木秀樹 (研 究 員)  
高木健二 (元 研 究 員)

## 主査まえがき

連合総研の担当者たちから、生活ビジョン研究委員会を組織したいから主査をつとめてほしいという交渉を受けたのは、1992年の秋であったかと思う。私の意見を採用してもらい、いまからおよそ4分の1世紀（25年）ぐらい先の2020年を見通した生活ビジョンを考えてみようということになった。さいわい、事務局の努力で、各分野の信頼できる専門家に委員として参加していただくことができた。本間義人、宮島洋、渡邊秀樹、大田弘子、山田節夫の各氏である。1993年1月28日に最初の顔合わせをおこなったのち、合計16回にわたる研究会を通じて議論を積み重ねてきた。

研究委員会の議論と平行して、連合の組合員を対象とする「21世紀のライフビジョン」に関するアンケート調査を実施した。アンケート調査の企画と実施にさいしては、研究委員会のメンバーでもある渡邊秀樹氏にご協力をお願いした。アンケート調査の概要はすでに1993年12月に公表されている。また、生活ビジョンの基礎条件を探るという観点から、小口登良氏に年金財政についての特別の研究をお願いし、幾つかの試算を提示していただいた。

これらの調査・研究を参照しながら、研究委員会の討論にもとづき、事務局に「総論」のとりまとめを依頼するとともに、委員がそれぞれ「各論」を執筆することにした。「総論」と「各論」のいずれについても、執筆の途中で研究委員会にたいして中間報告をお願いし、相互に意見を交換して必要な調整をおこなった。

事務局の献身的な努力により、研究委員会の意見の基本的内容は「総論」に十分に盛り込まれることになったと思う。しかし、時間の制約もあり、この種の研究委員会の通例として、幾つかの問題について委員のあいだに多少の意見の相違が残ることは避けられなかった。そうした問題については、報告書の表面をとりつくろうよりも、「各論」のなかで各委員が率直かつ自由に発言するようにし、読者にたいする問題提起とさせていただくことにした。「総論」とあわせて「各論」もぜひお読みいただきたい。

いまからおよそ4分の1世紀まえというと、1960年代末から1970年代初頭にかけての時期である。通貨危機（1971年）と第1次石油危機（1973年）という国際的事件が

---

---

あり、世界経済の枠組みが大きく変化したことが契機となって、日本経済は「高成長の時代」から「中成長」の時代へと転換した。1970年代の前半が日本の経済と社会の「戦後」の歴史におけるひとつの転換期であったことは疑いない。

しかし、あの当時、4分の1世紀後の日本の経済・政治・社会・生活の具体的な姿を正確に予測するなどということはとうてい不可能であったろう。「さしあたり何をしなければならないか」という点については、私自身が、当時、さまざまな発言を試みだし、方向はそれほど見当違いでなかったと思っているが、4分の1世紀もあとの日本の経済や社会や生活の姿が「具体的にどうなるか」を予言するなどという大それたことは、思ってもみなかった。

我々は、これから4分の1世紀もあとの時点における日本の経済・政治・社会・生活の具体的な姿を正確に予測することができるなどと考えて、この作業にとりかかったわけではない。しかし、おそらく、いまから4分の1世紀が経過した2020年ごろになってから、あらためて過去をふりかえったとき、1990年代の前半がやはり（ただし1970年代の前半とはかなり違った意味で）大きな転換期であったことを確認することになるのではないかという予感をもっている。そうであるだけに、これからの大きな変化の時代に対応するために、いまの段階において制度や政策の見直しをどこまでやりとげることができるかが、国民の生活のあり方を大きく左右することになるのではないかと思われる。

この報告書では、当面の諸課題に対応する我々の「マクロ的な」（社会全体のあり方にかかわる）制度や政策の選択の適不適によっていわば「普通の」国民の生活の条件が大きく変わってくる可能性が大きいということを、できるだけ具体的・例示的に示すようにつとめることとした。

私自身が執筆した各論の第1章でも説いたように、これまでの日本人の大多数の意識と行動様式は、あまりにも「ミクロ指向」に傾斜しすぎていたように思われる。とくに政治の貧困が、そうした傾向をさらに強める方向に作用しつづけてきたといわざるをえない。未来の「生活」の「ビジョン」を描くという試みは、いわば「マクロ」の条件の変化の影響を「ミクロ」の生活の「ありうる姿」を通して検討するということにほかならないが、私は、そうした作業を通じて、人々の意識と行動様式における

「マクロ指向」への契機を強め、有効な政治的意思決定の過程を創造し、必要な制度や政策の改革を実現し、まさにそのことによって、より明るい（または、より暗くない）「生活ビジョン」に現実を近づけていく結果になるような方向へと向かう動きが生まれることに、多少とも寄与したいと考えている。これは、この研究委員会に参加してくださった皆さんの共通の念願であると確信している。

最後に、この研究委員会の作業に参加してくださったすべての委員の皆さん、またとくに「総論」の執筆を直接に担当してくださった桑島靖夫氏をはじめとする連合総研の事務局の皆さんにたいして、広い範囲の問題についての掘り下げた討論の機会を与えてくださったことについて、心からの感謝を申し上げたい。

1994年6月

正 村 公 宏

---

# 第 I 部 總 論

## 総論

総論は、7つの章から構成されている。

最初に第1章で、現代日本の勤労者生活における問題点について、家族生活、職業生活などさまざまな角度から批判的に指摘を行う。現在の勤労者がゆとり・豊かさを実感できないのは、老後生活の不安、住宅、教育などにおけるマクロ的、すなわち社会的にしか解決できない諸問題に対して、ミクロ的、すなわち個人や個々の家族の単位で対応しようとしているからである。また、生活時間の配分や男女の役割分担の面で、バランスが崩れていることが指摘できる。職業生活の面では、企業に対する依存が強すぎる点や労働生活の質（QWL）が問題とされる。そして、それらの背景として、勤労者の意識がミクロ志向に走りすぎているという問題があることを指摘する。

第2章では、今から2020年頃にかけて予想される社会と経済の変化を展望する。そのうち最も確実でかつ重要なのは高齢化であるが、加えて都市化、国際化、情報化などの変化が予想される。規制緩和も進められるだろう。これらの社会変化の影響とそれへの対応としての社会制度の構築がどのように進むのか、そしてその制度政策改革の累積過程のいかんによってさまざまな社会の選択肢が現れると考えられる。こうした諸変化の結果として、労働生産性の上昇が次第に鈍化し、それにつれ賃金上昇率も鈍化するだろう。また、賃金カーブの傾きも緩やかとなろう。

しかし、今後の変化は一通りに決まるものではなく、政策的選択の余地も大きいはずである。そこで第3章では、政策的選択の基礎になる今後の社会の方向に関する3つのモデルを提示する。その第1は、戦後日本に典型的にみられた「企業中心社会モデル」であり、第2は、80年代のアメリカ、イギリスを代表とする「新自由主義社会モデル」である。さらに、それらいずれでもない第3のモデルとして「個人尊重・社会連帯型（高度福祉社会）モデル」が成り立ちうる。そして、そのそれぞれに対応して成立する勤労者生活のあり方に関するシナリオが、企業中心という現状の延長線上でいくシナリオ、個人中心かつあらゆる局面で市場システムによる解決を万能とするシナリオ、社会保障による解決を重視するシナリオの3者となる。

---

第4章では、3つの勤労者生活のシナリオに沿った勤労者生活の姿を具体的に描いている。「企業中心・現状維持」シナリオでは、現在の勤労者生活が抱える諸問題が将来も解決できないだけでなく、出生率の一層の低下が進むなど、問題はより悪化する。「個人中心・市場万能」シナリオでは、雇用が不安定化するとともに、社会的な所得格差が極めて大きくなり、生活の安心感が失われる。最後に、「社会保障重視」シナリオでは、社会的な負担は大きいですが、規制緩和など市場システムをより機能させる方向での改革が進む中でも生活の安心感が確保される。

第5章では、以上3つのシナリオのうちいずれが望ましいかという判断基準として、①社会連帯、②社会の持続可能性、③内発的な市民的価値の形成という3つの基準を挙げている。3つの基準のいずれからも「社会保障重視」シナリオが望ましいと判断される。

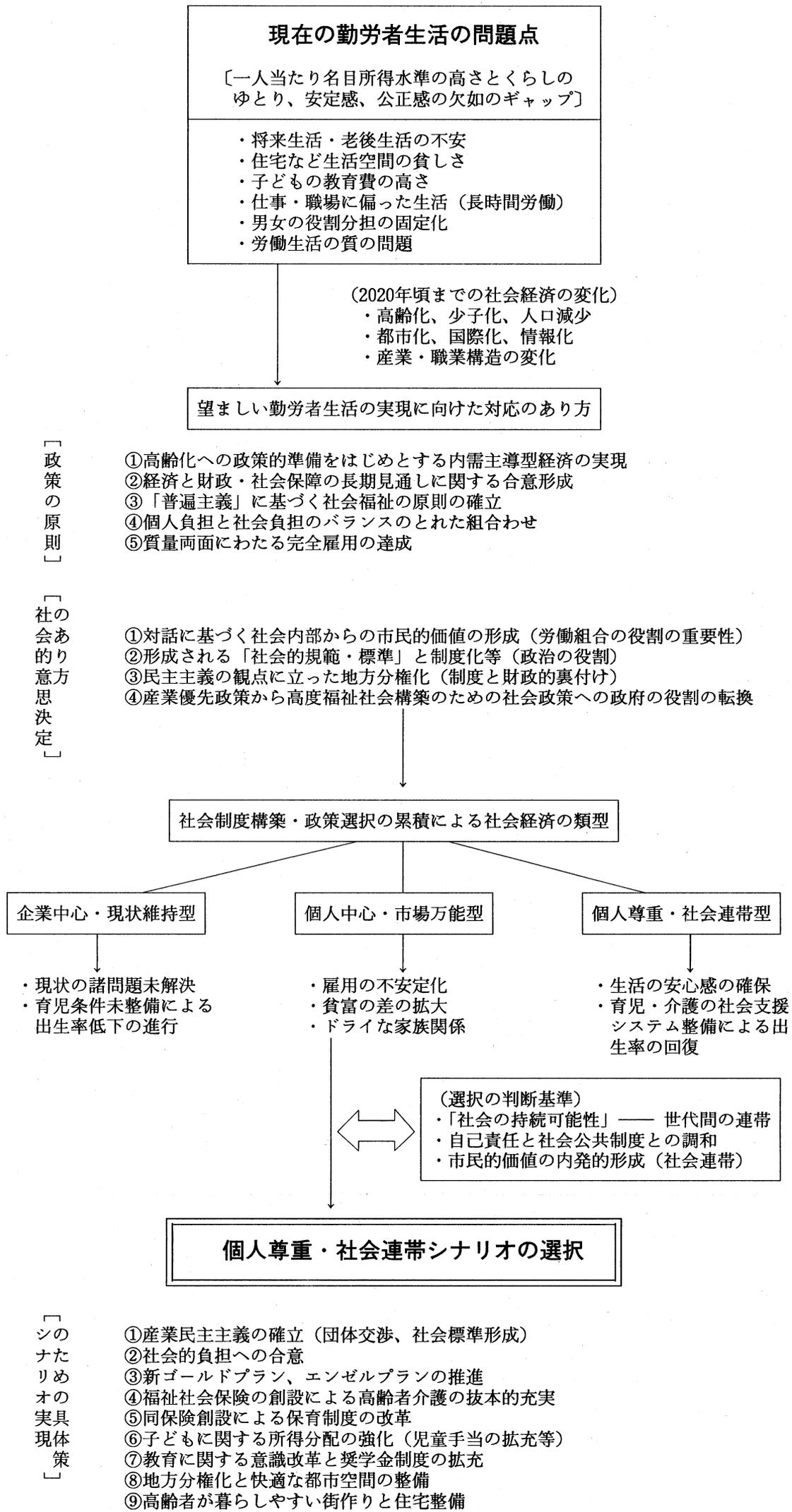
第6章では、望ましいシナリオを実現するために講ずべき施策のうち、政策の原則として、1. 高齢化への政策的準備とそれによる輸出依存型経済からの脱却、2. 経済と財政・社会保障の長期的見通しに関する合意形成、3. 社会福祉の普遍主義への転換、の3点を挙げている。次いで、具体的な政策として、4. 福祉社会保険の創設による高齢者介護の充実、5. 同保険創設による保育制度の改革、6. 子どもに関する所得再分配の強化、7. 教育に関する意識改革と奨学金制度の拡充、8. 地方分権化と快適な都市空間の整備、9. 高齢者が暮らしやすい街作りと住宅整備、の6点を挙げている。

最後に第7章で、これらの政策を実施するための社会的意思決定のあり方として、第1に対話（コミュニケーション）に基づいて社会の内部から市民的価値を作っていくのが民主主義の原則であること、対話の過程では労働組合等の役割が重要であること、第2に市民社会の中から形成されてきた「社会的標準」を法律等により社会制度にまで高めるのが政治の役割であること、第3に地方分権化も民主主義の観点に立って進めるべきであること、その際に特に税を中心とする財政の裏付けが重要であること、第4に政府の中心的な役割を従来の産業政策から高度福祉社会構築のための社会政策へと転換することを述べる。

なお、総論の中の個々の論点の詳細については、それぞれの箇所で各論の該当部分を指示しているので、参照されたい。

# しあわせの未来形（概要フローチャート）

— 2020年への選択 —



## 第1章 現代日本の勤労者生活における問題点

最初に、現代日本の勤労者生活における問題点を確認する。

日本の勤労者生活の現状は、賃金水準は一応先進国並みとなっているにも関わらず、真のゆとり・豊かさが実現されているというにはほど遠い状況にある。これは、勤労者個人あるいは個々の勤労者家計の収入面での努力では解決することが困難な構造的な問題があるからである。

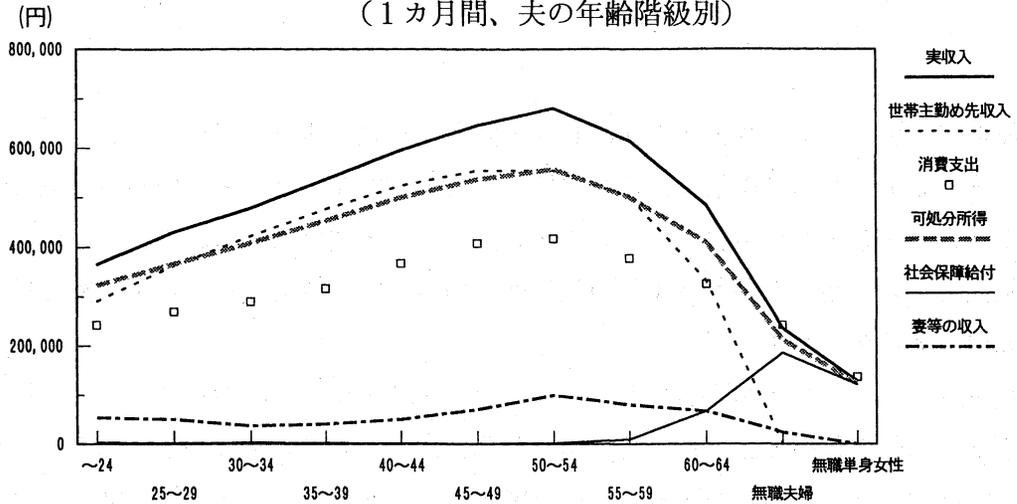
勤労者生活をその諸側面から捉えるならば、まず家族生活においては、①老後生活の不安、②住宅を初めとした生活空間の貧困、③子どもの教育の問題、以上から帰結する④高貯蓄という問題がある。次いで職業生活においては、⑤労働生活の質（QWL）、⑥企業への過度の依存・埋没、⑦職業能力開発の企業依存、⑧労働組合の比重の低下という問題がある。そして両者の接点に⑨長時間労働などによる生活時間の貧困、⑩男女の固定的役割分担という問題がある。また、⑪大都市部を中心とした地域コミュニティの希薄化も問題である。そして、それらすべての背景に⑫私的利害関心のみの追求という問題がある。以下では、それらを順にみていくこととする。

### 1. 老後生活の不安

今から20年以上前は、老後生活の不安といえばまず老後の生活費のことを意味した。しかし、年金制度の成熟化に伴ってその水準は次第に高まり、特に1973年の制度改正によりインフレ・スライドが導入されたこともあって、今日ではすでに生活費をまかなう上で一応の水準に達している。この点は、図1の勤労者世帯と無職高齢者世帯との家計収支の比較をみれば明らかである。また高齢者にとって重要な医療も高い水準にある。すなわち年金と医療については、すでに勤労者の負担増加との関連で社会的

にその支出増加抑制が課題となる段階に至っている。

図1 勤労者世帯の家計構造  
(1カ月間、夫の年齢階級別)



資料出所 総務庁統計局「家計調査」(1993年)

〃 「全国消費実態調査」(1989年)

- (注) 1. 年齢階級を示してあるのは、夫が世帯主の核家族勤労者世帯である。  
 2. 無職夫婦は家計調査の無職世帯で、平均世帯主年齢は68.1歳である。  
 3. 無職単身女性については、全国消費実態調査のデータを消費者物価で延長した。平均年齢は、69.8歳である。

高齢者に関する社会保障の中で、唯一取り残されている分野は、介護を中心とする社会福祉である。日本の勤労者家計の貯蓄率の高さはよく知られているが、貯蓄の相当部分は老後の準備のためと思われる。しかし、生活費とは異なり、からだが不自由になったときに介護してもらえるかどうかの心配は、金さえあれば解消できるという性格のものではなく、相当程度の貯蓄があってもなお不安が残る。

また、介護の内容も重要である。誰しもからだの不自由になれば末期には食事や排泄といった最も基礎的な事柄まで自力では処理できなくなる。そうした中でも死ぬまで人間としての尊厳を失わないで生きていけるかどうかは、基本的人権に関わる問題だからである<sup>1)</sup>。

この分野におけるこれまでの政府の方針は、「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールド・プラン)」に示されており、そこでは「在宅介護」の推進を掲げていた。

からだが不自由になった高齢者が住み慣れた場所で介護を受けるというのはノーマライゼーション<sup>2)</sup>の考え方であり、生活環境の激変に伴う高齢者の心身への悪影響を避けるという意味からも当然望ましいことである。しかし、ゴールド・プランの想定しているホームヘルパーの数などは極めて不十分であり、介護の対象となる高齢者に日中の大部分の時間必ず同居家族がついているということを暗黙の前提としていたように思われる。

しかしながら、こうした前提が今後どの程度満たされるかは、かなり疑わしい。例えば、厚生省人口問題研究所の世帯数の将来推計（1993年10月）でも高齢者が子ども夫婦と同居する割合は急激に低下することが見込まれている。また、介護を行うことが期待される家族（従来大部分は嫁あるいは娘という女性）は、その負担を当然引き受けるものとされているが、女性の職業参加が一層進んでいく中でそうした前提が今後も大部分のケースについて満たされるという保障はなく、むしろ崩れると考える方が自然であろう。

厚生省は、本年3月に発表した「21世紀福祉ビジョン」で「ゴールド・プラン」を抜本的に充実する方向での見直しを決めた。「新ゴールド・プラン」が、真の在宅介護を実現するようなものとして策定され、それに基づいて人・施設の両面で介護を中心とする高齢者福祉の着実な前進が図られることが強く期待される。

## 2. 生活空間の貧困

### (1) 住宅の貧しさ

日本の勤労者生活は、欧米に比較して住宅を始めとする空間面においても貧しい。

住宅確保については、従来の持ち家政策の下で確かに勤労者の持ち家比率は上昇してきており、93年は全国平均で63%となっている。しかも年齢別にみると、50代前半以降では8割を超えている。

しかし、問題は、これは全国平均であって、東京圏においては特にバブル期の地価高騰の結果、持ち家取得は極めて困難となったということがある。また、たとえ取得できたとしても、ローン返済の負担が重いという問題がある。このため、政府の「生

---

活大国5か年計画」(1992年閣議決定)においても、勤労者世帯の平均年収の5倍程度で良質な住宅の取得を可能とすることが目標として掲げられた。その後、バブルの崩壊による地価下落に伴い、状況はやや改善してきているが、なお高く、マンションでも平均年収の5.8倍となっている(93年、経済企画庁による)。そうして手に入れた住宅から職場までの通勤時間が非常に長くかかる(後述)ことも問題である。

また、日本の住宅は、国際的にみて居住面積が狭い。たとえば、1人当たり床面積で見ると、ヨーロッパ主要国が40㎡程度、アメリカが60㎡程度であるのに対し、日本は28㎡とヨーロッパと比べても7割程度の水準となっている。以前に海外から「うさぎ小屋」とやゆされたことがあるように、日本の勤労者は狭い家に住んでいるといえる。

東京圏などの大都市部においては、もともと持ち家政策の推進自体に無理があったと思われるが、特に借家の質が悪いことが問題である。

このような住宅問題の解決に対しては、いわゆる規制緩和による住宅建設の促進は、むしろ逆効果とみられる。例えば、ヨーロッパでは、詳細な区分による用途地域規制がなされており、量・質ともに十分な水準の住宅が確保されている。これに対し、日本の都市計画制度では土地の用途規制が極めて緩やかで、事実上ないに等しい。その結果、日本では、フローとしての住宅投資は盛んであるにも関わらず、土地利用の高度化が進むことにより取り壊される住宅も多い。加えて、木造であるために耐用年数が短いこともあり、ストックとして残らず、住宅の豊かさに結びつかない構造となっている。また、次々と新設される住宅の面積が狭いことも、住宅の豊かさが得られない一因となっている。

## (2) 住宅弱者、特に高齢者の問題

さらに、持ち家を取得できず、民間の借家住まいを続けた場合に、高齢期において住む場所がない(路頭に迷う)ということになる心配が強い。住宅取得のためのコストが大きいにも関わらず、住宅取得意欲が強いのはそのためである。また、高齢者だけでなく、ひとり親家族、外国人など持ち家を確保できないいわゆる住宅弱者が取り残されてきた。

また、良質な住宅の確保は、第1節でみた介護との関係でも、極めて重要である。

たとえば、在宅介護といっても、高齢者の移動の自由を確保するためには車いすで家の中を動けなければならないが、日本の伝統的家屋の構造ではそれは困難である。

### (3) 生活環境の総合的な貧しさ

住宅以外の面でも、各論第6章で指摘する通り、日本の街並みが欧米諸国と比べて美しくないことに象徴的に示されるように、勤労者生活の空間面全体の貧困さが目立つ。これは、公園などの社会資本の量的指標からみても明らかである。

また、連合総研が1989年に実施した「在独日本人主婦と在日ドイツ人主婦の生活意識調査」でも、そこに住む主婦の目からみた評価として、在独日本人主婦と在日ドイツ人主婦のいずれも8～9割以上が、住宅はドイツの方が日本より広く、家賃は日本の方がドイツより高く、その他の住環境もドイツの方がよいと回答している。

## 3. 子どもの教育費負担と学歴社会

子どもの教育も、勤労者生活にさまざまな問題を投げかけている。

まず教育関係の家計負担をみると、総務庁の家計調査（1993年）によれば、特に40代前半から50代前半にかけての負担が重く、ピークの40代後半では平均で約6万円、消費支出全体の15%程度を占めている。これは主に子どもの大学進学に伴って生じているものとみられる。

大学進学は、もちろん親と本人との選択によるものではあるが、その背景には、①学歴が出世の要件となるという学歴社会の問題と、②国際的にみて大学教育費の自己負担が大きいことに加え、③日本ではその費用を親が負担することが前提となっているという問題が重なっている。

本研究委員会が実施した「21世紀ライフビジョン調査」の結果をみても、子供の教育については、子どもは大学に進学すべきで、進学したら学費を出すのは親の責任だと考える人が過半数であり、できるだけ有名校に入ってほしいと考える人は1/3程度となっている。いずれも高学歴の人ほど多い。また、今後の日本の教育については、大部分の人が職場における学歴や出身校による不公平は解消されていないと考えてお

---

り、このため偏差値重視の教育は改められず、受験戦争は弱まっていないと考えている。さらに、高校、大学の費用負担は軽減されないと考えている。

なお、近年、女子を含め大学進学率が再び高まっていることに加え、高卒後専修学校専門課程に進む者も増加している。この結果、18・19歳の職業参加率（労働力率）は93年で男性37.1%、女性35.6%となっており、20歳前に働いている若者は今や4割に満たないことが分かる。

#### 4. 高い家計貯蓄率と貿易黒字の累積・円高の進行

これまでみてきた老後生活の準備、住宅取得、子どもの教育費負担といった問題は、日本の勤労者の家計にとって重い負担となるだけではない。前二者は、勤労者家計の貯蓄率を著しく高い水準のものとしており、その結果、マクロ経済レベルの貯蓄率も高い水準となっている。

もとより貯蓄率の高さ自体は、問題ではない。むしろ、今日の日本経済が高齢化社会への社会的準備を行う余裕があることを示していると考えられる。しかし、今日の日本では高貯蓄を有効に利用する政策がとられておらず、次にみるようなメカニズムでかえって膨大な貿易黒字と円高を招いて自らの首を絞める結果をもたらしている。

マクロ・レベルでみると、家計部門の貯蓄率は、日本経済が高度成長を遂げていた時代には、企業の設備投資とおおむね見合っていたが、1975年以降は設備投資が縮小し、その後政府支出も臨調行革路線下で抑えられたため、国内経済全体として貯蓄超過となった。国内の貯蓄超過は、マクロ・バランス上、経常収支黒字と等しくなる。この結果、日本の黒字額は膨大な額にのぼるようになり、それが一定限度を超えるたびに、深刻な貿易摩擦と大幅な円高が繰り返し生じるようになった。それが輸出産業の雇用と労働条件に悪影響を与えていることは、周知の通りである。

この点に関し、各論第2章では2020年まで高貯蓄問題が解決されないまま推移した場合の日本経済のシミュレーションを行っており、先に行くほど貿易問題が危機的状況まで悪化するという結果を示している。もちろん高齢化の進行に伴って無職世帯の割合が増加するので、遠い将来は貯蓄率が低下するものとみられるが、このまま放

置すれば貯蓄率の顕著な低下がみられる前に破局的円高が生じる恐れもないわけではない。

このように、ミクロ・レベルの勤労者生活の問題とマクロ・レベルの貿易摩擦・円高問題とがリンクしていることから、逆に前者の問題を解決すれば後者の問題も解決できるという展望を持つことができよう。

## 5. 生活時間の貧困

時間面の貧困も、日本の勤労者生活のゆとりをなくし貧しくしている要因として重要である。これは、狭義の労働時間が長いという問題だけではなく、生活時間の配分に問題があることを意味する。

このうち日本の労働時間が欧米先進諸国と比べて長いという問題はすでに広く認識されており、政府の「生活大国五か年計画」においても「計画期間（1992～96年度）中に年間総労働時間1800時間を目標とする」としている。これに伴い、法制面の整備と労使の努力、加えて不況による残業削減もあって、現在なお欧米より長いものの、この所、労働時間の短縮は進んできている。

しかし、景気の回復に伴い再び残業時間が以前と同様の水準まで増加する懸念がないわけではない。

また、狭義の労働時間以外についても、問題がある。

連合総研が1990年に実施した「五ヶ国生活時間調査」により週休2日制の場合の出勤日の生活時間を、日本と他の先進諸国の男性勤労者について比較してみよう（表1）。直ちに分かるのは、日本の方が実際に労働した時間が長いだけでなく、通勤時間、休憩時間、「始業前や就業後に職場にいた時間」のいずれも長いし、また、自由時間の中でも「仕事上の相手や職場の同僚との外食」の時間や「仕事の相手・職場の同僚との交際」の時間が長いということである。逆に、仕事に関連しない自由時間や睡眠等の生理的時間が短く、特に家事時間は極端に短い。また、休日でも日本のみ「仕事の相手・職場の同僚との交際」の時間が存在しているが、これは主にゴルフとみられる。

表1 生活時間の国際比較  
 (男性既婚・通常勤務・土日2日休んだグループの月～木曜日)  
 (分)

	日 本	ド イ ツ	フランス	アメリカ	イギリス
労働関連時間	758.0	650.2	597.4	675.6	585.3
在社時間	649.6	563.6	534.7	563.1	520.6
労働	550.7	489.1	474.3	463.1	446.5
職場での食事	28.1	46.8	30.3	51.9	34.7
その他の休憩	31.0	11.6	10.1	20.0	20.0
始業前や就業後に職場にいた時間	34.4	15.7	6.3	14.4	4.1
通勤時間	105.7	74.8	62.6	69.4	47.6
仕事関連の自由時間	29.0	18.9	6.0	4.4	0.0
仕事上の相手や職場の同僚との会食	16.7	4.3	4.8	0.0	0.0
仕事の相手、職場の同僚との交際	12.3	14.6	1.1	4.4	0.0
家族単位での自由時間	65.9	99.1	102.2	80.0	111.2
家族的・私的交際での自由時間	1.3	31.8	11.5	6.9	34.1
独りでの・友人との自由時間	88.9	128.8	141.7	99.4	156.5
家事時間	7.7	23.6	60.5	49.4	28.2

資料出所 日本労働研究機構・(財)連合総合生活開発研究所「五ヶ国生活時間調査報告書」  
 (1991年6月発表)

(注) 1. 1日=1440.0分

2. 生活時間のうち睡眠時間、保健衛生・身の回り時間以外の分類項目と労働・仕事関連の内訳中の主なものを示した。

すなわち、日本の勤労者の生活は、時間面において全体的に会社・仕事関連で拘束されている度合いが強く、会社・仕事を離れて家族と過ごす時間が短いといえよう。これは、これまで経済成長という目標へ勤労者を駆りたててきた結果である。

しかし、職場生活は、勤労者生活全体の中では、重要ではあるがあくまでも一部であるにすぎない。したがって、問題は、狭義の労働時間に限られるものではなく、職場生活と家庭生活その他との関係の中で、生活時間全般の配分のあり方を見直す必要がある。

## 6. 男女の固定的役割分担

従来の日本社会では、「亭主元気で留守がよい」というコピーに象徴されるように、夫は企業での職業生活に没頭し、妻は家事・育児にたずさわる専業主婦あるいはパート勤めという、男女の固定的な役割分担が支配的であった。すなわち夫は職業のスペシャリスト、妻は家事・育児のスペシャリストであり、そうした二人のスペシャリストの結合が夫婦であった。これを別の面からみれば、職業生活の場である企業では男性が基幹労働力であり、女性は補助と位置付けられた。一方、家庭においては妻と子どもが中心となり、夫は事実上不在ということも多かった。主要先進国と比較しても、「五ヶ国生活時間調査」によって先に確認した通り、日本の勤労者生活では、夫は長時間労働をし、家事・育児はほとんど妻にまかせるという姿が顕著である。

このような、若年・壮年の男性勤労者が長時間労働を行っている、すなわち過剰に働いている社会では、女性に対して家事・育児を負担しながら男性と同じように働けというのは無理があることは当然である（事情は異なるが、類似したことが男性高齢者についてもいえよう）。

女性の働き方についてより詳しくみれば、若年期のみ「正規従業員」であって、結婚あるいは出産を契機に退職することが期待されてきた。子育て終了後に再就職を希望しても、家庭責任との両立のため、また、退職前の職業能力を生かすことができないため、低賃金の「パート」に就く以外には難しかった。

しかし、近年、女性の高学歴化と職場進出が進むにつれ、変化が生じてきている。すなわち、妻も今までより職業労働に従事し、夫も家事・育児を分担する方が望ましいという意識変化である。これは、女性と男性、若年者と高齢者、女性の中でも職業の有無、学歴間で異なっているけれども、先進国の歴史的すう勢をみても、こうした意識変化が一層進むことは確実とみられる。

こうした変化に対応して、労働法制上も、男女雇用機会均等法や育児休業法など女性の職場進出の阻害要因を除去するような立法が行われてきている。また、企業の人事政策も好況期には女性の職場進出を受け入れる方向に動いた。しかし、今回の不況の中で企業による大卒新規採用の抑制がとりわけ女子学生の就職機会を狭めたことに示されるように、依然男女均等の精神が社会的に定着したとはいえない状況にある。

---

## 7. 労働生活の質（QWL）

日本人の勤勉さは美德の一つであろう。しかし、近年はその行きすぎが勤労者生活に及ぼすマイナスの面に対して反省ないし批判が行われるようになった。その1つは、第5節でみた長時間労働の問題であるが、時間面だけに留まらず、労働の内容にも問題があるように思われる。

自動車総連は、1992年にまとめた産業政策委員会答申の中で、過当競争の中で長時間労働と「高負荷勤務での緊張感持続」が「職場の疲弊」を招いていると指摘し、標語的に『従業員はくたくた、会社は儲からず、海外からは叩かれっぱなし』、『車は欲しいが、自動車産業では働きたくない』とまとめている。

本研究委員会が実施した「21世紀ライフビジョン調査」でも、働く場所としての職場の評価を調べるため「子どもを今の会社に入れること」についてたずねたところ、「絶対入れたくない」とする回答が2割もあった。職種別にはブルーカラーや営業職で顕著であり、また、企業規模別では小規模ほど高いが、1万人以上の企業でも17%となっている。したがって、その背景には、賃金、労働時間といった通常の労働条件や雇用の安定だけでなく、仕事内容あるいは極度の疲労感という要因があるものとみられる。

日本の勤労者はこれまで確かに勤勉であった。しかし、今後はこのような労働生活の質（quality of working life）での問題が解決されない産業や企業では、労働力の確保が困難となることも懸念される。

## 8. 企業への過度の依存・埋没

戦後日本社会の急速な工業化、都市化の中で血縁や地縁に基づく共同体も急速に解体した。それらに代わって企業と職場が、勤労者に帰属意識をもたらす擬似共同体的な場を提供してきた。

そして、広義の社会保障が全般的に不十分だった時代には、勤労者と労働組合はそれを政府にではなく企業に要求し、企業は勤労者に対しさまざまな企業内福利厚生あ

るいは企業福祉を提供するようになった。これは、勤労者の企業への依存を強める結果をもたらしたし、企業規模別には賃金よりもずっと大きい格差を生じさせることとなった。そしてそれがまた広義の社会保障の充実を遅らせるという悪循環をも招いた。しかし、企業福祉は、本来は住宅や（以前は）年金など広義の社会保障の不備を補うため、労働組合として要求し獲得した成果であったことも忘れてはならないだろう。

以上の結果として、日本の男性勤労者は企業に対して没我的献身を行うようになった。特に既婚男性勤労者にとってはすでに時間面からみたように自らの帰属する社会集団として、家族より企業を優先させることにもなった。長期の単身赴任もその弊害の一つとして挙げられる。そして、交際範囲も、企業・仕事を中心としたものに限定されるようになった。

しかし、近年こうした姿は、企業に埋没し企業に束縛された「会社人間」として、強い批判を浴びている。これは、企業の機能充足の要請が、勤労者個人あるいは家族の機能充足の要請に優先し、後者を犠牲にしている事態とみることができよう（各論第5章参照）。

## 9. 企業に依存した職業能力開発

戦後日本の職業能力開発は、企業中心であった。就職前の学校教育は、一般的な知識・教養の付与を行うのみで、仕事に直接役立つ能力開発は、就職後に企業によってOJTを中心に行われてきた。この点は、昭和20年代の中卒の養成工から近年の大卒ホワイトカラーに至るまで基本的には変わっていないといえよう。このような能力開発方式は、戦後の急速な技術革新の下で特にブルーカラーについて有効性を発揮した。

こうした能力開発方式は、いわゆる終身雇用・年功序列慣行の背景にあって、それらを機能させてきたものである。しかも、それは決して特殊日本的なものではなく、世界的に普遍性を有するものだという見解もみられる。

しかし、もっぱら企業による職業能力の開発は、長期勤続が期待される下で従業員が自己の就く職種を自らの希望によって選ぶのではなく、企業の一方的な人事異動によって配属されるという結果を招いている。その結果、前節でみたような企業への過

---

度の依存という問題を生じさせているように思われる。

## 10. 問われる労働組合の役割

以上で述べた労働生活の質、企業への過度の依存、職業能力開発のあり方を含め、勤労者が職場で直面する問題を汲み上げて、企業との間で労使交渉により、あるいは政府との間で政策的にその解決を図っていくのは、労働組合の本来の役割である。しかし、労働組合が日本社会において持っている意味は、長期的にみて縮小してきている。

まず数量的にみると、日本の組合組織率は、1970年の35.4%、80年30.8%から93年の24.2%へと長期的に低下を続けてきている。これに関する近年の研究は、未組織労働者を新規に組織する率が低下していることが重要な要因であると指摘している<sup>3)</sup>。

組織化されている職場においても、たとえば組合役員のなり手がいないという嘆きをよく聞くように、職場での存在感が薄れてきているように思われる。職場の意見を広範に吸い上げ、労働条件や政策要求に反映させる機能をきちんと果たしているかどうかという点も、労働組合自身が絶えず念頭に置かなければならないことであろう。

このような産業民主主義は、もちろん経済などの客観的環境を無視してそのみを追い求めることはできない。しかし、その点を考慮しても近年の日本では産業民主主義のはかばかしい前進がみられないことが問題とされよう。

## 11. 地域コミュニティの希薄化

現代日本では、大都市部を中心に地域コミュニティの存在が希薄になっている。

都市化、産業化は、地域コミュニティを解体する傾向がある。現代日本では、特にその傾向が強いように思われる。これにはそれぞれの地域の個別の事情もあろう。しかし、一般的な背景としては、男性の長時間労働、職住分離と遠距離通勤、転勤による比較的頻繁な転居、わずらわしい近所付き合いの忌避、擬似共同体としての企業への埋没等を挙げることができよう。

勤労者にとっては、地域コミュニティに積極的に関与しなくても日常的に生活していくことが可能であるが、高齢者や子どもは、事情が異なる。引退後の高齢者にとっては、職業生活の部分がなくなるため、地域で人間関係を持たざるを得ない。また、高齢者にとって重要な各種の福祉活動も地域に根差さなければ有効に機能し得ない。一方、子どもについても、家族や保育園・学校の中だけで育っていくのではない。それらを取りまく地域コミュニティの希薄化は、それらの場・機関の持つ育児・教育という子どもの社会化機能を弱体化させている。そして、高齢者や子どものケア（介護、育児）にたずさわる壮年（従来は主に女性）にとっても、地域コミュニティによる支援は重要である。

今後は、高齢化の進行による勤労世代と引退世代の比率の変化に伴い、地域コミュニティの再構築が求められるのではなかろうか。

## 12. 私的利害関心のみの追求

戦後の日本社会では、戦前・戦中の国家主義への反省もあって、自分とその家族のみの利害関心の追求が支配的となった。社会的あるいは公共的価値の追求は、一部の形骸化した政治イデオロギーを別とすれば、ほぼ消滅したに近かった。

しかし、真の自由原理と単なるミーイズムとは、本来、区別されなければならない。というのも、自由の主張には、当然、責任が伴うからであり、また、自己の自由の主張には他者の自由の尊重が論理的に含まれるからである。

先にみた企業への献身も、広義の社会保障の遅れという条件の下で、企業がこうした私的利害関心の実現回路となってきたからという側面が強い。これが経済成長に有効であったことはすでにみた通りである。

また、政治腐敗の問題も、選挙民の利益誘導を行う政治家の側の問題であるだけでなく、そうした利益を求めて政治家にたかる選挙民自身の問題という側面の方がより根本的であると思われる。

今後、日本が成熟社会に移行するためには、勤労者の意識自体がミクロの私的利害の追求からより社会的な方向へ変わっていかねばなるまい。

---

(注)

1) 高齢者の介護の実態を知らない読者のために、一つの例を挙げておく。

「私も身近かに、寝返りが自力でできない寝たきり老人を2年間みていたが、朝の洗面、髪とかし、寝巻きの着せ替え、1日3回の食事の調理、飲食の手伝い、食器の始末、ポータブル・トイレに1日7～8回抱き起こして腰かけさせ、すんだら局部を清めて、また、ベッドにかかえて寝させる、ポータブル・トイレの始末をする(末期にはこれが、おむつの交換と洗濯になる)、薬を飲ませる。時には浣腸する。身体を清拭し、洗髪をする。とこずれを防ぐため体位を夜昼なく2～3時間おきに向け変える。話し相手になる。見舞客の接待をする、というありさま。それに、昼間はウトウト眠り、夜はバッチリ目覚めていて、ひどい時は、夜中に5～6回、トイレとか体が痛いとか起こされる。このような24時間態勢が日曜祭日なしの1年365日間なのである。主婦ひとりの力で、さらにそのうえ通常の家事・育児までやれるのであろうか。」

出所：加藤富子「高齢化社会と地方自治体の政治・行政」『高齢化社会の経済学』  
1990.

なお、これは寝たきり老人の介護の例であるが、痴呆性老人の介護の場合には、また別の種類の苦労があると思われる。

- 2) 老人、障害者、母子などハンディキャップをもつ人々が、ハンディキャップをもたない人と同じように社会の中で受け入れられ、生活できるのがノーマルな社会であり、そのために必要な施策を講ずべきだという考え方。
- 3) 都留康「日本における労働組合組織率低下の規定要因」一橋経済研究所『経済研究』1994年1月

## 第2章 今後予想される社会・経済の変化 とその問題点

今後の勤労者生活を描く上で前提条件として重要なのは、社会と経済の変化である。これは、後で述べる政策のあり方によってかなり変わってくるため、一意的に決まるものではない。また、予測に際しての不確実性も大きい。そこで、ここでは2020年に向けての大きな方向を指摘することとする。

### 1. 人口の減少と高齢化

今後、2020年までの人口面での主要な変化は、その減少と高齢化である。ここでは、厚生省人口問題研究所の「平成4年(1992年)9月推計」の中位推計を基本にして、人口の将来像をみていくことにしよう。

1993年に約1億2,500万人だった日本の総人口は、2011年に約1億3,000万人でピークに達する。その後は減少に転じ、2020年は約1億2,800万人となる。人口のうち生産年齢人口（ここでは高等教育の普及を考慮して20～64歳と定義する）は、1993年の約7,800万人から1999年の約7,900万人まで増加した後、2000年からは減少し始める。そして2020年には約6,800万人と、1990年よりも900万人程度少ない水準となる（表2）。

表2 将来人口予測による高齢化に関する諸指標の推移

(千人)

		厚生省	日本大学	日経センター	住生総研	1993年実績
総人口	2020年	128,345	124,537	118,908	120,250	124,764
	ピーク	130,441	128,641	126,023	127,130	—
	ピークの年	2011年	2007年	2005年	2004年	—
生産年齢人口	2020年	68,416	68,367	66,999	—	77,758
	ピーク	78,975	78,864	77,976	—	—
	ピークの年	1999年	1998年	1998年	—	—
老年人口	2020年	32,738	33,311	30,225	31,990	16,900
老年人口割合(%)	2020年	25.5	26.7	25.4	26.6	13.5
老年人口指数(%)	2020年	47.9	48.7	45.1	—	21.7
75歳以上人口	2020年	16,049	16,411	14,084	—	6,679
年少人口	2020年	19,833	16,354	15,285	14,810	20,841
年少人口割合(%)	2020年	15.5	13.1	12.9	12.3	16.7
合計特殊出生率	2020年	1.800	1.660	1.428	1.31	1.46
	ボトム	1.495	1.499	—	1.30	—
	ボトムの年	1994年	1997～8年	—	2011～18年	—

- (注) 1. 日経センター以外は総人口であるが、日経センターは日本人人口の予測であるため、他よりやや少ない。  
 2. 生産年齢人口はここでは20～64歳としている。  
 3. 老年人口は65歳以上である。  
 4. 老年人口割合＝老年人口／総人口。老年人口指数＝老年人口／生産年齢人口  
 5. 年少人口は15歳未満である。住生総研については連合総研で推計。  
 6. 日経センターの予測では、合計特殊出生率は2020年まで低下を続ける。

資料出所 厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成4年9月推計）」  
 日本大学人口研究所「超低出生社会における統合モデルに基づく医療分析」（1993年1月）  
 日本経済研究センター「2020年までの日本人人口予測」（1994年3月）  
 住友生命総合研究所「わが国出生率の変動要因とその将来動向に関する研究」（1994年4月）

総務庁統計局「平成5年10月1日現在推計人口」

一方、老年人口（65歳以上）は、1993年に約1,700万人であったが、2020年には約3,300万人と、1993年の倍程度に増加する。総人口に対する割合でみると、1993年にはおよそ7人に1人が高齢者だったのが、2020年には4人に1人となる。また、生産年齢人口に対するその比率でみると、1993年には高齢者1人を働き盛り5人で支えていたのが、2020年には働き盛り2人で支えなければいけなくなる。

特に、寝たきりやボケの発生率が高い75歳以上の後期高齢者については、1993年の約700万人から2020年には約1,600万人と2.4倍程度に増加する。これは、その家族と社会にとっての介護の負担をそれだけ増加させる可能性が強い。

次に、日本社会全体の子ども数を年少人口（15歳未満）でみると、1993年には約2,100万人（総人口の16.7%）だったが、厚生省予測では2020年で約2,000万人（同15.5%）とあまり変わらない。しかし、日本大学人口研究所の予測で約1,600万人（同13.1%）、日経センターと住友生命総合研究所の予測ではともに約1,500万人（同12.9%と12.3%）となり、減少幅は大きい。この差は、2020年以降の高齢化のさらなる進展のスピードに影響してくる。

## 2. 出生率の低下とその原因

### (1) 出生率の低下

第1節でみた人口動態の背景には、出生率の低下がある。

一人の女性がその年の年齢別出生率に従ったときに一生の間に何人の子どもを生むかを示す合計特殊出生率（分かりやすくいえば生涯出産率）は、1970年には2.13だったが1992年には1.50、さらに1993年には1.46にまで低下している。これは、長期的な人口再生産に必要な2.1を相当下回っているだけでなく、今なお低下を続けていることが問題である。出生率の低下は、先進国共通の現象ではあるが、主要先進国で日本より低いのは旧西ドイツとイタリアだけであり、しかも他の大部分の国々と異なり、下げ止まりの気配がみられない。

現在の高齢化自体は、第1次ベビーブーム以後1940年代後半から50年代前半にかけての急激な出生率の低下という40年前のできごとにより、すでに確定していたことで

---

ある。しかし、現在の出生率の低下は、数十年後の高齢化を一層深刻なものにする。

## (2) 出生率の予測とその問題点

現在、人口予測として通常用いられる厚生省人口研の1992年の中位推計では、合計特殊出生率が1994年の1.495を底として2020年には1.800まで回復すると仮定している。

同推計のいう出生率回復の根拠は、近年の低下は晩婚化・未婚化によるものであるため、生涯未婚率も1936～40年生まれの4.2%から1965年生まれの11.0%にまで高まるものの、いったん結婚して夫婦になれば平均で2人強の子どもを生むものと想定していることによる。

しかし、1993年の合計特殊出生率の実績は1.46と、すでに厚生省中位推計が過大であったことを示している。

また、日本経済研究センターの「1994年3月推計」は、厚生省の推計を批判して、生涯未婚率は厚生省予測よりさらに高まるとする一方で、結婚年齢が遅ければ後で子どもをたくさん生むわけではなくその分少なくなるため、合計特殊出生率は低下を続け、2020年には1.428にまで低下するとしている。

さらに、(株)住友生命総合研究所の「1994年4月推計」は、合計特殊出生率が厚生省の低位推計のボトム(1.36)をも下回り、1.30まで低下して回復しないと見込んでいる。

かりに現状のまま推移すれば、後二者の推計のように、一層の低下を続ける可能性は大きいものとみられる。

## (3) 出生率低下の諸要因

ここ数年の出生率低下の原因は、結婚した女性の子ども数が減ったことではなく、結婚しなくなったこと、すなわち晩婚化・未婚化による。これは特に20代後半の女性の職業参加率(労働力人口比率)の上昇、すなわち仕事をやめなくなったことと連動している。さらにその背景には、女性の高学歴化等による女性の経済力の高まり、独身生活の魅力の増大、それらによる家事・育児の機会費用<sup>1)</sup>の増加、結婚しないことへの圧力の減少等の要因があるものとみられる。

出生率低下の背景となっているこうした社会変化は、一定の方向性を持った先進国共通の現象であるから、政策的にそれを逆転させることは困難であるし、また、望ましくないであろう。むしろ、そうした変化を前提として政策を構想していく必要がある。したがって、たとえば、育児と職業との両立が無理なく可能となるような政策が求められよう。

ところで、出生率に影響を及ぼす要因には、以上で触れたもの以外に、育児・教育に要する費用や住宅関連の要因がある。

本研究委員会の実施した「21世紀ライフビジョン調査」により、既婚で希望する子どもの数が0～2人の人がそれ以上子どもを作りたくない理由をみると、「育児費・教育費の負担が大変」が8割で、次いで「住居が狭い」と「自分の時間を大切にしたい」がそれぞれ3割強となっている。また、政府の白書等で行われている出生率の時間的な変化や都道府県別の差に影響を及ぼす要因の分析においても、教育費負担と住宅の広さ、家賃などの住宅要因が重要であるとの指摘がなされている。

このように、出生率の低下は、第1章でみた教育費の問題や住宅問題と深く関わっている。したがって、現在出生率を低下させている社会変化を逆転させるのではなく、育児と職業の両立に対する支援に加えて教育問題、住宅問題を解決することにより、出生率を反転させることは可能であると考えられる。

### 3. 家族のあり方の変化

家族のあり方の中で、少子化については詳しく述べたが、それ以外の面でも大きな変化が予想される。

変化の中で特に大きな流れとして指摘できるのは、人口全体に占める単身者の増加とそれに伴う世帯の小規模化である。まず出生率の低下に伴って触れた未婚率の上昇は、結婚しない男女の増加、特に若年期の単身者の増加ないし単身者でいる期間の延長を意味する。

また、従来日本の社会では、単身者は、親から独立して結婚するまでの男性を中心とした若年単身者が主であったが、高齢化の進展とともに、死別による高齢単身者も

---

女性を中心に急増している。厚生省人口研の世帯推計によれば、今後三世帯同居世帯が実数でも減少する一方で、高齢単身者が激増すると見込まれている。

また、離婚も長期的には今より増加し、それに伴い中年単身者も増加するものと思われる。離婚の増加は、他方で再婚の増加にもつながるであろうし、再婚夫婦の片方あるいは双方に子どものある場合には複雑な親子・兄弟関係が形成されることになろう。

以上の結果、全体として世帯規模が縮小することが見込まれる。厚生省人口研の世帯推計によれば、世帯規模は平均で1990年の2.99人から2010年の2.55人まで縮小する。

また、家族規模の縮小とは異なるが、家族の興味の対象が分散しばらばらの行動をとるようになるという個人化現象が、特に消費に関連して指摘されている。それは、情報化に対する適応能力の強い若年層に最も強く現れている。この傾向も、マルチメディアの発達・普及に伴う情報化の一層の進展により、さらに強まることが予想される。

こうしたことは、特に大都市部を中心に従来の血縁、地縁ネットワークの解体と相まって、家族のケア機能（育児、介護）と社会化（子どもの教育）機能を一層弱める方向に働くものと考えられる。

## 4. 国土：東京圏とブロック中核都市の過密

### (1) 東京圏とブロック中核都市の過密現象

勤労者生活の将来を占う上で、国土の人口構造が今後どうなっていくかは、極めて大きな問題である。現在、東京圏（東京、神奈川、千葉、埼玉）には全人口の1/4が集中しており、第1章でみたようにそこでの住宅難、通勤難は深刻な問題となっている。

最近の傾向を見ると、東京圏への人口の純流入はバブル崩壊とともに急速に沈静化している。今後こうした傾向が続くかどうかは不確定要素が大きい。しかし、仮にこの傾向が続くとして人口移動のない封鎖人口ケースの予測をみても、1990年から2010年までに東京圏において約220万人、率にして7%増加することが見込まれる。

したがって、政策の大幅な転換がなければ、少なくとも2010年までの時期においては住宅問題の解決を期待することはできないであろう。また、後でみるゴミ問題も深刻である。

最近年では東京一極集中の勢いが衰えている一方で、各論第6章で指摘しているように、それに代わって今度は地方中核都市でミニ東京的な過密による大都市問題が発生している。したがって、近年の人口移動の傾向がたとえ今後も続いたとしても、それは東京一極集中問題の解決ではなく、その全国的拡散に過ぎないかもしれないという点が危惧される。

## (2) 東京一極集中の原因

政府の4回にわたる全国総合開発計画がいずれも人口の地方分散を掲げ、それに基づいて工場の分散等が実現されてきたにも関わらず、これまで一貫して東京一極集中が進んできたことは、一つの逆説といえよう。

その原因としては、①東京に官庁、金融機関、大企業の本社機能が集中し、したがって賃金等の労働条件と昇進の面で魅力の大きいホワイトカラー職場が集中しており、そこで就職することが有利であったこと、②東京圏に大学が集中しているため、進学時に東京圏に出てくるが多かったこと、さらに③文化・教養・娯楽に関連する施設・サービスが集中していることが挙げられる。

連合総研「生活の豊かさ指標」(93年11月)で行っている首都圏と北陸の比較でも、一般にいわれているのとは異なり、首都圏の勤労者の方が北陸よりも豊かであるという結果が出ている。これは、首都圏の方が大企業が集中しているため完全週休2日制が普及していること、公共施設が整備されていることなどの理由によるものである。

しかし、東京都の合計特殊出生率が1.10(1993年)と他の道府県よりも一段と低く、全国最低である(下から第2位は1.31)ことをみても、東京は、大人が仕事をし遊ぶには良いが、子どもを生み育てるにはふさわしくない、歪んだ環境であるといわざるをえない。

---

## 5. 国際分業の進展と日本経済

今後の日本経済に影響を与える要因として、国際分業の再編成がある。NIEs、ASEAN諸国、中国等のアジア諸国では、現在急速な工業化が進行しつつあるが、それが今後21世紀にかけてさらに進展することは間違いないであろう。その背景には、日本国内の製造業企業の海外移転がある。長期的にみて日本国内における製造業の相対的縮小と製品輸入の増加は、今後とも確実に進むであろう。

製造業の従来型の製品については、長期的流れとして賃金の安い発展途上国に移転することは、経済の必然的傾向であり、やむを得ない。また、それ自体は、世界経済全体の発展にとって望ましいことである。しかし、それがあまりに急速に進めば、日本の経済と雇用に打撃を与え、「空洞化」の問題が生じることになる。日本における製造業の縮小過程がどの程度の早さで進むかは、主に円レートの水準と国内での技術革新の速度に依存しよう。

このうち、円レートの水準は、第1章第4節でみたように経済全体の貯蓄超過（不足）の程度に依存する。したがって、家計貯蓄率の水準と公共的支出の大きさがそれに影響を与えるだろう。他方、技術革新の速度については、第7節でみるようなマルチメディア化（情報化）に関連した規制緩和を実施することが、促進効果を持つだろう。

## 6. 社会の国際化

今後の日本社会に予想される大きな変化の一つとして、国際化の進展が挙げられる。国際化は、経済、社会、文化の各レベル、見方を変えればモノ、金、人、情報のいずれについても進んでいくことが見込まれる。このうち、経済面に関しては前節でみた通りである。

人の面での国際化もますます進む。海外から日本への、日本から海外への旅行者の増加、日本企業の海外進出と外国企業の日本進出に伴う転勤、出張等の人の移動、後でみる外国人労働者の流入などは、一層増加しよう。この結果として、日本人の海外

経験が増加する一方で、日本に在住する外国人も増加する。これは、保育所、学校から社会保障制度、参政権に至るまで日本社会のさまざまな面で摩擦を生じながら、制度の見直しを迫るものとみられる。ただ、この点でのいわば試金石となるのでは、すでに日本に永住を認められている韓国人、朝鮮人の実質的な人権が保障されるかどうかではなかろうか。

こうした人の面の国際交流に加え、情報通信ネットワークの整備により文化、情報面での国際交流もますます活発になろう。その結果、日本語や日本文化のあり方も影響を受けるかもしれない。

## 7. マルチメディアの勤労者生活への影響

ここでは今後技術革新が確実に進むことが予想される情報関連の分野について、技術的可能性の厳密な予測ではなく、それが勤労者生活にどのような変化をもたらすかをイメージ的に展望してみよう。

今後21世紀にかけて電気通信（電話）、放送（CATV）、コンピュータ（パソコン）の3者が融合したマルチメディアが急速に発展し、それが職業生活と家庭生活の両面を大きく変えていこう。それは、一般的な傾向としていえば、電話、ラジオ、テレビ、ビデオ、FAX、ゲーム機等の普及の延長線上にあり、「情報化」の流れに位置付けられる。しかし、これまでの段階と決定的に違うのは、それらがすべて融合して、新しい使い方が生まれていくであろうという点である。

家庭生活においては、以前はお茶の間に大きなテレビがデンと据えられて、それを家族全員がみるというイメージがあった。将来はテレビの代わりに多機能のマルチメディア機があって、それが同時にテレビ+VTRであり、オーディオセットであり、ビデオカメラであり、パソコンであり、テレビ電話であり、FAXであり、新聞・郵便受けであり、通信販売、ビデオ、カラオケ、株式等々の注文システムでもあるというイメージとなろう。自動車にも、それらの機能に加えて空いている駐車場を探しだせるカーナビゲーション機能を備えたものが装備されよう。

一方、携帯用には今の携帯電話よりも小さい電子手帳程度の機械で、雑踏の中でも

---

音声入力可能な電子手帳兼携帯カラーテレビ兼テレビ電話兼ポケットベルであるようなものができよう。

職業生活面では、現在の日本のOA化ははなはだ中途半端であるため、せっかくワープロで文書を電子的に作成したり、FAXで文書を電子的に伝達したりしても、それを読む（見る）前に必ずどこかで紙に印刷しなければならなかった。この過程が電子的に完結するためには、企業内だけでなく、官庁も家庭も含めて社会全体がマルチメディア化する必要があるだろう。

アメリカですでに普及している企業LAN（ローカル・エリア・ネットワーク）は数年後には日本でも常識化し、企業や官庁でパソコンあるいはワープロで作成された文書は、現在のようにいちいち印刷されることなく、企業内で電子的にやりとりされるようになるだろう。これはすでに日本でも一部では実現していることだが、それが社会全体に広まることにより、企業間、企業と官庁間、企業と個人（家庭）間でのやりとりを電子的に行うことが常識化しよう。

その結果、勤労者の働く「場所」と「時間」についての自由度が飛躍的に拡大する可能性が生ずる。（この点については、各論第4章参照）

ただ、以上のいずれについても、ハードウェアの面よりは、制度・慣習も含めた広義のソフトウェアの面の方が重要であろう。特に、情報リテラシー（パソコン等の情報機器を操作できること）は、職業上の不可欠の能力となるものと思われる。

なお、こうした情報化と高齢化とがどのような関係にあるのかは重要である。マルチメディアは、新たな学習を強いるという点で、高齢者に不利な面を有することは否定できない。しかし、他方で高齢者や障害者の失われつつある（失われた）能力を補完する豊かな可能性をも有している。したがって、後者の利点が生かせるようにハード・ソフトの開発のすべての面において意識的な努力を行うことが必要とされよう。

## 8. 産業・職業の変化と規制緩和

### (1) 今後の発展産業

今回の長期不況の主因の一つとして、リーディング・インダストリーの不在が挙げ

られる。戦後日本の経済成長は、高度成長期の鉄鋼、造船、石油化学といった産業から中成長期の自動車、電機へと、業種の変遷はあったが、製造業のいずれかの業種が経済全体の牽引車となってきた。しかし、今後の発展産業は今日の時点で少なくとも誰の目にも明らかとなるような形では見えているわけではない。

ただ、総じていえば、経済のサービス化が進むことは間違いないであろう。一口にサービス化といっても、その内容には種々のものが含まれる。一方では高齢化に伴い福祉経済化、すなわち高齢者の介護、医療やそれを支えるハード面の製造、建設の比重が増すであろう。また、他方では情報化、すなわちマルチメディアの分野のソフト、ハードの供給が伸びることが予想される。(ここでソフトとは、①コンピュータ・ソフトウェア、②データ・ベース、③テレビ番組・映画などの音声・映像の意味のソフトのすべてを指す。)

## (2) 職業分野の変化

以上のような産業構造の変化に対応して、職業構造も変貌することが予想される。マルチメディアを利用したさまざまなサービスとソフトの提供が増加するため、それに従事する労働者は増加しよう。一方、介護や医療などの福祉労働に従事する労働者も、女性を中心に増加しよう。

職場においては、情報化を中心とする技術革新が引き続き進展し、特にホワイトカラーの働き方に関しては、生産性の大幅な向上が求められる。したがって、情報化は、他の技術革新と同様に、雇用創出効果だけでなく雇用削減効果の面も持つ点に注意を要する。また、それを担う労働者は高齢化していくので、技術革新への対応が今後の大きな労働問題となる可能性がある。

さらに、高校卒業人口が減少する中で大学等の入学定員が変わらなければ、高学歴化が一層進行する(第1章第3節参照)。これに対して職業面では、ホワイトカラーの需要がある程度限定される一方で、海外に移転できない3K労働分野は必ず残るから、場合によっては失業の増加と人手不足の共存というミスマッチを拡大する恐れもあろう。

---

### (3) 規制緩和と労働条件・雇用問題

日本経済の長期的構造改革のためにはいわゆる規制緩和（宮島委員によれば正確には「生産者保護規制の緩和」）が不可欠とされる。新しい産業分野についても、たとえば先にみたマルチメディア関連の情報化の推進のためには、通信・放送関連の規制緩和が必要条件である。

しかし、それにより生じる競争激化、生産性上昇のために、当該分野においては労働者が過剰となる。その具体数の推計は困難であるが、いくつかの試算によれば規制緩和の実施により規制で保護されてきた産業全体で数百万人の労働者が過剰になるといわれている。一方では、規制緩和による価格引下げにより実質購買力が増加するから、それが需要に結びつけば、新たな労働需要を創出することになり、その分過剰数は縮小する。ただし、それはあくまでも潜在的な可能性であり、必ず実現するという保障はない。

数百万といわれる過剰労働者のうちどれだけが実際に失業することになるのかは、規制緩和の具体的な進め方によるであろうが、失業には至らなくてもその分野の労働条件には悪影響が及ぶ可能性は強い。また、もしも比較的大きな業種から失業者が吐き出される事態になれば、国鉄改革にみられたような国の雇用対策による救済が必要となろう。

## 9. 労働力の高齢化・減少と雇用への影響

高齢化と生産年齢人口の減少は、労働力供給にも大きな変化をもたらす。最初の大きな変化は、1995年以降若年労働力（30歳未満）が減少に転じ、2000年までの労働力の増加の大部分を55歳以上の高齢労働力と中年女性が占めることである。次いで、2000年以降は労働力人口全体が減少に転じる（表3参照）。これらの変化は、日本の経済社会全体に対して大きな影響を及ぼす。

表3 労働力人口の将来見通し

(万人)

歴 年	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025
総 計	6,384 (421)	6,656 (272)	6,779 (123)	6,754 (-25)	6,603 (-151)	6,388 (-215)	6,260 (-127)	6,179 (-82)
男 性	3,791 (195)	3,932 (141)	4,010 (78)	4,013 (3)	3,931 (-82)	3,808 (-123)	3,731 (-76)	3,688 (-43)
15～29歳	817 (67)	876 (59)	862 (-14)	742 (-120)	650 (-92)	592 (-58)	602 (10)	655 (53)
30～54歳	2,174 (-8)	2,167 (-7)	2,160 (-7)	2,138 (-22)	2,123 (-15)	2,109 (-14)	2,031 (-79)	1,896 (-134)
55歳以上	799 (134)	888 (89)	988 (100)	1,133 (145)	1,158 (25)	1,105 (-53)	1,097 (-8)	1,135 (38)
女 性	2,593 (226)	2,724 (131)	2,769 (45)	2,741 (-28)	2,672 (-69)	2,580 (-92)	2,529 (-51)	2,491 (-39)
15～29歳	658 (87)	714 (56)	694 (-20)	608 (-86)	540 (-68)	495 (-45)	509 (13)	553 (44)
30～54歳	1,444 (59)	1,481 (37)	1,504 (23)	1,496 (-8)	1,502 (6)	1,484 (-18)	1,420 (-64)	1,318 (-103)
55歳以上	493 (82)	529 (36)	571 (42)	637 (66)	630 (-7)	601 (-29)	600 (-1)	620 (20)

(注) 1. 労働省職業安定局推計(1993年3月)の労働力率を元に、中間年を補間し2015年以降は2010年の労働力率で固定。  
2. ( )内は5年間の変化である。

第1に、マクロ的に見れば、量と質の両面から経済成長を制約するとみられる。質というのは、高齢者や女性の労働力の生産性が現在の企業の仕組を前提とするとき、壮年男性と比べて相対的に低いという意味である。また、こうした層では、パートタイム労働を選ぶ人も多であろうから、労働者数に一人当たり労働時間をかけて得られる労働投入としては労働者数の増加よりも小さいはずである。

第2に、ミクロレベルでは、特に大企業への影響が大きいであろう。従業員構成の中高齢化は、ピラミッド型組織の下での管理職ポストの不足と年功序列賃金制度の下での企業の賃金負担の増加をもたらす。この問題は、現在すでに団塊の世代を中心とする中高年ホワイトカラーの過剰として顕在化しているが、今後もいわゆる団塊の世代が60歳定年を迎える2007～2009年まで長期的に続くものとみられる。

---

第3に、大企業の正規の雇用制度の外にある60歳定年を超える高齢労働者の雇用問題が深刻となろう。雇用の場の絶対量としての確保だけでなく、彼らのそれまでの職業経験を生かすことができるかどうか、社会にとっても本人にとっても重要な問題である。この問題は、現在提起されている年金支給開始年齢の引上げ（基礎年金部分）と連動する。現在政府が提案を予定している年金支給開始年齢引上げ案では、2001年に61歳とし、以後3年に1歳ずつ引き上げて、2013年に65歳となる。したがって、それまでに60代前半の雇用の仕組を作り上げる必要がある。

第4に、女性については、今後一層の職場進出が見込まれる。日本では女性の年齢別職業参加率はM字型カーブを描いている。その谷である30代前半をとると、1992年には52.7%であったが、労働省の予測によると2010年には68.8%と17%ポイント程度上昇する。このように、現状では、女性の職業生涯は出産・子育て期に退職することにより一度中断されるケースが多いが、次第に長期勤続者が増加し、管理職につく女性も増えることが予想される。その一方で、パートや派遣といった、男性壮年労働者とは異なる就業形態の労働者も現在よりさらに増加していくだろう。

（なお、以上第1から第4までの点については、各論第2章で数量的な議論を行っている。）

第5に、日本人労働力の減少・高齢化に密接に関連する問題として、外国人労働者の流入が見込まれる。現在、政府の推計では日本国内に合法・非合法を合わせ60万人強の外国人労働者がいるものとされる（南米日系人を含む）。その数が長期的にみて増加傾向にあることはほぼ間違いないであろう。それがどの程度になるかは、まったく予測はできないが、労働力需給の状況と政府の方針に依存しよう。そして外国人労働者の増加は、企業内だけでなく、第6節で述べたように法制度を含め日本社会のさまざまな面に対応を迫られることになろう。

## 10. 企業における雇用・賃金慣行の変化

労働市場の供給側、需要側双方の変化により、企業内での雇用と賃金のあり方は影響を受けるであろう。

産業構造変化の影響により、今後、製造業の雇用の比重が次第に縮小するとしても、円高の進展が緩やかであれば、企業は採用抑制と配置転換により乗り切ることができるであろう。もしそれが困難なほど急激であれば、希望退職の募集にまで踏みこむことになるかもしれない。ただし、これらはいずれにしても従来からの日本型雇用調整そのものである。

また、大卒ホワイトカラー比率の高まりにより、管理職になれる確率が低下し、また、企業による選別時期がより早まるであろう。「年俸制」導入などにより同期入社間の賃金格差も比較的早い時期から拡大することになろう。その結果、ホワイトカラーの年齢別賃金カーブの傾きは中高年層では緩やかになり、また、中高年層における賃金格差はかなり大きいものとなろう。ただ、それらの現象は、いわゆる年功序列の崩壊と位置付けるよりは、その修正と捉える方がよりの確であろう。

もし仮に学卒定期採用や定年制が廃止され、中途採用と企業による解雇が一般化すれば（後者は判例が変わらなければならないが）、そのときには確かに終身雇用制は崩壊したことになるだろうが、そこまで至る可能性はあまり大きくないとみられる。

一方、前節でみたように女性労働者や60歳以降の高齢労働者も増加する。これらの労働者のかなりの部分は、基幹労働者とは異なる意識を持ち、したがって異なる雇用形態、就業形態をとるであろう。こうしたことから、「終身雇用・年功序列」は、その内容が修正されていくとともに、適用範囲が次第に狭まっていくことによりその比重を低下させていくものとみられる。

## 11. 環境制約の深刻化等

環境問題は、今後さらに重要となり、また、より深刻化するとみられる。これについては、その地理的広がり観点から少なくとも3つのレベルを区別する必要がある。

その第1は、地球温暖化の問題である。2020年までには、世界各国で同時に環境税を導入することが具体化し、世界的共通課題となっている可能性がある。

第2は、国境を越える汚染問題の広がりである。ヨーロッパ諸国では国境を接して

---

いるため、大気汚染についても水質汚濁についても国際的であるが、今後は日本周辺においても、同様の問題が生じる恐れは多分にある。

第3に、ゴミ処理問題がある。今日すでに、ゴミの最終処分場は大部分飽和状態に近づいている。地方の自治体が都市からのゴミの搬入を拒否するようになったため、ゴミの域内処理をめぐる紛争も再び増加してきている。この問題は、今後さらに深刻化しよう。

また、環境問題ではないが同様の経済に対する制約として、巨大な人口を抱えるアジア諸国の急激な工業化・生活水準の向上に伴い、2度にわたり起こった石油危機のような資源（食糧を含む）・エネルギーの制約が、再度顕在化する恐れもあろう。

## 12. 経済成長の鈍化と賃金・生活水準

以上でみた人口・労働力人口の減少・高齢化、産業構造の変化、環境制約等の深刻化により、生産性上昇率は徐々に低下していくものとみられる。

就業者の時間当たり生産性の上昇率は、1985～90年の5年間の実績で年率3.4%であり、90～95年もほぼ同程度とみられる。そこで、95年以降、時間当たり生産性が5年毎に年率0.3%ポイントずつ低下していくと仮定して、実質GDP等を試算してみた。なお、それ以外の点は、①労働時間は1996年に1800時間を達成し、以後も運輸業・建設業等長時間業種の時短により年率0.2%の減少を続ける、②労働力人口は第9節で示した推計を使用、③失業率は2.3～2.4%で横ばい（いわゆる完全雇用状態）、④雇用者比率は2020年に90%まで上昇、⑤雇用者と自営業主・家族従業者の間の生産性格差は徐々に縮小し、2020年には消滅すると仮定している（表4）。

表4 経済成長と人口動態の将来見通し

(1990年価格表示)

歴年	人口		GDP		一人当たりGDP		労働時間(年間)		就業者数	
	千人	%	10億円	%	千円	%	時間	%	万人	%
1990	123,611	0.4	424,537	4.5	3,434	4.1	2,064	-0.5	6,249	1.5
1995	125,463	0.3	466,430	1.9	3,718	1.6	1,843	-2.2	6,496	0.8
2000	127,385	0.3	536,900	2.9	4,215	2.5	1,786	-0.6	6,617	0.4
2005	129,346	0.3	609,381	2.6	4,711	2.3	1,768	-0.2	6,599	-0.1
2010	130,397	0.2	668,091	1.9	5,124	1.7	1,750	-0.2	6,450	-0.5
2015	130,033	-0.1	714,477	1.4	5,495	1.4	1,733	-0.2	6,241	-0.7
2020	128,345	-0.3	762,713	1.3	5,943	1.6	1,716	-0.2	6,116	-0.4
2025	125,806	-0.4	807,891	1.2	6,422	1.6	1,698	-0.2	6,036	-0.3

歴年	労働生産性		同時間当たり		一人当たり雇用者所得		雇用者数	
	千円	%	円	%	千円	%	万人	%
1990	6,794	3.0	3,292	3.4	4,830	2.4	4,835	2.3
1995	7,180	1.1	3,896	3.4	4,969	0.6	5,224	1.6
2000	8,114	2.5	4,544	3.1	5,466	1.9	5,279	0.2
2005	9,235	2.6	5,224	2.8	6,056	2.1	5,334	0.2
2010	10,358	2.3	5,918	2.5	6,613	1.8	5,391	0.2
2015	11,449	2.0	6,607	2.2	7,115	1.5	5,447	0.2
2020	12,470	1.7	7,269	1.9	7,545	1.2	5,505	0.2
2025	13,384	1.4	7,880	1.6	8,097	1.4	5,433	-0.3

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」(1993年)、経済企画庁「国民経済計算」(1994年版)、労働省「毎月勤労統計調査」(1993年)

- (注) 1. 試算方法については、本文参照。  
 2. 各欄の右側は年率増加率である。

試算によると、2020年の実質GDPは、1990年の1.77倍であり、なお1%台前半の成長率で成長を続けている。2010年までの実質成長率を経済審議会2010年委員会の報告(1991年6月)の4つのケースと比べると、長期かつ深刻な不況が続いた1990年代前半を別として、90年代後半と2000年代は4つのケースの中間程度となっている。

また、一人当たりの成長率で見ると、2010年以降は人口が減少に転じるため、成長

率の鈍化幅がその分小さくなる。

就業者ベースの生産性上昇率は、農業を含む自営部門の生産性向上ないし縮小による寄与を含んでいるから、一人当たり雇用者所得の増加率はそれより小さい。賃金は、雇用者所得から社会保障の事業主負担分等を引いたものであるから、厚生省の「21世紀福祉ビジョン」を前提として、一人当たり賃金を計算すると、その上昇率はさらに小さくなる。しかし、それでも2020年前後で1%前後となっている。それからさらに税・社会保険料を引いた「手取り」を計算しても、ほとんど変わらない(表5)。

表5 社会保障負担と賃金

(1) 21世紀福祉ビジョンケース

歴年	社会保障費用	一人当たり賃金		一人当たり	「手取り」		「手取り」
	国民所得	千円	%	非消費支出	千円	%	一人当たり雇用者所得
	%			千円			%
1990	16.4	4,138	—	708	3,430	—	71.0
1995	18.9	4,203	0.3	725	3,478	0.3	70.0
2000	21.5	4,533	1.5	881	3,652	1.0	66.8
2005	23.7	4,945	1.8	1,041	3,904	1.3	64.5
2010	25.5	5,344	1.6	1,175	4,169	1.3	63.0
2015	27.1	5,709	1.3	1,287	4,422	1.2	62.1
2020	28.5	6,004	1.0	1,399	4,605	0.8	61.0
2025	30.0	6,384	1.2	1,547	4,837	1.0	59.7

(2) 公的負担率65%ケース

歴年	社会保障費用 国民所得	一人当たり賃金		一人当たり 非消費支出 千円	「手取り」		「手取り」 一人当たり雇用者所得 %
	%	千円	%		千円	%	
1990	16.4	4,138	—	708	3,430	—	71.0
1995	18.9	4,203	0.3	725	3,478	0.3	70.0
2000	23.4	4,480	1.3	921	3,560	0.5	65.1
2005	28.4	4,800	1.4	1,151	3,649	0.5	60.2
2010	33.4	5,079	1.1	1,376	3,703	0.3	56.0
2015	37.6	5,336	1.0	1,569	3,767	0.3	52.9
2020	39.2	5,543	0.8	1,747	3,796	0.2	50.3
2025	44.2	5,812	1.0	1,979	3,833	0.2	47.3

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」(1993年)、「家計調査」(1993年)、経済企画庁「国民経済計算」(1994年版)、厚生省「21世紀福祉ビジョン」(1994年3月)

- (注) 1. 社会保障費用とは、社会保障に係る負担(社会保障負担及び公費負担)のことである。  
 2. 21世紀福祉ビジョンケースは、社会保障費用/国民所得として「21世紀福祉ビジョン」別紙P.4のケース2の中間の数字をとった。  
 公的負担率65%ケースは、2025年に(租税負担+社会保障負担)/国民所得が65%になると仮定して、社会保障に係るもの以外の租税負担/国民所得を93年度の20.8%で固定し、両者の差を社会保障費用/国民所得とした。  
 3. 一人当たり賃金は、社会保障費用/国民所得と表4の一人当たり雇用者所得から求めた。  
 4. 一人当たり非消費支出は、国民経済計算の社会保障雇用者負担、家計調査の勤労所得税、住民税、社会保険料等から求めた。  
 5. 「手取り」=一人当たり賃金-一人当たり非消費支出

なお、同様に高福祉高負担が実現して、国民所得に占める租税負担と社会保険料負担の合計の割合が2025年に65%となるケースを試算してみると、賃金、「手取り」ともに上昇率がより低くなり、後者では2020年前後で年率0.2%前後の伸びにまで鈍化する。

以上の試算結果は、各論第2章で行われているような資本を考慮に入れた経済学的予測ではなく、いくつかの前提をおいて数字を伸ばしたものに過ぎず、したがって仮定のおき方、特に時間当たり生産性の伸びをどう見込むかが鍵となる。しかし、少なくとも経済政策の適切な運営によって失業の急増といった事態さえ避けられれば、勤労者が高齢化に伴う社会的負担増、すなわち自分の親世代の社会保障負担を引き受けながら、なおかつ自らの生活水準の改善も期待することができることを示すものと考

---

えられる。

### 13. 賃金体系の変化と生計費負担

先にみた賃金体系の修正は、勤労者の生活のあり方に大きな影響を与える。

従来の我が国の年齢別賃金は、若年では低く、中高年になるほど高くなり、50代後半以降低下するという山なりカーブを描いていた（第1章図1）。これは、一方では中高年期に子どもの進学や住宅取得により生計費がかさむという生活の必要性という面と、他方で企業内での職業能力開発による技能向上という生産性の面という両面に見合うものであった。つまり、賃金、生計費、職業能力の3者が一応パラレルな形になっていたのである。

しかし、今後、中高年の賃金の上昇が相対的により緩やかになり、また、そのバラツキが大きくなれば、それは従来よりも職業能力カーブとより見合ったものになるかもしれないが、一方では、生計費面でのニーズを充足できなくなる恐れがある。つまり、賃金収入では教育費、住宅費、老後の準備としての貯蓄の3者を同時に充足できなくなる。

この場合、相対的に若年期の賃金が高まるわけであるから、仮に合理的予測が可能であれば、各個人（家計）が若年期に貯蓄を行い、生計費のかさむ中年期にそれを取り崩すことにより対応することができよう。しかし、個人レベルで長期的予測を行うことは容易ではないため、そうした行動をとることは実際にはあまり期待できない。独身の若者に対し、結婚して子どもまで（何人？）いることを想定して、住宅取得や子どもの教育費負担はもちろん、老後のことまで考えて準備せよというのは、無理な相談であろう。

したがって、もし社会制度が従来そのままであれば、例えば、子どもを作らないで妻も働きつづけるという選択をすることにより問題を解決しようとする夫婦（DINKs）が増えたり、女性にとっての結婚の魅力がより薄れて未婚率がさらに高まることも予想される。すなわち、賃金慣行の変化は、出生率を一層引き下げる方向に働く危険性も高いと考えられる。

## 14. 労働組合の機能の変化

今後、先に想定したように生産性上昇率が次第に鈍化していけば、長期的にみて企業内における賃金上昇や労働時間短縮という労働条件の向上の余地は、次第に小さくならざるをえない。その一方で、従来の労働組合の組織の中心であった製造業・男性・ブルーカラー・正社員の層は、量的に縮小していくであろうから、1993年現在24.2%である組織率は、分母・分子の関係がそのままであれば一層低下していこう。

したがって、今後の労働組合は、企業内では、労働条件の全般的な向上が見込めない中で賃金、労働時間、福利厚生等のどの部分を重点とするかという要求の絞り込みをせざるを得ないだろう。それに伴い、企業内ではなく社会的回路（制度・政策要求）を通じた生活水準の向上を図っていくことが重要となろう。

また、サービス経済化、労働力の高齢化、ホワイトカラー化、女性の職場進出などの構造変化が進む中で、組合員をどの分野で獲得し、その層の意識を組合運動の中でいかに反映していくかが課題であろう。

(注)

1) 通常のコストがある事柄を行うために要する費用であるのに対し、機会費用とはある事柄を行うことにより他の事柄を行うことができなくなるために失われる収入・便益を意味する。

---

## 第3章 今後の社会の方向に関する3つのモデル とそれらに対応する勤労者生活のあり方 のシナリオ

### 1. 社会的選択と価値観

今後の勤労者生活のあり方は、第2章でみた変化の方向性によりある程度は決まってくる。そして、それはかなりの幅を持ち、その幅は先にいけばいくほど広がることになる。その幅の中で、どの方向に向かうかは、現時点以降の社会的選択、すなわち政策のあり方によって大きく異なってくる。

日本社会は、現時点から2020年に至る過程の中で、それぞれの時点で社会的問題に直面し、その都度、政策選択を行うことを迫られるであろう。そしてある時点での政策選択はその後の社会のあり方に影響を与え、それが再び新たな問題を生じさせることになる。こうした政策選択が累積して2020年の社会の姿が作られていくことになる。

行うべき政策選択は、社会の諸領域にまたがっており、それらが全体として一貫性を持つためには、社会に関する一定の価値判断の体系が前提として求められる。こうした価値体系は複数あり、それらは相互に対立すると考えられる。それらの価値体系により、それぞれに対応する社会モデルを構成することができる。

そこで、以下では、まず社会モデルを構成する4つの次元を提示し、それに基づいて3つの社会モデルを構成する。そして最後に現時点から2020年へ向けての日本社会の変化がそれぞれのモデルに従うとき、どのような勤労者生活のシナリオが描けるかを整理してみることにする。

## 2. 社会モデルを構成する4つの次元

社会モデルを構成する際に考慮に入れられるべきものとして、自由と社会性の関係に関する次元、勤労者の活動に関する次元、社会的参加に関する次元、男女の役割分担に関する次元の4つを挙げることができよう。

第1の次元は、①個人の自立性・自己責任、②共同体的保障・拘束、③公的制度を通じた保障・負担という3者の対立・補完関係に関するものである。

個人の経済的選択の自由が最も確保される社会的仕組は、市場システムであって、それはその都度の自由な契約関係の積み重ねによって構成される。しかし、そこでは自由が与えられる代わりに生活の保障は与えられない。保障は長期的な関係からのみ生じるからである。

これに対し、共同体的性格を持つ組織・集団の中では生活の保障が与えられるが、代わりに拘束がある。前近代の地縁、血縁による共同体は、近代化の中で解体していったが、先進国の中では日本は近代化の歴史が浅いため、高い三世代同居率に見られるように家族のまとまりはなお比較的強い。また、地縁・血縁共同体の代わりに、企業・職場が擬似共同体化し、勤労者に生活の保障を与えてきたが、その反面勤労者を拘束してきたことは、すでにみたように近年強い批判を受けてきた。

しかし、家族と地域コミュニティは対面的な社会関係の最も基礎的な場であるから、各論第5章で示唆されているように、それらを解体するのではなく、むしろゲマインシャフトとゲゼルシャフトの中間的色彩を持つ共同体として再構築することが求められよう。

最後に、社会保障・税に関する公的制度は、裸の個人でも共同体的な組織でもなく、政府の持つ強制力により所得の移転・サービスの給付を行うものである。これは、社会の成員に生活の保障を与えるが、同時に成員はそれに対して負担を引き受けなければならない。そして、その創設と改革は、自然発生的過程ではなく、政治的意思による。このために、この仕組は、成員の公共的自覚と説得的コミュニケーションによってのみ維持される。

これらは、歴史的には、共同体→市場システム→社会保障制度の順で現れたけれど

---

も、現在の共同体的組織・集団は前近代の共同体とは異なり、家族も企業も市場システムの中に埋めこまれている。また、市場システムも、特に労働市場に関しては社会保障制度に支えられている面がある。逆に、社会保障制度も効率性の面から市場システムと民間企業を利用している。その意味で、3者は、対立的であるだけでなく、相互に補完的でもある。なお、すでに大部分が崩壊したソ連型社会主義社会は、この枠組みの中では、国家が全体として一種の共同体化したものと解釈できよう。

したがって、現代の先進国社会は、どの国でも3領域の1つまたは2つのみから成り立っているわけではない。しかし、国により、相対的にどの領域が重要であるかという特徴を見いだすことができよう。

第2の次元は勤労者の活動に関するものである。勤労者の活動は、職業労働、消費、市民的活動という3領域に分けることができる。

職業労働は、我々の使っている勤労者という概念規定そのものであるが、戦後の日本ではそれが生活の全面をおおってしまったため、第1章でみたように日本の勤労者は長時間労働や働きすぎという否定的評価を受けてきた。

次に、消費は、生物学的に生きていく限りは必要な活動であり、就職する以前も引退した後も行われる普遍的・根底的な活動である。しかし、その内容は社会的経済的状况によってまったく異なってくることはいうまでもない。

最後に、ここで市民的活動と呼んでいるのは、福祉、環境、国際貢献等のボランティア活動、地域の自治会等の活動、街作りへの住民参加、政治活動などである。

ところで、近年、政府の文書を含め「生活者」という言葉が多用されているが、ここでの議論との関係で解釈すれば、勤労者には職業を持つ雇用労働者としての側面と消費者としての側面があり、従来の日本では前者のみが重視されてきたが、今後は両者をバランスさせる方向へ改革すべきであるという主張があり、それを表現するために生活者という言葉が用いられているように見受けられる。たとえば、平岩委員会の発足に当たって当時の細川首相から与えられた課題の中に「生活者利益優先の経済社会を確立するための施策」が掲げられているが、これはそういう意味と解釈できる。

しかし、ここでの枠組みからすれば、そうした認識はまだ部分的だと考えられる。というのは、人間に対する見方として、職業労働と消費という経済的取引による活動

にしか着目していないからである。勤労者は、それだけでなく、ボランティア活動や政治活動などにより社会への能動的参加を行うという、よりトータルな見方が必要だというのが、ここでの視点である。

第3の次元として、全体としての社会のあり方に関する意思決定への勤労者の参加、あるいは参加民主主義の問題がある。これは、積極的か消極的かの2分法になる。

従来、日本の勤労者の大部分は、社会的な問題あるいは政治に積極的に関わってきたとはいいがたい。確かに労働組合の政治活動はあったが、それは勤労者全体の中では一部にすぎなかった。また、企業ぐるみ選挙が問題化したことがあったが、それは勤労者自身の意思によるものとはいいがたい。むしろ、勤労者の大部分は社会的な意思決定に関することを煩わしく感じて、政治家あるいは官僚に任せてきたといえよう。いわゆる55年体制には勤労者のそのような態度も組み込まれていたのである。政治改革が単なる選挙制度改革とイコールでないとするならば、勤労者の政治意識も根本的に変わらねばなるまい。

最後に第4の次元として、男女の性別役割分担が固定的かどうかという問題がある。従来の日本社会は、「男は仕事、女は家庭」という典型的な固定的な分担型であった。この点に関しては、第1章第6節で述べた通りである。

### 3. 3つの社会モデル

以上の4次元の選択肢を組み合わせるとき、相互に親和的な組合せとそうでない組合せがあり、前者の中からいくつかの社会モデルを作成することができよう。

その1つは、戦後の日本社会に典型的に見られたもので、以上の説明から明らかのように、第1次元では従来からの共同体的な組織・集団志向の維持、第2次元では職業労働のみ重視、第3次元では社会参加に消極的、第4次元では固定的性別役割分担という組合せである。これを「企業中心社会モデル」あるいは「戦後日本型社会モデル」と呼ぶことができよう。

これに対し、第1次元では個人中心かつ市場システム万能の考え方、第2次元では職業労働と消費のバランス、第3次元ではどちらも可、第4次元では固定的でない役

---

割分担という組合せがありうる。これは、アメリカとイギリスに典型的に見られるもので、「新自由主義社会モデル」あるいは「アングロサクソン型社会モデル」と呼ぶことができよう。これについては、日本でオピニオン・リーダーとなっている学者にアメリカ留学経験者が多いこともあり、近年の日本社会改革に関する議論の中で、重要な地位を占めている。

ところで、先に示した枠組みの中で上記のいずれとも異なる第3のモデルが成り立ちうる。すなわち、第1次元では社会保障の重視と新たな家族・地域コミュニティの構築、第2次元では職業労働と消費だけでなく、公共的活動をも重視し、第3次元では社会的意思決定への積極的参加を行い、第4次元では男女の固定的でない役割分担という組合せを選択するものである。ここではこれを「個人尊重・社会連帯型（高度福祉社会）モデル」と呼ぶことにしたい。

#### 4. 勤労者生活に関する3つのシナリオ

現時点から2020年にかけての勤労者生活のあり方は、当然、出発点である現在のあり方に強く制約される。しかし、先に行けば行くほど政策的選択によって変更しうる余地は大きくなるし、また、意識変化の余地も大きくなる。日本の社会がこれまでにみた3つのモデルの示す方向に向けて進んでいった場合に、四半世紀の間にはそれぞれの進路における勤労者生活の違いは相当大きくなるであろう。以下では、企業中心社会モデルに従うシナリオを「企業中心・現状延長」シナリオ（略称シナリオA）、新自由主義社会モデルに従うシナリオを「個人中心・市場万能」シナリオ（同シナリオB）、高度福祉社会モデルに従うシナリオを「社会保障重視」シナリオ（同シナリオC）と呼ぶことにしよう。

「企業中心・現状延長」シナリオ（A）は、基本的には現状の延長線である。勤労者生活に占める企業の比重は変わらない。また、高齢者の介護や育児・教育について家族に負担をかけるあり方も変わらない。しかし、年齢別人口の構成変化と女性の職場進出、年齢別賃金カーブの形状の変化という条件では、従来からの勤労者生活を変えていかざるを得ないだろう。

次に「個人中心・市場万能」シナリオ（B）は、個人あるいは夫婦単位での自助努力を基本とする。子どもは高校卒業後は親に頼らず、親も老後を子どもに頼らない。また、社会保障は最低限にまで縮小する。能力主義の徹底により所得格差が極度に拡大するため、実際に可能な自助努力の内容は、個人差、家族差が大きい。

第3の「社会保障重視」シナリオ（C）では、高齢化、少子化等に対して社会的な経路を通じたサービス供給や所得移転により対応する。企業との関係では過度の依存はなくなるが、長期雇用は維持される。社会的援助により家族に無理な負担をかけることはなくなり、出産を含めむしろ家族の機能が復活する。その代わりに、税・社会保険料の負担はその分大きくなる。

経済のフレームワークについては、経済成長や賃金上昇は、いずれのシナリオでも基本的には第2章第12節で示したような姿で進んでいくと想定している。ただし、シナリオBでは、完全雇用の状態でも失業率はかなり高い水準となろう。また、シナリオBでは税・社会保険料がより低く、シナリオCでは逆に高いために、その分賃金や可処分所得の上昇率もシナリオBではより高く、シナリオCではより低くなる。

勤労意欲と生産性については、シナリオAでは、賃金カーブが「寝てくる」（傾きが緩やかになる）ため中高年の不満は高まる恐れがある。また、女性労働力を十分に活用できる仕組にはなっていない。シナリオBでは、賃金格差の大幅な拡大により一般労働者の不満は高まるであろう。シナリオCでは、可処分所得の増加が小さくなることが勤労意欲に影響する懸念がある。したがって、最も勤労意欲が高いのはいずれのシナリオかは、一概にはいえない。

為替レートについては、シナリオAでは第1章第4節で指摘した問題点が解決されないため、貯蓄超過→貿易黒字→円高という因果連鎖が今後も続くと想定される。シナリオBでは、自助努力の強調は貯蓄超過につながるが、所得分配のあり方が大きく変わるため、全体としての効果は必ずしも明確ではない。シナリオCでは、貯蓄超過はなくなるため、円高の進行はストップするであろう。

なお、ここで3つのシナリオを提示するのは、2020年までの勤労者生活の正確な予測を行うという意図ではなく（それはそもそも不可能である）、現時点における日本社会の選択のために、それぞれの選択の意味するものを明らかにすることを狙いとし

ていることに留意されたい。

表6 3つの社会モデルと対応する生活シナリオ

次 元	企業中心社会モデル (戦後日本型社会モデル)	新自由主義社会モデル (アングロサクソン型社会モデル)	個人尊重・社会連帯型 (高度福祉社会) モデル
1.自由と社会性	共同体的な組織・集団志向の維持	個人の自由・自己責任の強調と市場システム万能	社会保障の重視と新たな家族・地域コミュニティの構築
2.勤労者の活動のあり方	職業労働のみ重視	職業労働と消費のバランス	公共的活動をも重視
3.社会的意思決定への参加	消極的	中間	積極的
4.男女の役割分担	固定的	固定的でない	固定的でない
勤労者生活のシナリオ	「企業中心・現状延長」シナリオ (A)	「個人中心・市場万能」シナリオ (B)	「社会保障重視」シナリオ (C)

## 5. 5つの局面でのシナリオ間の違い

このような3つのシナリオの間で勤労者生活のあり方が大きく異なるのは、職業生活、高齢者介護、育児、教育、生活空間という5つの局面においてであると考えられる。

第1の職業生活のあり方は、勤労者と企業との関係といかえることができる。シナリオAでは、従来からの企業への過度の依存・埋没が継続し、一部では姿を変えて強化される。たとえば、現在進んでいる時短の流れも業種によっては逆転するかもしれない。これに対し、シナリオBでは企業と勤労者との関係がよりスポット・マーケット的な関係となり、雇用の流動化が生ずる。勤労者の自発的な転職も増加しようが、それ以上に企業による解雇が増加し、他方では中途採用も増加する。シナリオCでは、基本的には長期雇用が続くが、勤労者は企業に対してより自立的となる。

第2は、高齢者介護のあり方である。シナリオAでは、家族の同居を前提とした上での公的部門による在宅介護サービスの提供が基本である。これに対し、シナリオBでは、公的部門はむしろ現状より後退し、純民間の営利ベースの施設ないし介護サービス供給が中心となる。シナリオCでは、後述するように医療と同様に必要なときに必要なだけの介護サービスが受けられる仕組となる。

第3に、育児とその費用負担の問題がある。シナリオAでは、保育環境の整備は進まず、育児の費用負担についても現状のままである。シナリオBでは、費用負担はむしろ増加するが、他方で低賃金の女性労働力が育児労働に参入する。シナリオCでは、児童手当が充実される一方で、必要なときに必要なだけの保育サービスが受けられる。その分、社会的費用負担が増加する。

第4は、教育である。従来からの学歴社会と受験競争が続き、相変わらず親が学費を負担するというのがシナリオAである。シナリオBでは、どの学校を出たかではなく、何を学んだかがより重要となる一方で、学費は基本的には本人負担となる。シナリオCでは、過剰な学歴主義は弱まって若年の大学進学率はむしろ低下し、また、費用面では公費負担が増加する。

第5に問題になるのは生活空間である。それは勤労者生活のレベルにおいては住宅や街並みを意味するが、その背景には地方分権化や国土計画の問題がある。シナリオAでは、東京一極集中の傾向が長期的に変わらず、東京圏における住宅取得はますます困難になる。シナリオBでは、通信手段の発達とそのコストの低下によって、東京にある大企業本社が消滅ないし大幅に縮小され、ホワイトカラーの東京脱出が起ると想定している。シナリオCでは、行政の地方分権に連動して全国規模の企業でも組織の地方分権化が進むことにより、やはり東京圏からの分散が進む。

## 第4章 3つのシナリオに対応する勤労者生活 の具体的イメージと問題点 —— 3つの家族の生活と意識 ——

本章では、ある架空の家族を想定して現在から2020年までの期間におけるその生活と意識について、3つのシナリオに基づいてそれぞれ具体的に描くこととしよう。

シナリオA～Cの主人公は、田中ヒロシ、田村ヒロシ、田口ヒロシの3氏である。区別が付き、かつ、対応が分かるように、名字だけ変えて名前は共通にしてある。ヒロシは、2020年現在、47歳のサラリーマンで、妻の絵美子と子どもがいる。ヒロシの父親は、いわゆる団塊の世代で、ヒロシたちの世代は団塊2世と呼ばれている。

いずれのヒロシ氏もそれなりの成功者であるが、シナリオによりおかれた社会状況が異なるため、成功の程度と内容は異なっている。また、視点を壮年男性勤労者であるヒロシに置いているため、シナリオによって妻の職業や子どもの数が変わってくる点は、御容赦願いたい。

### 家族構成

	名 前	2020年の年齢	生 年	94年の年齢	
夫	ヒロシ	47歳	1973年	21歳	北陸E県出身
妻	絵美子	45歳	1975年	19歳	東京隣接のF県出身
(シナリオA)					
長男	貴 史	17歳	2003年	—	
(シナリオB)					
長男	貴 史	17歳	2003年	—	
長女	美 香	14歳	2006年	—	

(シナリオC)						
長男	貴 史	18歳	2002年	—		
長女	美 香	16歳	2004年	—		
次男	英 史	14歳	2006年	—		
ヒロシの父親	孝 雄	72歳	1948年	46歳	北陸E県在住	
ヒロシの母親	よし子	70歳	1950年	44歳	同	
絵美子の父親	すでに死亡					
絵美子の母親		69歳	1951年	43歳	東京隣接のF県在住	

## 1. 「企業中心・現状延長」シナリオ (A)

### ・男性の職業生活

#### (終身雇用は何とか維持、長時間残業が復活)

田中ヒロシは、1995年に大学(文科系)を4年で卒業した後、電機メーカーD社に就職した。D社は、従業員数千人程度(当時)という中堅メーカーである。

当初は、営業に配属され、地方の営業所を2ヶ所経験した後に、東京の本社の人事部に配属となった。数年後に中国に合弁で作った工場に赴任し、3年間あまり海外勤務した。

D社は、90年代前半の不況の中で希望退職募集まで踏み切った苦い経験から、90年代後半以降付加価値の高いマルチメディア関連機器に活路を求めた。しかし、外国企業との競争も激しく、好況期には人手不足の中で残業時間を大幅に延長して対応せざるを得なかった。逆に円高が進んで不況になると、残業時間削減を基本に対応したが、再び希望退職の募集まで行ったときもあった。特に、ホワイトカラーの過剰感は強く、ヒロシの仕事も本社にいたときは中高年ホワイトカラーの早期退職優遇制度や出向等の排出策の制度化が中心であった。それでもヒロシが入社した頃に終身雇用制の崩壊が言われていたことを思いだせば、何とか終身雇用の仕組を維持できたという人事屋としての自負は持っている。

---

ヒロシは、7年前に40歳で課長となり、3ヶ所の課長を経験した後、今は再び人事部へ戻って部付部長という肩書きとなっている。これでも同期の中では出世した方だが、50歳近くなれば、自分の作った制度により諸先輩と同様に早期退職を薦められるのではないかという不安を抱いている。

#### ・労働・生活時間と休暇

管理職になってからは、残業は前ほどはしなくなった（もちろん残業しても手当はつかないが）。営業とは違い社外との接待はないものの、社内での根回しなどのための会合が結構あって、残業のない日も夜はつぶれてしまう。また、休日も付き合いゴルフは多い。

メーカーなので、夏休みは工場を止めて本社を含めいっせいに休むが、それ以外はあまり休暇は取れない。

がむしゃらに働きつづけて家庭を省みる余裕はなかったが、それでも家族のために働いているのだということは分かってくれていると思う。

#### ・労働組合

##### （会社に協力的だが、非力）

ヒロシは、若い頃には労働組合に入っていたが、積極的に活動することはなかった。人事担当だったので、早めに組合員を外れたが、人事制度を提案する立場としては、組合は会社に協力的だが、あまり力を持っていないという印象であった。

#### ・結婚、出産、単身赴任

##### （職場結婚、相変わらず単身赴任）

妻の絵美子も、ヒロシと同じ年にD社に就職した。知り合ったのは2人が就職して2年後にそれまで営業だったヒロシが絵美子のいた人事部に異動してきたときである。

2人は、3年ほど交際した後、2000年に結婚した。ヒロシが27歳、絵美子は25歳の年であった。3年後に長男の貴史が生まれた。

それから数年後に、ヒロシは会社から中国にある合弁会社への出向を命じられた。ヒロシが海外に転勤したとき、最初は単身赴任だったが、半年後には妻と幼い息子も中国で合流した。ヒロシは、日本に戻る前に貴史を日本の小学校に行かせたいと思い、妻と子どもたちを先に日本に帰した。しかし、自分もそれからまもなく帰れたのは、

会社の配慮があったのだろうと思っている。

その後の2回の地方勤務のときは、子どもの学校のこともあり、2回とも単身赴任となった。

#### ・賃金と家計

##### (賃金は早期上昇、30歳以降上昇鈍化)

ヒロシの給料は、20代の頃は随分上がったが、30歳を過ぎると緩やかにしか上がらなくなった。さらに40歳以降は、ホワイトカラーではラインの管理職になれないと、給料はまったく横ばいとなるが、幸いヒロシは順調に昇進してきた。しかし、ヒロシの同期でも何割かラインの管理職に就けない専門職と呼ばれる人たちがいて、モラルへの悪影響が問題となっている。しかし、人件費総額の制約もあり、会社としてもうまい解決策は見つからないようである。

だから、中年期の家計の苦しさは、課長、部長になれるかどうかによってだいぶ変わってくる。

#### ・妻の職業と育児

##### (出産退職・再就職型と非婚・DINKsキャリアウーマン型に分化、出生率の低下続く)

絵美子は、貴史が生まれたときには、1年間の育児休業をとった(復帰後、職場で歓迎されないことが分かった)。しかし、その後悩んだ末に結局退職することになった。会社には企業内保育所もあったが、満員電車に幼児を乗せるわけにはいかなかったからである。2人目の子どもについては、ヒロシの給料があまり上がらない上に貴史の教育費がかさむことが予想できたし、住宅事情もあって、断念した。

絵美子の女性の友人には働き続けることを選んだ人も多く、中には管理職となった人も珍しくない。しかし、育児と職業生活での成功を両立させることは困難であるため、彼女たちは大体が結婚しなかったり結婚しても子どもを作っていない。そのためか、日本の出生率は先進国最低となって、なお下がり続けていると、新聞やテレビで話題になっている。

貴史が小学校の高学年になってから、絵美子はBデパートにパートで働き始めた。Bデパートでは人手不足もあって、パートのうち勤続の長い者にも役職をつけており、絵美子も今は「B百貨店寝具売場時間主任」という名刺を持っている。

---

## ・住環境

### （相変わらず狭高遠、ローンの重圧）

2人が勤めていたのは東京の本社だったので、住宅事情は良くなく、結婚前は、ヒロシは会社の寮に住み、絵美子は実家から通っていた。2人が結婚して10年あまりの間は、会社の借上げ社宅（マンション）に住んでいた。

その後、両方の親の援助を受け、東京近郊にマンションを買ってローンを組んで家を建てたが、通勤時間が2時間近くかかるわりに狭いのが難点で、絵美子は社宅時代よりかえって悪くなったと嘆いている。また、建てた時期がミニ・バブルと呼ばれる地価高騰の後だったため、ローンの返済がかなりの負担になっている。

## ・教育と子どもの生活

### （塾とけいこごとに追われる生活）

貴史には、帰国直後から名門と言われる幼稚園に通わせ（入園のときもだいぶ苦勞した）、小学校に入ってから、低学年の時から塾に通わせた。もっとも、公立の小学校に行かせたのは、失敗だった。今では高学年児童の非行が問題になっているからである。そのために、中学は、中高一貫の私立に行かせた。

学校や塾以外にも幼い頃から、スイミング・スクールなどのけいこごとに通わせてきて、遊びといえ自分の家か友達の家でゲーム機をいじるくらいである。しかし、非行に走るよりはずっといいだろう。

### （学歴主義は変わらず）

貴史は、来年高校を卒業して大学を受験する予定である。ヒロシは、自分が大卒であるため、大学くらいは出ていなければ企業の中でやっていけないと思い、貴史にも幼い頃からずっと塾や進学教室、予備校に通わせてきた。もっとも一流大学を出ても安心するわけにはいかない。技術革新が激しいから、自己啓発を続けないとすぐ仕事についていけなくなるが、それも大学を出ることが前提条件であろう。大学に行けば教育費がかかるため、ローン返済と合わせて負担が重いが、それも親として仕方ないことだと思ふし、そのための準備として貯蓄もしてきた。

・高齢者の職業生活

(55歳で役職定年、60歳で定年、60代半ばで引退)

ヒロシの父田中孝雄は、北陸E県の地元企業で機械工として働いてきた。従業員数十人の企業であったが、それなりに技術力があつたため、経済の荒波にもまればしたものの、つぶれるようなことはなく今までやってきた。もっとも、自分が今までやってこれたのは、会社もさることながら、地方公務員をしていた妻よし子の内助の功が大きかったことを認めざるをえない。そのため、男の子2人を遠方の大学にやることもできた。

55歳になったとき、会社の決まりで職長からヒラに格下げになった。先輩も同じコースを辿るのを見てきたし、肩書きがどうであれ実際には機械を相手にしていたから、あまり抵抗はなかった。人とつき合うのが仕事であるホワイトカラーだったら、大変だろうと思う。60歳定年を迎えたとき、一応退職金をもらって、その後は嘱託という名称になり、週4日勤務となったが、仕事の中身はあまり変わらなかった。賃金はだいぶ減ったが、賃金、年金、雇用保険の合計ではそれ以前の8割程度の収入であった。64歳のときに不況で会社から肩をたたかれて退職し、まったく仕事から離れた。

・高齢者の引退後の生活

(老後は生きがいを見いだせず)

孝雄は、仕事を辞めて1年ほどは趣味の釣りに没頭していたが、それもずっとしているといくら好きでも飽きてきた。自分ではそれほどの仕事人間ではなかったつもりだったが、いざ仕事を辞めてみると、やはりそうだったのかもしれない。しかし、暇をもてあまして家でぶらぶらしていても家事を手伝うこともなく、よし子に煙たがられている。

・老親と子の関係

(大都市圏では家が狭いため親との同居は困難)

ヒロシは、長男なので、最後は父母の面倒を自分が見なければならぬと思ひ、父母との同居を絵美子に言ひだす機会をうかがっている。絵美子もヒロシの希望は内心分かっているが、いまだき長男だからというのは古いと思ひ、それにF県のマン

---

ジョンに一人住まいで最近からだが弱ってきている自分の母親のことが気にかかる。

いずれにしても、親と同居するには今は部屋数が足りないが、貴史が下宿すればその部屋が空くだろう。もっとも大学生のうちだと、東京の大学に入れても下宿代が余計にかかってしまう。

#### ・高齢者の介護

##### （老親の介護は相変わらず女性の負担）

絵美子にとっては、どちらの親と同居しても万一寝たきりやボケになったときのこと心配である。絵美子より少し上の世代の女性の知人でも、夫の親か自分の親がからだ不自由になって急に同居したケースがかなりあるが、寝たきりやボケになったときの介護は大変だと聞いている。職業を持っている女性の場合、今は介護休業が法律で1年間認められているが、亡くなるまで介護を2年も続けた友人もあり、その場合はやはり退職している。その友人の話によると、やはり通常の仕事や家事、育児と比べて介護の肉体的精神的負担は大変だと言っていた。

だから、絵美子の知り合いでも、夫が同居を言いだした途端に離婚したという中年離婚のケースも珍しくない。

一部の大企業では、企業による介護者派遣も行っているようだが、ヒロシの会社ではそこまでの余裕はなく、その代わりに介護手当として月3万円が給料に上乗せされることになっている。

## 2. 「個人中心・市場万能」シナリオ（B）

#### ・男性の職業

##### （転職が頻繁）

田村ヒロシは、大学卒業後、中堅電機メーカーD社に就職した。しかし、もともと希望した企業ではなかったこともあり、数年後に営業職を募集していたマルチメディア関連のベンチャー企業に転職した。その後も2回転職をしたが、いずれもマルチメディア関連企業の営業部門である。この分野は新興企業が雨後のタケノコのように乱

立し、活気のあるのが、ヒロシは好きである。

**(能力開発はすべて自分で)**

ただ、転職が頻繁なため、会社はたいした研修もしてくれず、必要とあれば外から能力のある人材を中途採用するのが通常となっている。そのため、ヒロシも、夜、自費で専門学校に通ったりして、自己啓発に努めている。

**(倒産・解雇により雇用は不安定)**

この業界は、競争が激しいため、倒産や解雇も日常茶飯事である。ヒロシも、前いた会社は8年前に倒産して、半年間雇用保険をもらっていた。幸い、今の会社が営業部長を募集していたので、応募し採用された。

ただし、それまではいずれも東京近辺の会社だったが、今度は北海道の会社だったため、東京圏から離れざるを得なかった。それでも職場から至近距離に一戸建ての住宅を購入できたので、かえって良かったと思っている。

学生時代の友人や以前の会社の同僚も大部分が転職を経験しており、ヒロシが最初に就職した頃にはまだあった「終身雇用」という言葉も今ではすっかり死語になってしまった。それでも最初に就職したD社が2012年に倒産したのには驚いたが、結果としては自分に先見の明があったのだと思っている。

**(失業が増加、社会的貧富の差は拡大)**

ヒロシの回りをみても倒産や会社による解雇が多く、再就職するまでに1年以上かかって落ちこんでいた友人は、結局音信不通になった。仕事の内容や給料が相当ダウンしたので、体裁を気にしているのだろうが、音信不通は彼だけでなく、他にもいる。

たまにE県に帰って小・中学校のクラス会に出席すると、欠席者が多いのもそのせいかもしれない。出席者の中でもヒロシは、羽振りのいい方だが、若い頃からは想像できないほどうらぶれた姿の者もいて、びっくりしたこともある。そういうことも今の世の中では当たり前だと割り切っているが、自分自身も40代の後半となると、今の会社がうまくいかなかったとき、次の再就職先を探すのはしんどいかもしれない。

**(エリートは長時間労働、非エリートは働かず)**

ヒロシは、月曜から金曜まで早出か残業をして毎日10時間以上は働いているが、部下のヒラ社員は、男も女も5時にさっさと帰ってしまう。彼らは定型的業務しかやら

---

---

ないし、仕事に責任を持たない。もっとも、彼らは実質的な権限を与えられないし、重要な情報も知らされないから、仕事は面白くないだろう。

#### ・賃金と家計

##### （賃金格差は極めて大）

もっとも給料も、ヒラ社員たちと部長であるヒロシとでは十数倍も違うのだから、ヒラ社員たちが働かないのも無理もないといえる。男性でも30歳以降は、能力があっても昇進または転職しない限りまったく賃金が上昇しなくなっている。

#### ・労働・生活時間と休暇

エリート層の仕事と非エリート層の仕事のスタイルはまったく異なっている。非エリート層は、長期休暇を取っても行くところがないので、小刻みに休んでいる。

ヒロシたちエリート層は普段は密度の高い仕事を長時間行っているが、その代わりに夏のバカンスは1ヶ月程度、家族と国内外でとる。それでちょうどバランスがとれているといえよう。昔は、毎日残業して会社に残っている人は休暇もあまりとれ（とら？）なかったというが、それはバカげているとヒロシは思う。

#### ・労働組合

##### （企業別組合は消滅）

ヒロシが前にいた電機D社には労働組合があったが、その後勤めた会社にはいずれも組合がなかった。それは、会社ができて新しいせい、あるいは規模が小さいせいかと思っていたが、最近では、終身雇用と一緒に日本の企業別労働組合も消滅してしまったといわれている。一方では、職種別の労働組合を作ろうという動きもあるようだが、それもあまりうまくいっていないようである。

職場に不満があれば辞めて転職すればいいのだから、労働組合など無用の長物だと、ヒロシは思う。

#### ・結婚、出産

ヒロシが結婚したのは、27歳のときである。相手は絵美子といって、2つ年下で学生時代の友人の紹介である。結婚後、子どもは2人生まれた。

・妻の職業と育児

(保育料は上昇、保育は賃金の安いベビーシッターに、出生率は低下)

結婚当時、絵美子は貿易商社で輸入事務をしていたが、残業も多かった。育児休業後は、保育料は高いが、私立の保育園で延長保育のできる場所を探して、仕事を続けた。

もっとも、保育園の公費補助はどんどん削られてきたため、今では延長保育をしないでも保育料は相当高くなっている。そのため、時間給の安いベビーシッターを複数の親と一緒に頼むことも多い。しかし、事故やしつけの問題はよくマスコミで話題になっているし、ベビーシッターを雇う側の母親の賃金も安いから、子どもを作らないという夫婦も多い。

ヒロシが、東京から離れた会社に勤めると言い出したときは、正直いって夫婦の危機だったと思う。しかし、絵美子もそれまでに転職を経験していたので、勤めにそれほど未練はなく、結局北海道についてきて、今の町で英語力を生かした仕事を見つけた。もっとも、夫婦の知人の中にはこうした時に離婚したケースもいくつかあった。

・住環境

(街は高級住宅街とスラム街とに二極分化)

ヒロシが家を建てた地域は高級住宅街だったが、ヒロシの収入が多いため、回りの家に負けないような立派な家を建てることができた。ただ、隣の地区は低所得者が多く、スラム街化して、犯罪も問題になっている。今時は、東京を始め日本全国で街が二重構造化しているため、やむをえないことだが、子どもたちが小さかった頃は犯罪に巻き込まれることが心配だった。

・教育

(教育も階層分化)

ヒロシの家は、有名な高級住宅街にあるため、小・中学校も質の高い生徒がそろっていて貴史と美香の教育には良かったと思っている。ただ、高校の段階では、公立だと他の地域の生徒と一緒にいるため私立に行かせた。

(大学進学費用は本人負担)

貴史は、来年高校を卒業するが、本人は大学を受験するつもりらしい。もっとも進

---

---

学するとしても、費用は本人が銀行からローンで借りて卒業後働いて返済するのが今の常識なので、親は保証人になるだけである。高校卒業後は進学しようとしまいと、どうせ親からは独立するし、大学進学は本人の問題で、親が口をはさむことではないだろう。

最初からエリートコースを狙うのであれば、今は文科系でも大学院は出た方がよいだろうが、就職してから夜ビジネススクールに通って転職してキャリアアップするという道もあるし、独立して自営開業する道もある。ただ、昔よりも競争社会になっているから、いずれにしても楽ではないだろう。

#### ・高齢者の職業生活

##### （高齢者の雇用環境、労働条件は悪化）

ヒロンの父田村孝雄は、50歳のときに勤めていた工場が倒産したため、問屋に再就職した。ただ、仕事の内容については息子のヒロンにも話したがらないし、給料も前から比べると相当ダウンしたようである。ただ、地方公務員をしていた妻のよし子の収入があったため、何とか生活できたようである。

しかし、よし子も60歳で定年を迎えた直後に、孝雄の2度目の会社も倒産し、今度は再就職できなかつたため、やむなく年金生活に移った。

#### ・高齢者の引退後の生活

##### （年金水準が大幅に引き下げられ、苦しい生活）

年金が完全に支給される65歳までは相当切りつめた生活を送っていた。65歳からの年金の水準も、「国民負担率を抑える」ということで、5年に1度は切り下げられてきたため、孝雄夫婦にとってとても十分とはいえない。しかし、ヒロンは、年金の財源は働いている自分たちが保険料を支払ってまかなっているのだから、自分たち現役世代の勤労意欲を損なわないように、税や社会保険料負担を最小限に下げるのは当然だと思う。

#### ・老親と子どもの関係

##### （同居も仕送りもせず）

昔は親と子が同居することも多かったらしいが、今では三世代同居の家族は極めてまれとなっている。

親も子も自立して生きるというのが最近の考え方だから、ヒロシも同居どころか仕送りしようとも言いださなかったし、孝雄夫婦もそんなことは言ってこなかった。

孝雄夫婦は、引退後、食費を少しでも抑えるために、耕す人がいなくなった農地（最近は多い）を借りて、野菜などを作り始めた。しかし、それまで経験がまったくなかったため、最初のうちは何も分からず失敗を何度も繰り返していたようである。

・高齢者の介護

（民間施設へ自助努力で入所）

ヒロシの両親も絵美子の母親も、あと5年ほどしたら民間の施設に入ることになるだろう。もちろん費用はかかるけれども、ヒロシも絵美子も親の遺産に頼るつもりはないから、今の家を処分すればある程度の資金はできるだろう。やはり税金や社会保険料はできるだけ少なくして、個人の自助努力で人生の最後まで生きぬくのがよいと思う。

ただ、施設の中には劣悪なものも多いと聞いているので、ヒロシ夫婦が数ヶ所を実際に見比べて、できるだけましなところを選んでやらなければならないだろう。

昔は、夫の親の介護のために妻が泣く泣く仕事を辞めざるをえなかったという話を聞いたことがあるが、今の絵美子には信じられない。

### 3. 「社会保障重視」シナリオ（C）

・職業生活

（職種別採用、地域限定勤務が一般化）

田口ヒロシは、95年に大学を卒業して電機メーカーD社に就職した。D社では職種別採用を実施しており、彼は営業職に応募し採用された。地方の営業所を2ヶ所経験した後、結婚したので、新しく設けられた地域限定職に転換し、Uターンして両親のいる北陸地区の担当となった。

90年代後半以降は内需が好調で、かつてほどではないが人手不足が再燃したため、ホワイトカラーの生産性を高めるという触れ込みのD社製品の売れ行きが好調で、北陸でもよく売れている。海外での評判も高いようだが、D社は国内市場優先の方針を

---

掲げている。

### （大企業も地方分権化し地方での昇進機会が拡大）

ヒロシは、6年前にE市の営業所長から北陸地区事業部営業部長になった。もっとも北陸地区事業部はE市にある。政府の地方分権化に伴って、企業組織も本社が縮小され、地方分権化が進んだので、地方でも昇進の機会が増えて良かったと思っている。

#### ・賃金と家計

### （公的負担は大きい、現役世代も社会保障のメリットを受けて納得）

30歳以降の定期昇給は緩やかであり、能力主義化が進んで賃金格差もある程度大きくなっている。それに、税や社会保険料をかなり払っているため贅沢な暮らしはできない。しかし、子育てや住宅についてあまり費用がかからなくなっているのも、生活はむしろ楽になっている。夫婦の友人たちに聞いても、皆そう言っている。

社会保障制度が充実しているが、それにより年金をもらえる高齢者だけでなく、負担するヒロシたち現役世代も現在の仕組について納得しているのは、児童手当などで若い頃からその良さを実感しているからである。

#### ・労働・生活時間と休暇

仕事の忙しいときには当然残業があるが、それが続かないように会社や管理職が気をつけている。今では、ヒロシ自身が部下の働き方を考える立場である。

また、夏季に長期休暇を取る習慣は社会的に定着した。密度の高い仕事を短時間で行うことが当然となり、いつまでも会社でぐずぐず残っていると、無能の証明のようにみられる。

#### ・労働組合

### （再活性化し、地域活動の中心に）

ヒロシは、若い頃に労働組合の職場委員になり、その後30代後半で営業所長になる直前に北陸地区議長を辞めるまで、組合の役職を長く勤めた。

ヒロシが組合役員をやっていた時代に始まって今も盛んに進められているのは、地域の他の労働組合と一緒に街作りや学校教育（教育委員は公選制になった）、ボランティア活動の組織などに参加することである。それによって、未組織労働者の組織化も進むという結果もあって、地域活動が全国に広まったのだが、ヒロシは先見

の明があったと自分で思っている。

・結婚、出産

（男女の出会いは職場や学校とは別の場で）

ヒロシは、27歳の時に結婚した。相手は絵美子といって、長野のスキー場で知り合った女性である。昔と比べて自由時間が増えたため、男女の出会いの場が増え、職場結婚は例外的となった。むしろ職場結婚すると、交際範囲の狭さを自分で証明するようでもみともないというのが、最近の常識である。

子どもは、1年おきに男、女、男と3人生まれ、貴史、美香、英史という名前を付けた。

・妻の職業と育児

（育児期間中も職業の継続性に配慮、夫も育児を分担）

絵美子はF県の社会福祉施設で働いていたが、結婚して退職し北陸についてきた。E県ではすぐに常勤のホームヘルパーの仕事につくことができた。

絵美子は育児休業を1年ずつ3回取った他、子育て期間中は時間を短くしてもらった。それでも、幼い子どもが3人もいれば、家の中は戦争のような状態だから、夫のヒロシも育児を相当分担してくれた。もちろん、希望すれば保育園で延長保育をしてくれるので、絵美子の友人はそうしている例も多い。

育児休業中は職場から定期的に連絡があり、絵美子がいなくてもどんな変化が生じているかを教えてくれた。だから、休業が終われば直ちに職場に復帰することができた。

（児童手当が充実）

経済的には児童手当が充実していて、負担は感じない。また、保育園も費用が安いので、助かっている。

・住環境

（職住接近、高齢者向住宅）

ヒロシの家は、職場から30分ほどの距離にある。

結婚当初は、実家で両親と同居していたが、子どもが生まれたときに、同じ敷地の中に新しく家を建てて、両親はそちらに移った。家を別にするのは、絵美子がE県に

---

ついてくるときの条件だったが、両親の方が新築の家に移ったのは、そちらが高齢者向けの住宅として設計されているからである。

#### ・子どもの生活と教育

##### （子育ては地域ぐるみで）

現在住んでいる場所は自然環境に恵まれており、3人の子を伸び伸びと育てることができた。昔と違っているのは、「地域ぐるみの子育て」が言われて、大人がよその家の子どもについても、注意するようになったことだろう。そのため、非行も昔と比べて少なくなっている。

実は、そういう運動を始めたのは、ヒロシが役員をしていた労働組合なので、絵美子はそのことを内心誇りに思っている。

##### （大学進学競争は沈静化、進学費用は低下し本人負担）

長男の貴史は、今年高校を卒業して、進学せずに就職した。働きながら、週に3回程度、夜、専門学校に通ったり本を読んだりして勉強をするという生活である。

もっとも、それは大学進学をあきらめたということではない。今では大学進学熱は昔ほどではなく、高校卒業後に数年間働いて大学で学ぶ必要を感じたら進学するという人が増えていて、今の大学生の1/3は社会人経験者である。中には50代、60代の人も珍しくないという。

大学進学費用の負担は、公的負担が増加したため、本人が銀行ローンで借りても無理なく返済できる水準となっている。

#### ・高齢者の職業生活

##### （公的職業訓練による職業転換、高齢者は段階的に引退）

ヒロシの父親である田口孝雄は、地元の工場で機械工をしていたが、50歳のときに勤めていた工場が倒産し失業した。しかし、その後、手厚い公的職業訓練を受けて、再就職できた。新しい会社の給料も、まあまあだったようである。一応60歳が定年だったが仕事には変化がなく、それ以降徐々に労働日数を減らしていき、68歳のときに完全に引退した。

・高齢者の引退後の生活

（地域で社会参加）

孝雄・よし子夫婦は60歳過ぎから二人で福祉関係のボランティア活動を始めて、今ではリーダー的な役割を果たしているらしい。ヒロシも、両親が生きがいを感じて充実した生活を送れているのが何よりだと思う。

・老親と子の関係・高齢者の介護

今ヒロシが住んでいるのは住宅事情が特によい地域だが、全国的にも、親子の同居は減ったが、その分何かあったときにすぐ駆けつけられる距離に住む近居は増えているという。ただし、一人っ子同士の結婚も多いので、夫の実家の近くに住むか妻の実家の近くに住むかは、半々程度のようなようである。

（ホームヘルパーとバリアフリー住宅により安心できる在宅介護）

住宅が高齢者向きにできているので、仮にからだが不自由になったときも在宅介護がきちんとできるため、孝雄・よし子夫婦は二人とも安心している。その時にはホームヘルパーが毎日来てくれることになっている。絵美子がホームヘルパーの仕事をしているので、彼女が介護休業をとって介護に従事してもよい。最近では男性でも育児休業や介護休業を取る場合も珍しくないので、ヒロシも場合によっては、介護休業を取りたいと思っている。

絵美子にとって気にかかるのは、むしろ東京のマンションに一人で住んでいる彼女の母親の方である。そのマンションも高齢者向きに改造はしてあるが、他に肉親もないのでやはり近くにいてあげたい。E県の施設に入所することを薦めて母親の希望を聞いてみたいと思っている。

---

## 第5章 選択の評価に関する判断基準

第4章ではA～Cの3つのシナリオにおける架空の具体例をみたが、今日の日本社会は、現時点でそれらのシナリオの分岐点に立っているといえよう。いずれの道を取るかは、今日の我々の選択にかかっている。それでは、いずれの道が望ましいのか。前節でみた3つのシナリオは、場面毎にそれぞれ得失がある。そこで、全体としての判断基準をここで考察してみたい。

### 1. 個人の自由度の拡大と自己責任原則を支えるものとしての社会連帯

個人の自由度の拡大とそれに伴う自己責任の原則は、日本社会を改革していく上で重要である。従来の延長線上に描かれるシナリオAは、それを基準とする限り失格となる。しかし、他方で日本型社会モデルが共同体的拘束と引き代えに生活に関する安心感を与えてきたことを無視してはならない。シナリオBの描く未来は、安心感のない生活である。本研究委員会が実施した「21世紀ライフビジョン調査」の結果でも、「自分の子どもに住んでほしいと思う社会」として最も多数の勤労者が望んでいるのが、「社会保障が充実し、老後に不安がなく、障害者も住み良い社会」(57.1%)であり、次いで「経済が安定し、失業の少ない社会」(51.4%)となっている。その点で、シナリオBは勤労者の支持を得られるものではない。

市場システムは確かに自由と効率を保障するが、それは裏からみれば市場の荒波に勤労者をさらすものでもある。したがって、市場システムの機能の強化を図るならば、同時に社会的なセーフティ・ネットを用意しなければならない。例えば、規制緩和を進めていくことは必要であるが、それは競争激化を意味するから、失業の増加や企業内福利厚生の後退が生ずる可能性は大きい。したがって、規制緩和を推進するためにも、これまで企業が擬似共同体として与えてきた安心感に代わるものを社会的に提供

していかなければならない。

まさに、それこそが社会連帯に裏付けられた広義の社会保障制度の役割である。実際は、これまで日本の社会保障制度が国際的にみて「安上がり」で済んできたのは、先進国の中で最も高齢化が遅れていたことに加えて、企業が社会保障の役割を果たしてきたことが大きい。その弊害が顕著になり改善しなければならないのだとすれば、今こそ社会保障の充実した高度福祉社会を作っていかなければならない。

もっとも、それに対しては、直ちに負担増や政府の非効率に関する疑問や批判が生じよう。その点については、第6章と第7章で触れる。

## 2. 社会の存続可能性

選択の評価に関する判断基準として、第2に、社会の存続可能性が挙げられなければならない。例えば、実質経済成長率のような経済パフォーマンスがいかによくても、次の時代を担う子どもが生まれなければ、長期的にはその社会は存続しえないことは明らかである。

社会の存続を可能にするために特に重要なのは、①次の時代を担う子どもを育て教育することと、②高齢者の引退後の生活を体が不自由になったときの介護を含めて保障することである。

子どもや引退後の高齢者の扶養は、かつてはすべて家族が行ってきた。その意味で家族は社会の「苗床」であった。しかし、都市化、産業化が進んで職業生活と家族生活が分離するとともに、親族、地域の相互扶助ネットワークも解体し、さらに近年女性の職業参加が進む中で、家族の扶養機能に多くを期待することはできなくなっている。したがって、社会がより扶養機能を分担する方向に向かうより他に選択の道はないと思われる。

高齢者の生活については、基本的には社会が保障することを原則とすべきである。すでに年金制度は所得面においてその役割を果たしているが、介護についても社会保障で行うことを原則としなければならない。育児についても、保育と所得移転の両面から、社会がより関与していくことが望ましい。(各論第5章第3節参照)

---

以上の点から、社会の存続可能性という基準に立っても、シナリオCが最も望ましいと判断できよう。

### 3. 内発的な市民的価値の形成

第3に、市民的価値が内発的に形成されていく社会が求められる。成熟した社会は、成熟した市民を必要とするのであり、そうでなければ維持することはできない。

第1章で述べたような各人の私的利害の追求ではなく、また、政府による外在的な公共性の上からの押しつけでもなく、普遍性のある社会的価値基準を勤労者相互のコミュニケーションの中から内発的に生みだしていくことが必要である。

追求されるべき価値は、人権と人間の尊厳であり、民主主義であり、環境保護である。そして、その価値を公共的な意思である政策に昇華していくプロセスが政治である。

この点からみても、やはりシナリオCが望ましいといえよう。

## 第6章 望ましい選択に向けての政策転換

### 1. 高齢化への政策的準備と輸出依存型経済からの脱却

日本経済が、1991年春以降の長期で深刻な不況からは脱出したとしても、今後、貿易黒字と円高の悪循環を繰り返さないためには、国内需要（内需）を伸ばしていく必要がある。しかも、内需の中でも変動の大きい設備投資や個人消費といった民需だけでなく、政府支出を増やさなければならない。（特に、設備投資への依存は、供給能力の増加により将来、一層の貯蓄超過＝貿易黒字をもたらす恐れがある。）しかし、それは、従来型の公共事業の増加を意味するものではない。その内容を生活関連社会資本に大きくシフトしていかなければならない。

とりわけ今、喫緊の課題として取り組まなければならないのは、高齢化社会への準備、すなわち老後の不安への対応を、個々の家計レベルで貯蓄を増やして行うのではなく、ハード・ソフトの両面で社会全体として政策的に行うことである。

そのためには、自らの家計の可処分所得を増やすことのみが生活の向上であるという考え方を捨てざる必要がある。言い換えれば、ゆとり・豊かさは、自らの可処分所得から支出される「私的消費」だけでなく、社会的回路を経由して行われる「社会的消費」も含めて成り立っており、現在の日本では後者の必要性が増大しているのだという認識に基づかなければならない。

### 2. 経済と財政・社会保障の長期的見通しに関する合意形成

現在の政府組織では、国の一般会計の財政支出は大蔵省主計局、税収は大蔵省主税局、年金財政は厚生省年金局というように担当する部署が分かれている。これは、官僚機構のあり方としては、当然である。しかし、その結果として、国会でも政府の審

---

---

議会でも、国の長期的な財政支出と財政負担との関係をトータルに論じる場がなかった。

たとえば、経済計画は経済企画庁計画局が策定し、その審議の場として経済審議会があるが、近年はそこで財政の長期見通しが数量的に論じられることはまれになっている。したがって、経済計画という名称はついていても、政策の実質的裏付けを欠いているわけである。

また、本来、消費税のような大規模な新税が導入されるときは、その用途を示す支出面のビジョンも同時に示されなければならないはずだが、実際の消費税導入に際しては財政当局の財政均衡の論理のみが優先し、説得力のある議論が展開されなかったため、国民の間に激しい政治的抵抗を引き起こしたことは周知の通りである。

したがって、政策決定に際しては、財政支出と財政負担との組合せが国民の前に提示されなければならない。その際、負担面については、直接税・間接税・社会保険料、国税・地方税を合わせた議論が必要であるし、また高齢者介護を論じた箇所で触れたような数字に現れない自己負担（機会費用）も視野に入れなければならない。さらに、負担の公平性については、水平的公平（最も重要）、垂直的公平、世代間の公平について、バランスのとれた見方をする必要がある。

以上のような全体的な議論ができるようになれば、例えば、福祉社会保険制度の創設（本章第4節参照）により介護を充実する代わりに年金水準を引き下げるという選択を行うことも可能となろう。

### 3. 福祉の普遍主義への転換

日本の社会福祉は、救済すべき対象者を所得制限あるいは資格審査によって限定するという「選別主義」の考え方に立った措置行政である。これは、19世紀的な古い考え方であり、福祉ニーズがあればそれを選別なしに充足するという「普遍主義」の考え方に転換しなければならない。すでに、年金や医療は普遍主義の原則を採用しており、福祉だけが立ち遅れているのである。介護についても保育についても普遍主義に転換すべきである。

なお、この点については、各論第1章・第3章を参照されたい。

#### 4. 福祉社会保険の創設による高齢者介護の充実

高齢者の介護は、高齢者に関する社会保障の中で最も遅れている領域である。第1章第1節で述べたように、重要なのは、からだが不自由になったときに必要とする介護サービス（現物給付）が得られるかどうかであって、単に金銭面（現金給付）で解決の付く問題ではない。

高齢者の生活については、基本的には、家族（子ども夫婦）によるのではなく、社会的に扶養するという考え方に転換すべきである。したがって、生活費は公的年金で支えると共に、介護も公的に行わねばならない。そのためには一人で暮らしてきた高齢者は身体が不自由になってもそれまでの場所で暮らしていけるようなハード・ソフト両面の整備が必要である。もちろん、高齢者とその家族が同居を望む場合には、それがかなえられるべきであり、その際には現物給付（介護サービスの提供）の一部を現金給付に替えて支給することになる。

具体的な制度としては、宮島委員が「福祉社会保険制度」を提唱している。その主要部分は、基本的水準の介護サービスについて、その生産は営利企業を含めた民間が行いながら、供給は社会保険として公的に行うというもので、その限りでは医療保険の仕組に類似したものとなっている。（高齢者介護サービス以外に保育等その他の福祉サービスをも含む。各論第3章を参照）

また、介護サービスの提供については、それに携わる労働力の確保がもっとも重要であるから、介護労働力を計画的に養成しその量と質とを確保する必要がある。

さらに、介護休業制度の法制化は、緊急の課題といえる。ただ、介護休業のあり方については、要介護期間があらかじめ限定できないため、現行の育児休業のような一定の期間ずっと休業できるというよりも、例えば週に1回取る（仕事を休める）方が望ましいかもしれない。その点の制度的な工夫が必要であろう。

---

## 5. 保育制度の改革

子育てについても、社会の支援の下に行われなければならないという考え方に転換しなければならない。

確かに、子どもを生むかどうかはまったくの私事であって、各夫婦の自由な選択に任せられなければならない。しかし、いったん生まれた子どもは、親の庇護の下に置かれるとはいっても、親の所有物ではなく独立した人格であり、将来の社会の構成員となることが期待される。そうである以上、子育てに社会が関与するのはむしろ当然であるといえよう。

具体的には、保育と児童手当の2点である。

最初に保育については、女性の就業と育児とを両立させるための条件である。保育の利用条件（保育料、保育時間、定員、場所・交通の便）が整備されていなければ、女性は就業をあきらめるよりも、出産をあきらめるほうを選択するであろう。

これに関連して、今後の保育のあり方に関して、厚生省「保育問題検討会」の報告書（1994年1月）にあるように、現在の措置制度を残したまま公費負担の拡充によりその運用を改善すべきだとする意見と、措置制度の役割を縮小して保護者が保育所と直接契約する直接入所制度を導入すべきだという意見が対立している。

子どもを持つ女性が働く場合に、それを「保育に欠ける」という概念で捉える措置制度は、働くことが特別視されることのない今日では第3節で述べたように時代遅れであり、その点で直接入所制度の方が望ましい。しかし、措置制度が適用されないことを理由に多額の保育費負担を求めることは、先に述べた子育てに社会が積極的に関与すべきだという考え方に反する。また、措置制度が適用される児童と直接入所による児童とに二分されることは好ましくないであろう。

先に述べた福祉社会保険が、保育についての給付をも含む一般的な制度として創設されれば、措置制度の見直しと公費負担の増加という二律背反的な要請も解決が可能になるとと思われる。

## 6. 子どもに関連する所得再分配の強化

前節で述べた点に加えて、出生率の低下が今後も続くことが見込まれるため、子育てに要する費用についても所得再分配を強化する方向で改革を行う必要がある。子どもは、将来社会の担い手であり、親世代は将来必ず社会保障負担をはじめとする恩恵を受ける。したがって、両親が行う育児の費用負担についても、現在よりも社会的な負担を増加していくべきであろう。これは、直接の費用負担者が誰であるにせよ（企業であっても）、実質的には子どものいない夫婦あるいは単身者から子どものいる夫婦への所得再分配を意味する。

この点は、国際比較によっても支持されよう。主要先進国と比較しても、日本の児童手当の規模は支給対象範囲と金額の両面において小さすぎるのである。

子どもに関連する所得再分配については、児童手当以外に税制上の扶養控除という制度があるが、今後は①社会保険料にも子どもの数に応じた扶養控除を設ける、②児童手当を大幅に増額する等、どのような政策が社会的により公平であり、またできれば出生率を上昇させる効果を持つかを検討していく必要があるだろう。

## 7. 教育に関する意識改革と奨学金制度の拡充

大学教育については、本人が負担する仕組にして進学するかどうかを決めさせるべきであろう。そのためには、親と子の意識の抜本的な改革が必要であると同時に、奨学金制度を大幅に拡充することにより、学生本人が授業料を負担できるようにすべきである。

その際、そうした選択を18歳という人生の一時点で行わなければならない必然性はなく、むしろ社会経験を積んでいる方が大学教育の必要性を理解できて、勉学に集中することができる場合もあろう。

それに伴い、企業の人事制度もより中途採用を受け入れる方向へ変化しなければならない。そして、リカレント教育、すなわちいったん社会人となった人が大学（院）で教育を受けることが定着する一方、そのような教育を受けたことが企業において、

---

また社会的に正しく評価される必要がある。

大学そのものの改革も必要である。必要な施設の整備とともに、教員相互の評価、学生による教員の評価、他大学との単位の交換等を導入することにより、情報化社会における知識の生産拠点として機能するようにしなければならない。

なお、大学に限らず、教育の社会的機能としては、職業に直結するものだけでなく、全人格的な教養を身に付けるという面も重要であることを忘れてはならない。

## 8. 地方分権化と快適な都市空間の整備

東京一極集中を是正して住宅問題を解決するためにも、地方圏の急激な高齢化を緩和するためにも、東京からの人口分散を図り、またブロック中枢都市への集中を停止することが求められよう。

そのためには、一見迂遠なようであるが、地方分権化によって土地利用を含めた地方自治体の街作りの自主性を大幅に拡大するとともに、住民参加による街作りを進め、魅力のある地方都市を作っていくことが必要である。そうした努力の積み重ねにより、国土のあり方としても、全国画一的な地方都市でなく、より個性的・魅力的な地方都市を作ることが可能となろう。なお、街作りについては参加民主主義という観点からも発想という点からも事業の円滑な推進の点からも、住民の積極的な参加が不可欠であろう。

ただ、残念ながら街作りには数十年という時間を要する。こうした努力によって真に魅力ある地方都市が一通り形成されるのは、2020年頃になるものと考えられる。

## 9. 高齢者が暮らしやすい街作りと住宅整備

今日、公共事業の配分を生活関連の社会資本整備に優先的に傾斜させることが求められている。その中でも特に高齢化社会へのハード面における準備を緊急に行う必要がある。そのためには、例えば新たな経済計画において国の最優先目標として具体的に明示することが考えられる。その際、現計画における1800時間への労働時間短縮や

年収の5倍程度での住宅取得と同様に、明確な目標とすべきである。

その内容の一つは、高齢者や障害者が暮らしやすい街作り、例えば駅などの社会施設の改良などにより車いすで移動できる街とすることである。また、原則としてすべての住宅を高齢者向きの構造とすることを国の住宅政策として打ち出す必要がある。高齢者が暮らしやすい住宅の具体的な基準を示すとともに、新築・改築を問わず財政上の誘導措置を設け、目標年次を設定することが必要であろう。

---

---

## 第7章 望ましい選択をするための社会的 意思決定のあり方

第6章で述べた政策を実現するためには、社会の基底にある市民、勤労者による価値の創造から国政レベルに至る日本社会の意思決定の仕組みを全体的に変えていく必要がある。

### 1. 対話に基づく市民的価値の創造

社会を形成しているのは、一人一人の市民であり勤労者であるので、その市民の意見に従って社会的意思決定を行うのが民主主義のあり方である。個々の市民は、その置かれた状況が異なるから、当然異なった考え方を持つようになる。しかし、相互の考え方とその根拠となっている客観的状況に関する認識について対話（コミュニケーション）を重ねることにより、お互いのよって立つ基盤を了解し合えば、表面的な意見の対立はかなりの程度克服され、共通の市民的価値を創造していくことが可能となる。

その過程で、政党や労働組合を含むさまざまな団体・組織が形成される。現代の民主主義社会は、国家と個人とが直接向き合うのではなく、その間にそれらの団体・組織があって、両者を媒介するという多元的な姿をとっている。対話に基づく市民的価値の創造は、それら社会的諸団体に集約される。その中で、通常もっとも有力なのは、生産者、すなわち企業や自営業者の利益を代表する財界団体や業界団体である。これに対し、労働組合や生活協同組合等は、勤労者の生活に関する利害を代表する団体である。勤労者の職業生活の行われる場である職場において市民的価値を追求することが労働運動の原点であり、職場における労働組合の役割である。

その際、それらの団体が自らの構成員の私的利害のみを追求する（圧力団体）ので

はなく、社会的に普遍的な価値を創造し提示できるかが問題となる。

このような民主主義の原則論が現時点で特に重要性を増しているのは、日本がすでに経済的に最先進国となり、また近い将来人類史上例のない高齢化社会に突入することが確実なため、部分的には他の先進国のあり方を参考にできるにしろ、丸ごとまねできるモデルが他の先進国には存在しなくなったからである。すなわち、日本社会は自らの将来像を自らの内部から生みだしていかなければならないのである。

先に展開した高度福祉社会モデルと勤労者生活に関するシナリオCは、市民相互の対話とそれによる普遍的な市民的価値の創造を論理的に内包している。シナリオCを実現するためには、一人一人の市民、勤労者が主体的に社会参加を行う必要がある。逆にシナリオCの実現は、そうした社会参加のための条件を用意することになる。すなわち両者は相互に促進的な良循環の関係にあるといえよう。

そして、そうした市民的価値を公共的意思に高めていくプロセスが政治である。

## 2. 政治の本来の役割としての社会システムの構築

政治は、社会の中から生みだされる普遍的な市民的価値を受けとめてそれを政策化し、逆に社会に対しトータルな政策プログラムとして提示して選択を求めることが、本来の役割である。政治は、そのようにして社会システムを構築していくのである。これまでの日本の政治は残念ながらそうした役割を果たしてこなかったが、1993年夏の政変以来、大幅に変わりつつある。しかし、政治における変革は、いわゆる政治改革4法の成立と小選挙区の区割で尽きるものではなく、今後さらに追求されなければならない。

国会は、最高の意思決定機関としての機能を回復することが重要である。すなわち外交、防衛など特定の問題のみについていたずらにイデオロギー的対立を繰り返すのではなく、日本の社会・経済システムをトータルにどのように構想していくかについて討論するとともに、そのための実務的問題を一つ一つ議論して解決していかなければならない。例えば、規制緩和についても、個々の規制についてその是非を国会できちんと議論していくことによって進めていくべきである。

---

政党の役割として重要なのは、国民に対して、受益と負担とをセットにした政策のパッケージを提示し、それに向けて国民を説得していくことである。対立する諸政党が、それぞれ受益と負担の異なる組合せを選択肢として示して競い合い、それら複数の選択肢の中から国民が最も望ましいものを選んで、選ばれた政党の作る内閣の下で、行政府＝官僚機構がそれらの政策を実行するというのが、本来のあり方であろう。

しかし、これまでの日本ではそうした政治のリーダーシップが欠けていた。そのため、官僚機構（行政府）がいわば啓蒙専制君主のように自律的に政策形成を行い、利権を交換に与党の支持を取り付け、立法府を通すという方式を取ってきた。しかし、官僚機構は問題解決方法が分かっているキャッチアップ段階では優秀な能力を発揮するが、最先進国となった現在では有効な政策を提示できる能力は低下してきている。また、縦割りのため省庁間にまたがる大規模な問題には対応することは困難である。さらに、自らの組織の存立そのものにかかる問題にも対処できない。そのような役割を担うのは本来政治のはずである。

さらに、官僚機構主導の行政に対しては、国民の潜在的不信があるように思われる。少なくとも国民の意思によって選ばれたわけではない官僚が、国民に対して増税のような負担増を求めることに対して反発があるのは当然である。したがって、高齢化社会への対応のために真に必要な財源調達のためにも政治のリーダーシップが発揮されなければならないであろう。

そのためには、立法府と政党は、政策形成能力を高めなければならない。その前提として政策の立案を担いうる人材の確保が必要である。

政治に対する信頼の回復は、金権腐敗を追放すれば済むものではなく、こうした政治のリーダーシップの確立が不可欠であると考えられる。

### 3. 地方分権化と地方自治のあり方

第2節でみたような従来の政治の仕組みを変えるためにも、地方分権化の推進が必要となる。

地方分権化の推進は、分権化により安上がりの政府ができて税金が安くなるという

発想に基づくのではなく、まず第1に、住民自治が民主主義の学校としての役割を果たすという観点に立たなければならない。また、その内容としては、行政権限の分権化だけでなく、裏付けとなる税や起債という財源の分権化を進めることが不可欠である。地方税としては、地域間の偏りが少なく、景気等による変動の小さいものが望ましい。

そうした分権化が結果として中央・地方を合わせてより小さい政府を帰結するかどうかは、あらかじめ明らかなことではない。しかし、少なくとも財政支出と負担との組合せについて、より生活に身近な場で判断の機会を与え、住民に財政責任を自覚させ利益誘導政治の是正が期待できるという意味で、より望ましいと判断される。

ただ、他方で分権のコストとして「小規模の不経済」の問題や、高福祉による財政破綻の問題、徴税コストの問題も生じうるので、すべての分野について同じように分権化を行うことがよいとは限らない。その点は慎重に検討を行う必要がある。なお、最初の問題については地域間の連携により事務組合の形式で業務処理を行うことも一つの解決策であろう。

また、地方自治体の首長は、「地方集権」という言葉があるように、大統領型の非常に大きな権限を有している。地方分権化が進めばその権限はますます増大するので、多選禁止を含めそのチェックの仕組みを作る必要があるだろう。

#### 4. 政府の役割の変更と行政改革

中央政府（行政府）の役割そのものも、今後は変更していく必要がある。

従来の政府の役割は、外交や安全保障など基礎的国家機能を別とすれば、経済成長のための（広義の）産業政策が中心だったが、今後は高度福祉社会の制度構築のための（広義の）社会政策が中心とならなければならない。福祉にかかわる日常的な活動は地方レベルで行われるとしても、その基本的枠組み自体は国家のレベルで作られることが必要である。また、労働者保護、環境保護等にかかる社会的標準も、国のレベルで法制化されるのが原則である。産業保護規制とは異なり、それらはむしろ強化されねばならない。

---

中央省庁と民間企業との関係については、従来のような所管業界の保護・育成とそのため行政指導（コーチ役）から公正取引委員会のようなルール順守の監視（アンパイヤ役）へと変わらなければならない。それとともに、すでに成立した行政手続法に加えて、情報公開法の制定により、行政のあり方をより透明なものとしていくことが望まれる。経済面で新規参入を増やして市場の競争を活発にするためにも、そうした改革は必要である。

しかし、それによって政府の規模が縮小するかどうかは、また、別の問題である。社会的規制はむしろ強化される一方、情報収集を含め企業側の協力が得られなくなるため、かえって行政コストが増えたり、より多くの公務員を必要としたりする場合もあることを、念頭においておかなければならない。

以上の点に加えて、第2章でみたように次第に経済成長率が低下していく中で租税や社会保険料は増加せざるをえないので、国民の納得を得るためにも、費用と効果との相対的關係という意味での行政効率の不断の向上が追求されなければならない。

そうした観点から、不要となった施策・制度を廃止するのも、政治の重要な仕事である。もっとも、ほとんどの場合、既得権益化しているもので、その廃止は政治的に極めて困難となっている。しかし、それを行わずに一般論としての行政改革を唱えるのは、まったく無意味である。

さらに、それぞれの行政機構そのものの存在意義についても問い直す必要がある。このような行政機構の改変も政治のリーダーシップの重要な役割である。ただし、公務員の身分保障自体はモラルの維持の観点からも重要であるので、廃止される省庁の公務員については、民間での職業訓練に相当する研修により他省庁への配置転換を図っていくべきである。もちろん、その人員数だけ公務員全体の採用の抑制が期待できる。

---

## 第Ⅱ部 各 論

## 第1章 価値と理念

### 1. これまでは経済の成長が優先されてきた

1990年代は日本の経済と社会の大転換の時代である。

生産と消費の水準はすでに十分に高く、環境や資源の制約はきわめて厳しい。

1996年以後は生産年齢人口が減少しはじめ、おそらく2000年前後には労働力人口も減少に向かう。

第2次世界大戦後の復興に始まる半世紀の「経済成長の時代」が終わろうとしている。それだけでなく、「開国」と「維新」に始まる1世紀半の「追い付き型の近代化・工業化」が終わろうとしている。

これまでは経済の成長が優先目標とされてきたが、これからは、社会の成熟と安定が優先目標とされなければならない。

明治維新以来、多くの人々が、日本の社会の「近代化」の必要を説いてきた。

「近代化」にとって本質的に重要なのは、「抑圧の克服」と「窮乏の克服」である。

それらの目標を追求する「プログラム」（具体的方策）に関しては、国民のあいだにしばしば深刻な対立が発生した。しかし、それらの目標（「抑圧の克服」と「窮乏の克服」という目標）そのものは、多くの国民が共有してきたといってよいだろう。

「戦前」の日本では、国民の大多数が厳しい生活条件のもとに置かれていた。「戦後」は、戦争による破壊のために生活水準は「戦前」よりさらに低くなった。生産力を高め、所得を上昇させ、窮乏状態から抜け出すことが切望されたのは当然である。

「戦前」の日本は、いまから思えば、発展途上国の要素の強い半農業国的な後発工業国でしかなかった。人権の保障はきわめて不十分であり、政治的自由も制限されていた。体制の現状にたいする国民の不満は強く、左右両翼の急進主義が影響力をもち、結局は膨張主義・帝国主義の戦略を追求した軍部にひきずられて大戦争に突入してし

---

まった。

「戦後」は、基本的人権の保障と主権在民が宣言され、政治運動の自由が認められ（その結果、共産党が合法政党になった）、また労働組合が法律によって保護されるようになったこと、国民の経済生活がきわめて苦しかったこと、東西対立が先鋭化したことなどの要因が重なり、一時的に左翼の急進主義が発展した。

「革命」を要求した人々は、体制を変革することによって「分配」の構造を変えれば国民の生活を大幅に改善することができるはずだと主張した。しかし、彼らは、同時に「資本主義」のもとでは経済の停滞が避けられないのにたいして、「社会主義」を実現すれば生産力の持続的拡大が可能になると考えていた。その意味では、「反体制派」も「経済成長」を強く望んでいたといえることができるだろう。

## 2. 経済成長によって生活の構造も国民の意識も変化した

「戦前」の工業化（そこには軍需経済の発展も含まれていた）と経済成長および「戦後」の復興と経済成長によって、日本は20世紀のうちにヨーロッパ文化圏以外の地域から先進国の仲間入りを果たした唯一の国になった。

長期にわたる統治主体となった自由民主党は、基本的には「現存体制のもとでも経済成長によって生活を向上させることができる」という展望を語ることによって国民の政治的支持を維持しようとした。しかし、その自由民主党も、言葉のうえでは「福祉国家」を政策要綱に掲げ、公的年金や医療保険などの制度を取り入れ、成長政策を補完した。

各分野の産業政策（農業、金融、運輸、建設、その他の分野の政策や中小企業政策を含む）も、成長維持の機能を担うと同時に、成長にともなう構造変動のなかでの生活の激変を緩和する機能を担ってきた。いわば広義の産業政策が広義の社会政策の機能の一部を代行する構造ができあがっていた。

野党側の急進主義者は「体制変革によってのみ国民の生活を改善することができる」と主張しつづけたが、そうした主張は次第に説得力を失った。

第1に、「戦後」の改革によってすでに自由民主主義と社会民主主義の基本的制度

が確立されていた。民主化された「混合経済」のもとでは、「革命」によって体制を変革するという主張（それは、新しい全体主義を呼び寄せ、自由な言論にもとづく民主主義の否定と人権の圧殺および人命そのものの抹殺をもたらす危険がきわめて大きかった）は正当性をもちえないということが、ますますあきらかになった。

第2に、「なしくずし」に福祉国家型の制度が導入されていた。自由民主党は明確な福祉国家の理念や方法論をもっていたわけではなかったが、民主的政治制度のもとでは、保守主義的な統治主体といえども、国民の支持を失わないためには社会保障制度を認めることが必要であった。この点は、20世紀の後半のすべての先進国に共通の現象である。

第3に、東側の「社会主義」よりも西側の「混合経済」のほうがすぐれていることがあきらかになっていった。「体制変革」の必要を説く人々が長いあいだモデルとしてきたソ連や中国などの体制が政治的にも経済的にも深刻な問題をかかえていることは、さまざまな事件が起こり、情報の流通が活発になるにつれて、ますますあきらかになった。

第4に、高度成長によって国民の所得水準が上昇し、階層間格差や地域間格差も縮小した。野党勢力の一部の人々は「高度成長は格差を拡大する」と予言していたが、現実には、高度成長によって労働力過剰経済から労働力不足経済への転換が起こり、所得格差はむしろ縮小した。

国民の生活の構造も変化した。1950年代のなかばには個人業主と家族従業者が就業人口の半数を越えていたが、その後は、被雇用者の比率が急速に上昇し、1980年代のなかば以後は75%を越えている。産業別に見ると、第1次産業の就業人口が大幅に減少し、第2次産業と第3次産業の就業人口が急増した。なかでも第3次産業の人口の増加が大きい。1970年代以後、第2次産業の比率がほぼ33%で頭打ちになっているのにたいして、第3次産業は1990年にはおおむね60%に達している。職業別に見ると、農林漁業従事者が激減し、管理、事務、専門的・技術的職業のようなホワイトカラー型の職業の従事者が急増している。

1990年代には、全人口の半数が3大都市圏に住み、そのまた半数が東京圏に住んでいる。広範な国民が物質的な豊かさや便利さを享受するようになり、政治意識も大き

---

---

く変化している。

### 3. 国民の大多数はあまりにも「ミクロ指向」の意識に支配されている

1970年代に日本の人口1人あたりの所得はヨーロッパの主要国を追い越したが、人々の成長優先志向は変わらなかった。

人々は、むしろ、生活が豊かになればなるほど、さらに豊かになることを希望した。人々の価値意識は、経済成長を自己目的化する方向につくりかえられたのである。生活のゆとりとバランスを生み出す「手段」であるはずの経済成長は、それ自身が「目的」であるかのように扱われるようになった。

そのうえ、急激な都市化にたいして、政府や地方公共団体の社会資本整備計画や都市計画があまりにも貧弱であったため、生産や所得の水準が相当に高くなっても、住宅や生活環境の改善は立ち遅れ、充足感が十分に得られなかった。

国民の大多数は、企業など個別の組織に組み込まれ、厳しい競争の圧力のなかで生活していた。そのため、何よりも企業の成長と賃金や企業内福利の上昇を期待する「ミクロ指向」の意識に支配された。

国民の大多数は、社会全体の制度体系を変えることにたいして大きな関心を示さず、与えられた制度体系のなかでの個人的機会の利用に全力を傾注した。

競争の原理は学校教育にも浸透した。進学率が上昇し、グレードが高いとされる（とくに就職や将来の社会的地位の獲得に有利であるとされる）学校に入学しようとする受験競争が激化した。それにともない、家計における教育費の負担が増加した。

公的年金や医療保険はいちおう整備されたものの、社会福祉の展開が不十分であるという事情もあって、老後の不安は解消しなかった。

住宅取得費用の高騰、教育費の負担の増加、老後の不安を解消する施策の立ち遅れなどは、所得の継続的な引き上げを求める空気を強める作用をした。国民の大多数は基本的には、「ミクロ指向」の意識と行動様式のなかでそれらの問題に対処しようとした。

政府の政策を変更させ、資源配分を大きく変化させることによって、生活の balan

スと安定を実現するという「マクロ指向」の意識と行動様式は、十分に発展しなかった。そうした方向に向けての「改革」の「プログラム」を提起して国民のエネルギーを糾合することができるような有力な政治主体も、ついに形成されなかった。

有力な野党は、「戦後」の初期に大きな影響を受けた反体制イデオロギーの影響から抜け出すことができず、日本の経済と社会の大きな変動に対応するための自己変革を実現することができなかった。これまでの日本の野党は、政権を掌握することによって制度と政策の体系を大きく変えていく可能性を追求しようとする努力を怠ってきた。

「近代化」の要求には、もともと「個人の選択の自由の保障」が基本的課題として含まれていたはずである。しかし、大多数の日本人は、所得と消費の水準を高めるために、したがって、産業の国際競争力を強化し、経済を成長させるために、個人を企業の組織に強く従属させることをいとわない生活を長くつづけることになった。

ヨーロッパで最初に発展した産業文明は、アメリカに渡ってはるかに実利主義的な価値意識や行動様式を生み出したが、日本ではさらに徹底して実利主義的な価値意識や行動様式を発展させたように思われる。そうした日本の実利主義的な価値意識や行動様式は、近年では、ほかのアジア諸国にも大きな影響を及ぼしているように思われる。いわば、産業革命のダイナミズムが市民革命の継続的發展をかえって困難にし、産業主義の価値が自由主義の価値を風化させつつあるかのごとくである。

#### 4. 制度体系の改革と意識の改革の累積的因果連鎖が創出されなかった

これまで経済成長にたいする疑問がまったく提起されなかったわけではない。

経済成長によって、窮乏や格差のような古い社会問題はたしかに緩和されたが、公害と環境破壊、過密・過疎などの新しい社会問題が深刻化した。「くたばれGNP」といった言葉も一部のマスコミでは使われた。

1970年代には、多くの先進国で環境問題や資源問題の重要性が認識されるようになった。1972年には国連人間環境会議が開催され、ローマ・クラブの『成長の限界』が発表されて話題を呼んだ。そうした状況変化の影響を受けながら、日本でも、幾つ

---

---

かの深刻な公害事件の犠牲者の遺族や被害者の抗議行動を契機として、遅ればせながら政府が公害対策や環境保全政策におけるある程度の前進を試みるようになった。

他方、日本の貿易収支と経常収支は、1960年代の後半から基調として大幅な黒字に変わっていた。産業の国際競争力や経済の成長に高い優先順位を与えつづける理由はなくなっていた。「産業優先」から「生活優先」への転換という課題は、1960年代前半から1970年代後半にかけてすでに一部の専門家によって提起されていた。

しかし、野党の主力は、伝統的な「体制変革」の観念を克服することができず、混合経済の枠組みのなかでの「改革」を遂行する現実的な「プログラム」を確立することができなかった。そうした「プログラム」によって新しい統治主体を形成し、制度体系をつくりかえ、政府の政策の重点を変えようとする政治運動は展開されなかった。

一部の労働組合は、政策・制度要求の重要性を強調し、勤労者の生活の保障と改善のための現実的な「プログラム」の構築のための努力を開始した。しかし、そうした努力は、「政治」の舞台においては十分に活かされなかった。そのため、生活のバランスと安定を実現し、経済成長の条件を変化させるという「マクロ指向」の意識を国民のあいだで育てる契機も生まれてこなかった。

経済成長の条件を変化させるということは、経済成長を規定する客観的条件（たとえば経済学者が好んで扱う貯蓄率〔国民総生産にたいする粗貯蓄の比率〕、資本係数〔国民総生産にたいする資本ストックの比率〕、労働生産性など）を変化させるということである。それは、同時に、経済成長にたいする人々の意識や行動様式を変化させるということでもある。人々の意識や行動様式を変化させることができなければ政府の政策を変化させることもできないから、成長優先の制度体系は維持される。

しかし、現実的な改革の「プログラム」を提示して国民の理解を求め、制度と政策をつくりかえるための最初のきっかけを創造することは、政治の責任である。さらに、そうした改革の「プログラム」の実践を通じて客観的条件を実際に変化させることができれば、それは、人々の意識と行動様式をもっと大きく変化させていく契機となるだろう。そうしたダイナミックな変化の過程を創造していくという点にこそ「政治」の本質的機能があるということができる。

政治の変化が制度体系の変化のきっかけをつくり、制度体系の変化が人々の意識を

変化させ、人々の意識の変化が政治をさらに変化させ、制度体系のいっそうの変化をもたらすという累積的因果連鎖をつくりだすことが必要である。

残念ながら、1980年代までの日本の政治は、そうした変化をつくりだすことができなかった。万年野党は、万年与党にたいして、表面では「対決」のポーズをとりながら、裏面でさまざまな取り引きや駆け引きによって妥協を受け入れる、という対応を繰り返してきた。そうした奇妙な馴れ合い政治のもとでは、政治を根底から変革し、長期の見通しに立って経済政策や社会政策を見なおそうという気運を生み出すことは困難であった。

## 5. 「中成長」の時代になって「ミクロ指向」はむしろ強まった

日本の国民も政府も、主体的に経済成長の条件をつくりかえることができなかった。

日本の経済成長の趨勢は、国民と政府による新しい政策的・制度的な体系の選択によってではなく、1970年代に起こった通貨危機による変動レート制への移行（そのあとで繰り返されることになった大幅な円高）と石油危機によるエネルギー価格の高騰という衝撃によって、いわば外側から強制的に変化させられた。

日本の企業は、省エネルギー化と省力化を推進し、コストの引き下げや品質の改善や新製品開発につとめた。その結果として、日本の産業の国際競争力はさらに強化された。

日本経済は、1970年代の後半から1980年代にかけて、それまでの年率10%前後に達する「高成長」は再現できなかったものの、4~5%の「中成長」を実現することに成功した。日本は20世紀産業文明の最後の成功者になった。しかし、それは「産業主義」の枠組みのなかでの「成功」であった。

国際関係が不安定化し、経済成長率が低下するなかで、内外の競争の圧力が強まったために、国民の「ミクロ指向」はかえって強まった。日本人は、経済成長の成果を将来の社会の安定と生活の「質」の改善のために有効に使うことに成功しなかった。

「ミクロ指向」の強さは、「中成長」への移行にともなって労働時間短縮の動きが止まってしまったことにも反映されている。

---

---

1960年代には賃金引き上げと平行して労働時間の短縮が進行したが、1970年代の後半からは、労働時間は趨勢として完全に横這いになってしまった。日本の国民は、自由時間の拡大という目標を放棄し、所得の引き上げを優先する行動を選択したのである。しかも、長時間労働は労働供給を増加させ、労働力市場における労働者側の立場を不利にする作用をするから、日本の勤労者は、マクロ的に見れば、所得の引き上げという観点から見ても愚かな行動をとっていたことになる。

生産と消費の水準はすでに十分に高くなっているのに、生活の「ゆとり」と「バランス」を創造するための意識的な取り組みはおこなわれなかった。

よく知られているように、貯蓄率が高い経済は、大規模な投資を継続的におこなわなければ、財貨・サービスの需給のバランスを維持できない。企業設備投資の規模が大きく、生産能力が急増する場合には、年々の経済成長率も高くなければならない。ただし、生産能力の増加には直結しない住宅や生活環境改善のための投資のために国民の貯蓄のより大きな部分が充当されれば、状況は変化する。また、国民の貯蓄率が低下すれば、より低い成長率のもとで経済のバランスを維持することが可能になる。

他方、労働力需給の側から考えると、経済成長率が労働力人口の増加率と労働生産性の上昇率の合計を下回る状態がつけば、失業率が上昇する。ただし、労働時間が大幅に短縮されれば、時間単位で測った労働供給の増加率はより低くなるから、より低い経済成長率のもとで失業率の上昇を防ぐことが可能になる。

しかし、「中成長」の時代を迎えても、国民の貯蓄率に影響を与える政府の政策は変更されなかったし、貯蓄を住宅や社会資本の蓄積のためにもっと有効に活用するような政策も採用されなかった。住宅や教育の費用は高騰しつづけ、老後の不安を緩和する抜本的施策も採用されなかったから、家計の貯蓄率はかえって上昇した。

日本経済の潜在成長力はひきつづき相当に高い水準に維持されていた。しかも、財政危機の克服を理由に歳出が抑制され、公共投資は1980年代の前半にはかえって大幅に削減された。その結果、内需不足が顕在化し、経常収支の黒字が拡大した。日本の経常収支の黒字は、基本的には、国民の貯蓄を国内で有効に活用することができないでいることの反映なのである。

他方、労働力人口の増加率は以前に比較すれば低くなっているものの、労働時間が

短縮されず、しかも、国内需要の不足のために経済成長率が低くなりすぎており、したがって時間単位で測った労働供給の増加に比較して労働需要の伸びが低くなりすぎているため、失業率がじわじわと上昇した。失業率の上昇は労働者側の立場を弱くしたから、労働時間の短縮はますます困難になった。

日本の労働組合は、明確なマクロ的目的意識をもった労働時間短縮の運動を組織することには成功しなかったし、労働時間短縮のための強力なルール体系の確立（たとえば残業の割増賃金率の大幅な引き上げなどを含む労働基準法の強化）にも成功しなかった。

## 6. 経済成長を最優先の目標とする理由はなくなっている

最初に述べたように、1990年代にはいって、日本の経済成長にかかわる客観的条件は変化しはじめている。1996年以後は生産年齢人口（15歳から64歳まで）が減少するし、おそらく2000年以後は労働力人口も減少する。

1人の女性の生涯を通じての平均出産数を示す統計的指標である「合計特殊出生率」は、1974年以後、人口の単純再生産を保証する水準とされている2.1を下回るようになり、一貫して低下傾向をたどっている（1993年は1.46）。

教育にも問題があるため、人的資源の「量」に問題があるだけでなく、「質」についても懸念がある。

日本の社会は、超長期の展望のなかでは、確実に活力を失っていくものと予想される。国内外の環境問題も厳しく、食料を含む資源の供給にも不安がある。

経済の「成熟」は、消費の内容の変化にも示されている。耐久消費財や選択的な（必需性の弱い）財貨・サービスにたいする支出の比率が高くなっている。それらの支出の比率が増加することは、経済の不安定性を増大させる。不況が発生して所得の伸びが鈍化すると、家計は耐久消費財の買い替えを延期したり選択的サービスの購入を抑制したりするからである。企業のストック調整だけではなく、家計のストック調整が、経済を不安定化させ、不況を長期化させる要因として作用する。

1980年代末のバブル含みの好景気は、「中成長時代」の最後の繁栄であったといえ

---

るだろう。1990年代初頭の長期不況は、直接にはバブル含みの好景気の行き過ぎの反動として生じたが、長期の展望のなかでは、「中成長時代」から「低成長時代」への移行の調整の意味をもつことになったように思われる。

ただし、「低成長時代」が到来するといっても、ゼロ成長がいつまでもつづくわけではない。労働力人口の増加率が低下するうえ、労働時間短縮が着実に実現されていくとすれば（その見通しは確実とはいえないが）、時間単位で測った労働供給の増加率はゼロになる可能性がある。しかし、労働生産性の上昇を考えれば、少なくとも1990年代のうち、年平均3%台の成長も可能だろうし、その程度の成長が現実的目標とされなければならないだろう。

経済の安定と内外両面の均衡を維持することは、何よりも雇用の安定（就業機会の保障）のために、また対外的な摩擦を緩和し、円高の行き過ぎを防ぐためにも、きわめて重要である。

しかし、住宅の改善、社会資本の整備、老後の不安の解消などを目的とする積極政策を推進することこそが、経済の安定成長と内外均衡の実現（とくに完全雇用の維持）のための基礎的な政策手段であるということが、あらためて強調されなければならない。

経済成長そのものを最優先の目標として追求しなければならない理由はなくなっている。国民の大多数はすでに相当に高い物質的な消費水準や日常の利便性を享受している。日本がひきつづき地球規模の環境破壊や資源枯渇を促進しながら経済成長をつづけることになるような政策体系を正当化することはできない。

むしろ、意識して経済成長優先の時代を終わらせなければならない。社会の価値と目標を転換し、安心感・安定感・公平感があり、「ゆとり」と「バランス」のある生活のなかで、個人と家族の選択の自由が十分に保障されるような社会を構築することを目指した取り組みが必要である。

## 7. 社会福祉事業の拡充は当面の施策の重点である

社会の成熟と安定の基盤づくりのためには、住宅、社会資本、社会福祉などの分野

への資源の重点的・効率的な配分が必要である。

とくに、社会福祉の拡充は、すべての国民に安心感と公平感を保障し、全体としての生活のあり方を変えていくために不可欠である。

広義の社会保障は、①公的年金や失業手当などの所得保障（狭義の社会保障）、②医療給付、③社会福祉事業の3つの分野で構成されている。

日本の場合、保守的な政治主体の統治が長くつづき、そのうえ、有力な野党勢力が西ヨーロッパ型の社会民主主義や福祉国家の理念の積極的意義をまったく理解していなかったため、福祉の制度を系統的に確立する取り組みはおこなわれなかった。

それにもかかわらず、日本の政府は、後発工業国に固有の敏感さでヨーロッパの先例を学び取り、社会保障を導入した。

公的年金や医療保険の分野では、基本的にはミーンズ・テスト（本人と家族の資産や稼得手手段の調査）をおこなわない「普遍主義」による給付が確立されている。しかし、社会福祉の分野では、施設や人材の確保が不十分であるために、実質的に「選別主義」が適用されている。「ほんとうに困っている人だけを選別して救済する」という過去の「救貧政策」あるいは「弱者救済政策」の遺物が、いまだにこの分野を支配しているのである。

1970年代の石油危機のあとの景気後退によって顕在化した財政危機を契機に、ヨーロッパでは「福祉国家の危機」が話題にされた。サッチャー政権やレーガン政権の登場などに示されているように、社会保障の制度やケインズ主義の政策思想を見なおす動きが強まった。

日本の場合、国民に十分な安心感を与える状況には遠く、社会福祉の展開が不十分なまま、国内の財政危機が表面化したため、世界全体の「福祉見なおし」の気運の影響を受けつつ、政府の歳出規模を抑制する政策が採用された。

行財政の「改革」が強調されたが、現実には、3公社の民営化以外には行政と財政の仕組みを根底から改革する動きは進展せず、歳出の一律抑制がおこなわれたにすぎない。そのため、高齢化に対応する施策を用意し、福祉国家的制度の体系化をはかることはできなくなった。日本の有力な野党は、この段階になっても、誰が見てもその必要性が明らかになりつつあった行財政の改革や3公社の民営化そのものに反対する

---

---

といったうしろ向きの対応しかできず、建設的な代替案を用意する姿勢を示さなかった。そのため、「福祉」の問題との取り組みは1990年代に持ち越されることになった。

1980年代は、先進諸国共通にケインズ主義と福祉国家にたいする批判が高まり、より小さな政府を正当化する「マネタリズム」と呼ばれる経済理論が各国の政府の政策に大きな影響を与えた（日本も例外でない）時代であった。

しかし、レーガノミックスの失敗、アメリカにおける貧富の格差の拡大、国際経済の不均衡の拡大などによって、マネタリズムが一時的に獲得した威信は失われた。1990年代にはいってからは、むしろ、ケインズ主義の政策思想や福祉国家の理念を再評価する動きが強まっている。

いうまでもなく、過去のケインズ主義の政策論や福祉国家の理念の単純な復活はありえない。また、「福祉国家から福祉社会へ」という大きな流れの変化があらためて強調されなければならない。しかし、「計画（政府）にたいする過信も、市場（企業）にたいする過信も、ともに克服されなければならないということが、あらためて確認された」という点に、1980年代の経験の歴史的意味があるといえるだろう。

## 8. 必要なきにこそ社会的支援への「アクセス」が保障されなければならない

日本の政治と行政は、国民のあいだに広く薄く予算をばらまくことには熱心だが、信頼感のある社会福祉の仕組みをつくりあげることには熱心でない。

その必要が感じられない人々にまで広く薄く予算をばらまくことは、効率的な方法でないだけでなく、公平な方法でもない。そもそも、効率とは、「目的にたいして手段の選択が適切かどうか」を測る基準である。広く薄く予算をばらまくことは、生活の安全保障という目的にとってまったく有効でないという意味で、効率的な方法でない。

重要なのは、「その必要が生じたときに、適切な方法による社会的支援をすべての人が確実に受けられるようにする」ということである。社会的支援への「アクセスの権利」を公平に保障することこそが目的とされなければならない。

多くの地方公共団体が「敬老の日」になにがしかの「祝い金」をばらまいたりして

いるが、市町村長の人気取り以外には何の意味もない。他方、大都市圏などでは、障害者や高齢者が福祉施設や十分な在宅サービスのシステムを見いだすことがきわめて困難である。政府は1989年に「高齢者保健福祉推進10カ年戦略」（ゴールドプラン）を策定したが、「安心できる老後」と「寝たきり老人ゼロ」という目標にははるかに遠い。

最近、厚生省によってゴールドプランを強化する方向を目指す新しい「福祉ビジョン」が提示されているが、タテワリ行政の制約に阻まれて、総合的な財源の裏付けと具体的な施策の内容を示すところまではいっていない。

さしあたり、少なくともゴールドプランの数倍の規模のホームヘルパーを確保することが必要であり、またケースワーカーなどの基本的人材を大幅に増員し、地域福祉の体系化を推進することが必要である。

見なおしが迫られているもうひとつの分野は「保育」である。

保育の事業は、女性および家族の選択の自由を保障するためだけでなく、子どもの数が減りすぎないようにし、社会の「持続可能性」を保証するためにも、不可欠である。

現在の日本では、多くの女性が、「職業生活をつづけるために子どもを生んで育てることをあきらめるか、それとも子どもを生んで育てるために職業生活をつづけることをあきらめるか」という選択に迫られている。

労働力人口の増加率が低下するために女性の労働力率の上昇を期待する声があるが、現在の日本の諸条件のもとでは、女性の労働力率が上昇すれば合計特殊出生率がさらに低下することは避けられない。それは、超長期の展望のなかでは、「日本という社会そのものの持続可能性の危機」をさらに深刻化させることにしかならない。

大多数の国民が農村で生活していたり、家族従業者によって支えられる零細規模の家内工業や商店などで生活している社会と違って、都市化が進み、大規模な組織で働く「被雇用者」が圧倒的に大きな比率を占めるようになっている社会は、それ（社会）自身の存続のためにも、障害者・高齢者の介護や子育てにたいする支援を社会的に組み立てる必要がある。そうした機構を強化することは、女性を含む多くの人々に居住地のなかでの（通勤時間があまり長くない）専門的職業への参加の機会を保障

---

することにもなる。福祉の機構の強化はそれ自身が地域における就業機会の拡充にもなるのである。

子どもを産んで育てるかどうかは、もちろん、個人と家族の選択の問題である。しかし、現代の社会は、個人と家族の自由な選択を保障するためにも、社会そのものの安定的な存続を確実にするためにも、保育にたいする支援のシステムを必要としているのであり、その観点からの配慮が不可欠である。

保育、障害者福祉、高齢者福祉などのいずれの分野においても、これまでのような個人や家族の選択を許容しない行政的な「措置」の制度ではなく、個人や家族の選択が十分に尊重されるような新しい原則と制度と事業展開を構築することが求められている。

過剰で無意味な進学熱を冷却させることを含めて、教育のあり方を根底から見なおすことも必要である。子どもたちにそれぞれの個性に適合する教育機会を用意すると同時に、つぎの世代の人材の「質」を保証することが必要である。

これまでは、国や地方公共団体が、世論の圧力に押されて、高等学校や大学の定員を大幅に増加させてきた。しかし、それらの教育機関が「教育」の名に値する仕事をしているのかどうか、これだけの高さの進学率が個人にとっても社会にとってもほんとうに必要なのかどうか、真剣に検討する空気は生まれていない。このような状態をいつまでもつづけるわけにはいかないだろう。

## 9. 有効な政治を創造しなければならない

1993年夏の政治変動は、万年与党と万年野党からなる停滞的な政治構造を打破する契機となった。第1に、日本の政治が久しく有効な政策形成機構としての機能を喪失しており、深刻な腐敗の実態を示す一連の事件（それらもじつは「氷山の一角」にすぎない）が相次いで表面化したこと、そして第2に、「冷戦の終結」によって国際関係やイデオロギー状況が大きく変化したことが、日本の政治の変化を生み出す背景になった。そして日本の「戦後政治」の崩壊が始まった。

しかし、変化は始まったばかりであり、いまのところ新時代の政治の理念も目標も

政策体系も十分に見えていない。万年与党・万年野党の体質は、それぞれの組織と政治家のなかにしみ込んでいる。

政権に参加している政党であれ、政権への参加をやめてしまった政党であれ、また政権から追い出された政党であれ、自分たちの政策を国民にたいして提示しようと努力しない（それどころか組織とその周辺の討論を通じて自分たちの政策を十分に検討しようとさえしない）政党が少なくないことが、最大の問題である。政治の世界においても、良質の人材が決定的に不足しており、それが責任ある政治行動の発展を阻害する最大の要因になっている。政策を体系的に語ることのできる責任の意識のはっきりしている指導者があまりにも少ない。

それにもかかわらず、行政改革・規制緩和・地方分権などが強調され、「過去に生じた赤字を克服する」といった「うしろ向き」の「改革」（これまでの実態は主として改革を回避する一律抑制にすぎなかった）ではなく、将来のために政府がやらなければならないことをやれるような体制をつくるという「まえ向き」の「改革」（いわば「未来指向」あるいは「目標指向」の「改革」）を求める議論がようやく示されはじめたのは、注目に値する。

これまでの日本の政治制度と政治構造の致命的欠陥は、国会の本会議（それはほとんどまったく儀式にすぎないものになっている）はいうまでもなく、各種の委員会ですえ、日本の針路と経済および社会のあり方にかかわる基本的政策をめぐる率直かつ建設的な討論の場所としてまったく機能しなくなっているということに示されている。

いわゆる政界再編成の過程においても、新しい政治構造（政党の勢力配置）がおおむね確定したのちにおいても、一貫して、「政策」の選択をめぐる討論を発展させることが決定的に重要である。政治過程を「政策対話」を中心に組み立てなおすことこそが「政治改革」の基本的目標であるということが、再認識されなければならない。

連立与党のあいだだけでなく、与党と野党のあいだでも、「プログラム」（将来に備えるための具体的な政策）をめぐる討論と、率直かつ冷静な討論を基礎とする建設的な協力を発展させることが、政党の指導者たちの最大の責任である。

自分たちが日本をどういう方向にもっていこうと考えているのか、日本が直面している内外の深刻な課題にどのように対応しようと考えているのか、自分たちが政権を

---

担当した場合にはどのような制度と政策を具体化しようとしているのかという総合的な「プログラム」を国民に示す努力を棚上げにしておいて、そのときどきの政府の弱点を衝く「挙げ足取り」だけで点数を稼ごうとする態度に終始しているような無責任な政党は、厳しく糾弾されなければならない。政治改革をうやむやにし、年金改革や税制改革を限りなく未来に引き延ばそうとするような政治集団の行為は許されるべきでない。

「経済改革」（行政改革や規制緩和や地方分権などを含む経済システム全体の改革）によって国民の生活をどのように変えることができるのかが具体的にあきらかにされてこそ、多くの国民が政治に強い関心をもつようになるだろうし、そのことを契機として、明確な「マクロ指向」の意識をもつようになるだろう。「経済改革」への着手は「政治改革」を完成するためにも不可欠なのである。

## 10. 日本人の生き方と日本という国家のあり方は世界に影響を及ぼす

この共同研究において、私たちが2020年の国民の生活のビジョンをとりあげ、幾つかの可能な姿を描くという困難な試みと取り組んだのも、当面の政策や制度の選択（あるいは不選択）が国民の生活にどのような影響を与えるのかを示すことによって「マクロ指向」の意識を育てるひとつの契機をつくりたいという気持ちからである。

私たちは、20世紀産業文明の枠組みのなかでの日本の成功という歴史的経験のあとを受けて、20世紀産業文明（それはあまりにも資源浪費的・環境破壊的である）の克服という21世紀の人類史的課題との取り組みを意識しながら、日本人の生活のバランスと安定のための基盤づくりを急がなければならない。

そのような取り組みを通じて、制度と政策の体系をつくりかえ、国民の価値と行動様式を変化させ、そのことによってさらに制度と政策の体系をつくりかえるという累積的因果連鎖を創出しなければならない。そうした過程を通じてこそ、社会のあり方と個人および家族の生き方にかかわる新しい理念型（生活像）を創造することも可能になる。それは、ヨーロッパに始まり世界に及んだ「近代」の支配的な価値と理念のなかの何を継承し何を整理しなければならないかを明らかにする過程にもなるだろう。

これまでの日本では、行政指導や補助金や租税特別措置や財政投融资（政策金融、その他）など、さまざまな手段による政府の関与が、経済の成長を促進すると同時に生活のそれなりの安全保障の機構をつくりだしてきた。そのように、広義の産業政策が広義の社会政策の機能の一部を代行するような融合型の機構が維持されてきた（それがいわゆる「政官財の癒着」の基盤になっていたことはいうまでもない）のは、日本が「追い付き型」の経済成長を指向した後発工業国であったということと深いかわりがある。

これからは、広義の産業政策を徹底的に整理し、明確な社会的ルールと公共的計画の機能を強化しつつ、民間の諸主体の自己責任を確立していくことが必要であろう。そのためにも、産業政策から分離された独立の社会政策の強化を目指すことが必要である。

ヨーロッパやアメリカに見られる個人主義的な価値観や行動様式をそのまま導入することが必ずしも有効であるとはいえないとしても、これまでの日本に見られた集団主義的なミクロ指向の価値観や行動様式をそのまま温存することは、生活のゆとりとバランスを創造するためにも、安定と安心を確実にするためにも、有効ではないことがあきらかになりつつあるように思われる。ミクロ的な雇用保障の機構としての「日本的経営」の基幹的制度は維持されなければならないが、同時に人々の選択の自由を拡大するような方向に向けての社会的条件の整備が考慮されなければならない。

個人の自由な選択を尊重するという前提に立ちながら、社会構造的な確かな認識を土台とする現実主義的な社会的支援と協力の制度をくふうして作りあげていくことが必要である。個人の選択と社会の配慮（社会を構成する個人のあいだの明確なマクロ的な目的意識をもった協力の仕組みの創造）の組み合わせが必要である。

これからの日本においては、個人の自律と責任の強調はますます必要である。しかし、同時に、個人の自律と責任の強調を前提として、個人の選択の自由にとっても不可欠の条件となる社会生活の基盤整備やルールづくりのための公共的選択の遂行にもっと力を入れること、また社会福祉事業を含む個人と家族の生活の自由と安全のために必要な社会サービスにたいするアクセスの権利の普遍主義的な保障を確立することが、当面の緊急の課題である。

---

日本人が、地球規模の資源や環境の保全という課題と両立しうるバランスのとれた生活を実現し、社会の持続可能性に配慮しながら、個人の生存の権利と発言および行動の選択の自由を保障し、同時に民主的な手順を通じてマクロ的な問題を適切に処理していくという困難な課題との取り組みにおいて成功するかどうかは、日本人自身（いまこの国に生きている人々とその子孫にあたる人々）にとって重要であるだけではない。

これまでの歴史において、日本人の生き方と日本という国家のあり方、そして日本の経済の発展が、日本人自身の意識をはるかに越えてアジアと世界に影響を及ぼしてきたのと同じように、これからの日本人の生き方と日本という国家のあり方、そして日本の社会と政治のあり方は、ほかのアジア諸国にも影響を及ぼすし、さらには世界全体に影響を及ぼすに違いない。

## 第2章 マクロ経済の動向

### 1. 高齢化とマクロ経済

#### (1) 労働力人口の減少と高齢化

急速な人口構成の変動が予測されているなかで、これまでのような経済活動の活力を維持できるどうか大きな関心事となっている。進学率や女性の就業行動に大きな変化がなく、年齢階級別の労働力率が将来にわたって不変であるとするれば、労働力人口は2000年をピークに減少に転じ、日本はこれまでに経験したことのない労働力の絶対的減少という事態に直面するばかりでなく、労働力人口の構成自体が高齢化していく。表1は、年齢階層別の労働力人口を予想したものである。

予測の方法は、1990年の各年齢階級別の労働力率を不変と考え、厚生省「日本の将来推計人口（平成4年9月推計）」から割り出した数値である。表1によると、労働力人口は2000年の6779万人から減少に転じ、2025年には6211万人まで減少することになる。また、55歳以上の労働力のウェイトは1995年に22%にすぎないが、2025年には30.45%に上昇するかわりに、若年層・壮年層の労働力人口のウェイトは低下していくことになる。

#### (2) 労働生産性、国際競争力、貯蓄率

労働力人口の絶対的な減少と高齢化は、マクロ経済の動向に次の3つの経路から大きな影響をもたらすと予想される。第1は労働力の減少と質的悪化を通じた供給能力の低下である。第2は、日本の輸出製品の国際競争力の低下である。これは東南アジアの経済発展と相まって、マクロの需要面に大きな影響をもたらす。第3は、貯蓄率の変動である。他の先進諸国と異なり、日本の高齢階級の貯蓄率はきわめて高く、このまま高齢化が進展するとマクロの貯蓄率もかなり高まる可能性がある。高貯蓄経済

は一方で経済成長の源泉となるが、他方ではISバランスの不均衡を生み、マクロの需給均衡を維持することがますます困難となる。この章の目的は、以上のような3つの外的要因を考慮しながら将来のマクロ経済の動向を予測し、望ましい政策を考えることにある。

表1 労働力人口の予想

単位は万人、%

	15～24歳		25～34歳		35～54歳		55歳以上		合計
1995	899	13.43	1,316	19.66	3,005	44.88	1,474	22.02	6,694
2000	769	11.34	1,466	21.63	2,909	42.91	1,636	24.13	6,779
2005	671	9.96	1,436	21.32	2,754	40.88	1,875	27.84	6,737
2010	591	8.97	1,239	18.80	2,837	43.08	1,920	29.15	6,587
2015	575	8.99	1,078	16.86	2,902	45.37	1,840	28.78	6,395
2020	631	10.04	974	15.50	2,849	45.32	1,832	29.14	6,286
2025	677	10.90	995	16.02	2,648	42.64	1,891	30.45	6,211

## 2. 経済成長率の予測

### (1) 成長のメカニズム

将来の経済成長率を予測しマクロ経済の動向を観察するためには、そもそも経済の成長がどのようなメカニズムによって生成されるのかを考える必要がある。成長予測の最も簡単な方法は、ある種の生産関数を推計して、労働の変化率、資本の変化率、全要素生産性の伸び率を仮定して外挿する方法である。しかし、労働の変化率は人口推計からある程度リーズナブルな数値を仮定できるとしても、資本の変化率については恣意的な要因が介入しやすい。過去の統計からみても民間投資の変化率はきわめて不安定であり、一定の水準で推移していくと考えるのは適当ではない。そこで、成長のメカニズムを考えるには資本の決定がどのようになされるのかを考えることが重要なポイントとなる。

また、成長の供給サイドを規定する生産要素間の代替性にも着目する必要がある。すなわち、資本と労働の代替性、あるいは市場メカニズムによる代替の程度などをどのように仮定するかによって、予測の結果は大きく異なる。短期の予想では代替性を仮定しないほうが良いが、20年、30年レベルの長期の予想では、生産要素間の代替性を仮定したほうが現実的な予想が行えると考えられる。そこで、本章では経済成長のメカニズムを次のように考えることにする。

- ① 民間投資は一方で供給能力の増加をもたらす、他方では乗数効果を通じた総需要の増加をもたらす。
- ② 民間投資は経済の総需要と総供給が一致するように決定される。
- ③ 資本と労働は十分に代替可能である。
- ④ 市場メカニズムにより労働の完全雇用が実現される。

## (2) 成長予測モデルの特徴と予測の前提

将来の生活ビジョンを描こうとする場合、単に経済成長率を割り出すだけでは不十分であり、GNEの構成にも十分注目する必要がある。同じ2%成長でも、経常海外余剰の寄与が大きい2%と、国内の消費や投資が大きく寄与する2%では、勤労者の生活実感はかなり異なると考えられるからである。

また、高齢化社会の成長予測という目的からして、先にみた労働力人口の構成の変化が供給サイドに与える影響を十分に考慮したモデルが望ましい。

そこで、総需要は消費、投資、政府支出、経常海外余剰の合計とし、総供給は資本ストック、年齢階級別の労働力からなる生産関数に規定され、総需要と総供給が一致するように資本ストックが決定される簡単なマクロ計量経済モデルを作成した。

モデルの詳細は付注1に記してある。予測の前提は以下のようなものである。

- ① 生産関数は1次同次のコブ・ダグラス型に特定化する。
- ② 生産関数のパラメータは1975年から1990年のデータを利用して回帰分析によって求める。
- ③ 生産関数の計測結果から、全要素生産性の伸びを1.9641とする。
- ④ 年齢階級を、15～24歳、25～34歳、35～54歳、55歳以上の4階級に区分し、生

---

---

産関数の計測結果から、それぞれの対数限界生産性を0.197、0.238、0.193、0.140とする。

- ⑤ 資本ストックの対数限界生産性は、生産関数の計測結果から0.2056とする。
- ⑥ マクロレベルでの平均貯蓄率は30%と仮定する。
- ⑦ 資本ストックの減耗率は過去の実績から9%程度とする。
- ⑧ 限界輸入性向は1975年から1990年のデータを利用して回帰分析によって求め、0.19006とする。
- ⑨ 資本の稼働率および年齢階級別の労働時間は1990年の水準に固定する。
- ⑩ 外生変数は労働力人口、政府支出、輸出の3変数であり、労働力人口については各年齢階級別の労働力率を1990年の水準に固定し、将来人口推計から割り出した数値を利用する。また、政府支出、輸出はそれぞれ年率2.5%と4%で推移していくものと仮定する。
- ⑪ 財政は一般政府レベルで均衡すると仮定する。

仮定されている生産関数の形状から、高齢化の進展は供給能力の低下をもたらすことになる。対数限界生産性が壮年層において最も高く、若年・高齢層において低く計測されているからである。マクロレベルでの平均貯蓄率は過去の実績に比較してかなり高めに設定してある。これは、日本の高齢者の貯蓄率が高いことによる。

政府支出の伸び率は1975年から1990年までの平均増加率である。輸出の増加率は1975年から1990年までの平均増加率が8%であったことを考えるとかなり低めに設定してある。これは、高齢化による労働力構造の質的悪化、および東南アジア等の経済発展による日本の国際競争力の低下を考慮して設定した数値である。

### (3) 成長予想の結果

表2は、本稿のマクロ計量モデルを使って予想された2020年までのGNPとGNEである。また、表3は各支出項目の成長率を計算したものである。モデルの構造から、これらの数値はマクロレベルでの総需要と総供給が一致するために必要な成長率であり、現実の経済は好不況を繰り返すことが予想され、あくまでも成長趨勢を予想したものであるという点に留意する必要がある。

予測結果から、第1に経済成長率は1990年代に3%台で推移していくが、時間の経過とともに徐々に減速し、2004年には2%台を割り込み、2010年以降は1%台の成長が続くことになる。こうした成長減速をもたらす主要な原因は、2005年以降の投資のマイナス成長である。このメカニズムは次のようなものである。

一方で労働力人口の絶対的減少と高齢化により総供給が落ち込み、他方では高貯蓄から乗数が小さく投資の総需要増大効果は小さい。このため、総供給と総需要が一致して成長していくためにはより多く投資が減少する必要がある。投資のマイナス成長はやがて資本ストックの減少をもたらし、さらに供給能力の低下をもたらすという循環が展開していくことになる。すなわち、労働力人口の減少と高齢化という供給サイドの外生的変化は、需要サイドに投資の減速という影響をもたらすことになる。

表4は、その他のマクロ経済指標の推移をみたものである。すでにみたように労働力人口は2000年をピークに減少に転じ、2011年に減少率がマイナス0.62%と最高に達する。資本ストックは、投資のマイナス成長から、2011年以降減少し始める。これは、資本ストックの増加よりも、減耗によって失われる資本ストックが多くなることによる。資本装備率は、労働力の絶対的減少から資本への代替が進む。経常海外余剰の対GNP比は、90年代に1%台であったものが、高貯蓄および成長率の減速による輸入低迷によって一貫した上昇傾向を示す。労働生産性の上昇率は、90年代に3%程度あったものが、労働力人口の高齢化を反映して、徐々に低下し2015年に1.46%まで低下し、その後若干の回復傾向がみられる。

このように、高齢化の進展は供給サイドから供給能力の低下をもたらし、需要サイドには投資の減速という影響をもたらすため、マクロ経済を低迷させることがわかる。

表2 GNPの予測(実数)

単位10億円

	消費(C)	投資(I)	政府支出 (G)	輸出(X)	輸入(M)	GNP
1995	299,157	119,795	68,179	88,893	80,478	495,546
1996	308,272	122,876	69,905	92,521	83,280	510,294
1997	317,461	125,869	71,675	96,297	86,112	525,190
1998	326,742	128,781	73,489	100,227	88,976	540,263
1999	336,162	131,640	75,349	104,317	91,888	555,580
2000	345,667	134,399	77,257	108,575	94,831	571,067
2001	352,852	135,372	79,213	113,006	97,154	583,289
2002	360,010	136,150	81,218	117,618	99,478	595,518
2003	367,091	136,698	83,274	122,418	101,792	607,689
2004	373,977	136,924	85,382	127,414	104,062	619,635
2005	380,691	136,836	87,544	132,613	106,296	631,388
2006	384,913	134,802	89,760	138,026	107,863	639,638
2007	388,930	132,412	92,032	143,658	109,386	647,646
2008	392,520	129,505	94,362	149,521	110,803	655,105
2009	395,798	126,152	96,751	155,623	112,147	662,177
2010	398,795	122,364	99,200	161,974	113,426	668,907
2011	402,412	118,766	101,711	168,585	114,886	676,588
2012	405,906	114,819	104,286	175,465	116,324	684,152
2013	409,107	110,400	106,926	182,626	117,695	691,364
2014	411,988	105,479	109,633	190,079	118,991	698,188
2015	414,405	99,942	112,408	197,836	120,175	704,416
2016	419,665	96,090	115,254	205,910	122,144	714,775
2017	424,489	91,619	118,171	214,313	124,008	724,584
2018	429,260	86,782	121,163	223,059	125,872	734,392
2019	433,518	81,242	124,230	232,163	127,612	743,541
2020	437,615	75,234	127,375	241,637	129,322	752,539

表3 GNPの予測（前年比）

単位%

	消費 (C)	投資 (I)	政府支出 (G)	輸出 (X)	輸入 (M)	GNP
1995	—	—	—	—	—	—
1996	3.05	2.57	2.53	4.08	3.48	2.98
1997	2.98	2.44	2.53	4.08	3.40	2.92
1998	2.92	2.31	2.53	4.08	3.33	2.87
1999	2.88	2.22	2.53	4.08	3.27	2.84
2000	2.83	2.10	2.53	4.08	3.20	2.79
2001	2.08	0.72	2.53	4.08	2.45	2.14
2002	2.03	0.57	2.53	4.08	2.39	2.10
2003	1.97	0.40	2.53	4.08	2.33	2.04
2004	1.88	0.17	2.53	4.08	2.23	1.97
2005	1.80	-0.06	2.53	4.08	2.15	1.90
2006	1.11	-1.49	2.53	4.08	1.47	1.31
2007	1.04	-1.77	2.53	4.08	1.41	1.25
2008	0.92	-2.20	2.53	4.08	1.30	1.15
2009	0.84	-2.59	2.53	4.08	1.21	1.08
2010	0.76	-3.00	2.53	4.08	1.14	1.02
2011	0.91	-2.94	2.53	4.08	1.29	1.15
2012	0.87	-3.32	2.53	4.08	1.25	1.12
2013	0.79	-3.85	2.53	4.08	1.18	1.05
2014	0.70	-4.46	2.53	4.08	1.10	0.99
2015	0.59	-5.25	2.53	4.08	1.00	0.89
2016	1.27	-3.85	2.53	4.08	1.64	1.47
2017	1.15	-4.65	2.53	4.08	1.53	1.37
2018	1.12	-5.28	2.53	4.08	1.50	1.35
2019	0.99	-6.38	2.53	4.08	1.38	1.25
2020	0.95	-7.40	2.53	4.08	1.34	1.21

表4 マクロ経済指標の予測

	労働力 人口	労働力人 口増加率	資 本 ストック	資本ストック 増加率	資 本 装 備 率	経常海外 余 剩 対 GNP比	労働生産 性上昇率
1996	6,707	0.19	934,190	4.62	104.42	0.98	2.78
1997	6,722	0.22	974,630	4.33	108.70	1.04	2.69
1998	6,739	0.25	1,014,280	4.07	112.84	1.10	2.61
1999	6,758	0.29	1,053,170	3.83	116.83	1.17	2.54
2000	6,779	0.32	1,091,260	3.62	120.67	1.25	2.46
2001	6,767	-0.19	1,126,840	3.26	124.85	1.40	2.33
2002	6,756	-0.16	1,159,940	2.94	128.72	1.55	2.26
2003	6,747	-0.13	1,190,570	2.64	132.28	1.72	2.17
2004	6,741	-0.09	1,218,620	2.36	135.53	1.90	2.06
2005	6,737	-0.06	1,244,010	2.08	138.44	2.10	1.96
2006	6,703	-0.50	1,265,050	1.69	141.48	2.37	1.81
2007	6,672	-0.47	1,281,780	1.32	144.03	2.66	1.73
2008	6,642	-0.45	1,294,070	0.96	146.07	2.97	1.61
2009	6,613	-0.43	1,301,880	0.60	147.58	3.32	1.51
2010	6,587	-0.40	1,305,190	0.25	148.55	3.70	1.42
2011	6,546	-0.62	1,304,600	-0.05	149.41	4.09	1.78
2012	6,507	-0.60	1,300,110	-0.34	149.80	4.52	1.73
2013	6,468	-0.59	1,291,620	-0.65	149.70	5.00	1.65
2014	6,431	-0.58	1,278,990	-0.98	149.10	5.52	1.57
2015	6,395	-0.56	1,261,970	-1.33	147.95	6.11	1.46
2016	6,372	-0.36	1,242,660	-1.53	146.21	6.70	1.84
2017	6,349	-0.35	1,220,640	-1.77	144.13	7.35	1.73
2018	6,327	-0.34	1,195,800	-2.03	141.68	8.07	1.70
2019	6,306	-0.33	1,167,690	-2.35	138.82	8.89	1.59
2020	6,286	-0.33	1,136,140	-2.70	135.51	9.82	1.54

(注) 労働力人口は万人、資本ストックは10億円、資本装備率は1995年を100とする指数。

### 3. 経常海外余剰の動向

#### (1) 高貯蓄率の原因

先のマクロ計量モデルからも明らかなように、高貯蓄は一方で成長の源泉となるが、他方で需給の均衡を崩し、貿易黒字を生み出す主要な原因となる。貯蓄率と経常海外余剰の間の関連は後にみることにし、ここでは、高齢化社会における貯蓄率の動向を検討する。

一般に、高齢層は消費主体であり、その貯蓄率は若年・壮年層よりも低いと考えられる。ライフ・サイクル消費仮説によれば、所得の発生する時期がある一定期間に集中する場合、生涯を通じて消費の水準をならず目的で人々は貯蓄する。たとえば、壮年層が老後の備えとして貯蓄する場合がそうである。この場合、高齢になればなるほど貯蓄率は低下するはずである。ところが、平成4年版の「貯蓄動向調査」によれば、60歳から64歳までの家計貯蓄率が26.1%と最も高く、貯蓄残高でも60歳以上の世帯では平均2341万円を貯蓄しており、この数値は30歳未満の貯蓄残高の実に5.8倍にもものぼる。高齢世帯の貯蓄率と貯蓄残高の高さは日本独特の現象であり、日本の社会において老後の安定と安心感を保証するような社会福祉事業の体系が用意されていないことを端的に表しているといえよう。

#### (2) 貯蓄率と経常海外余剰

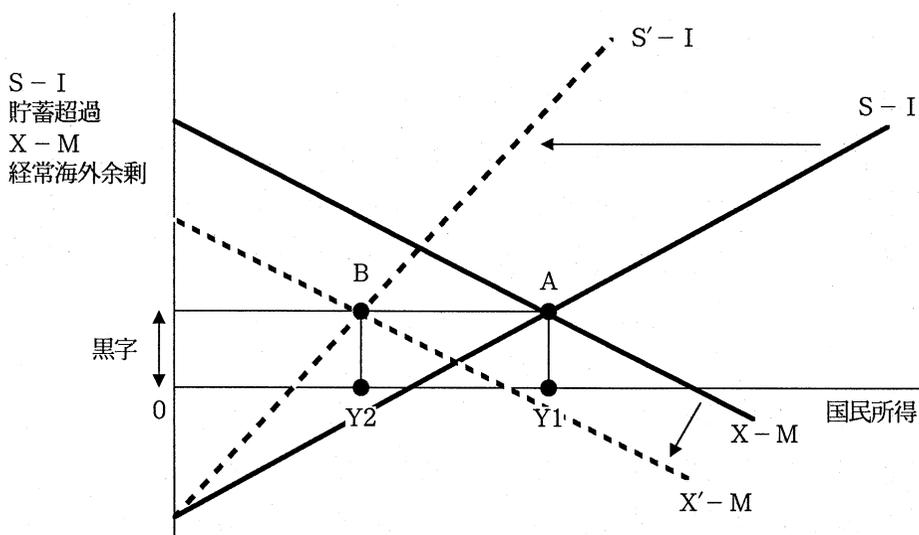
成長の源泉として適度な貯蓄率は必要だが、高すぎる貯蓄率は経常収支の不均衡を生み出しやすく、需給を均衡させるための成長率である保証成長率を高め、つねに高い経済成長が必要となる。貯蓄と経常海外余剰の関係を模型的に示せば以下のようになるろう。

図1は貯蓄投資差と経常海外余剰が一致したところで均衡所得が決定される単純なマクロ経済モデルである。図のS-I線は貯蓄投資差を表し、貯蓄が所得と正の相関にあることから、右上がりの直線として描いてある。一方、X-M線は経常海外余剰を表し、輸入が所得と正の相関にあることから、右下がりの直線として描いてある。需要サイドからみた均衡所得は、貯蓄投資差と経常海外余剰が一致した点で決定され

る。いま、貯蓄投資線が $S-I$ 、経常海外余剰線が $X-M$ に位置していたとすれば均衡所得は $Y_1$ の水準で決定される。当面、政府の収支は一般財政レベルで均衡しているものとする。

先にみたように、高齢化の進展が家計貯蓄率を高め、マクロレベルでの貯蓄率を上昇させたとしよう。また、国際競争力の低下により輸出が落ち込んだと仮定しよう。貯蓄率の上昇と輸出の減少は、 $S-I$ 線を $S'-I$ へシフトさせ、 $X-M$ 線を $X'-M$ へシフトさせる。その結果新たな均衡点は $B$ 点となる。 $B$ 点は経常海外余剰の黒字がそのまま、均衡所得だけが低下する状態を示している。

図1 高貯蓄率経済

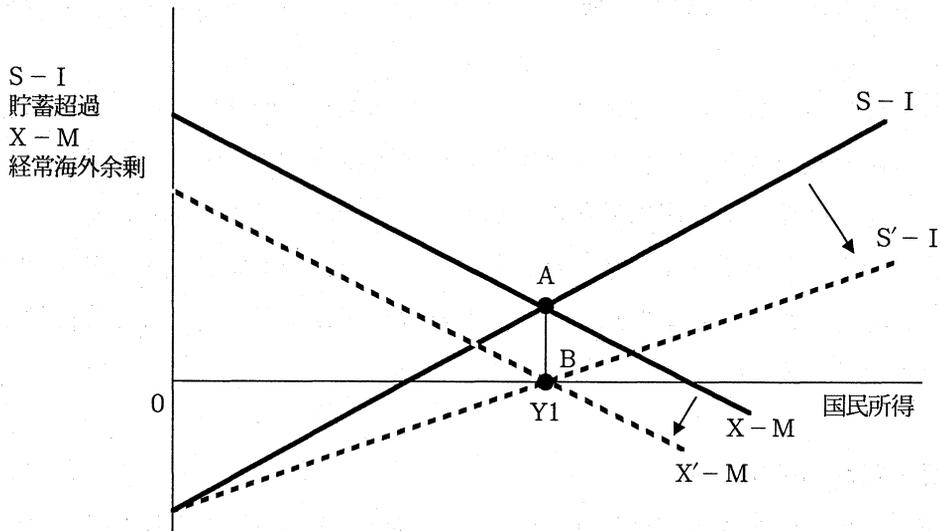


他方、低貯蓄経済を示した図2では、輸出の減少により、均衡所得と経常海外余剰の減少をもたらし、貯蓄率の低下により均衡点は $A$ 点から $B$ 点へ移動することになる。

総需要の側面からみた場合、高貯蓄率経済では均衡所得の低下と経常海外余剰の黒字をもたらすため、適度に貯蓄率を低下させていくことが望ましい。もちろん、供給サイドを考慮した場合には、低貯蓄率は低成長を意味するから、貯蓄率は低ければ低

いほど良いと言うわけではない。しかし、現在の日本の高齢者の貯蓄率はあまりにも高すぎ、このまま高齢化が進行すると、マクロバランスを取りにくい経済を作り出すことになる。充実した社会福祉事業への転換により、適度に貯蓄率を引き下げていくことが重要であるように思われる。

図2 低貯蓄率経済



---

---

## 4. 労働需給問題

### (1) 生産要素の代替可能性

市場の仕組みがうまく機能し、賃金の調節作用によって完全雇用が実現されれば、労働力の過不足問題は発生しない。さきに見た成長予想モデルはこのような完全雇用モデルに基づいていた。ここでは、生産要素間の代替が不可能であるような固定係数型の生産関数を前提とした場合、高齢化の進行がどれほどの労働力不足を生み出すのかを試算してみたい。

固定係数型の生産関数とは、図3にみるように生産関数の代替性がまったく存在しない場合の生産関数である。図のY1はY1の生産を行うための等産出量曲線、Y2はY2の生産を行うための等産出量曲線である。たとえば、Y1の生産を行うために資本と労働の組み合わせがB点であったとしよう。いま、資本をK2からK1へ増加させたとしてもまったく生産は増加しない。これは生産要素間に完全補完の関係が仮定されているからである。

### (2) 労働力需要の予測

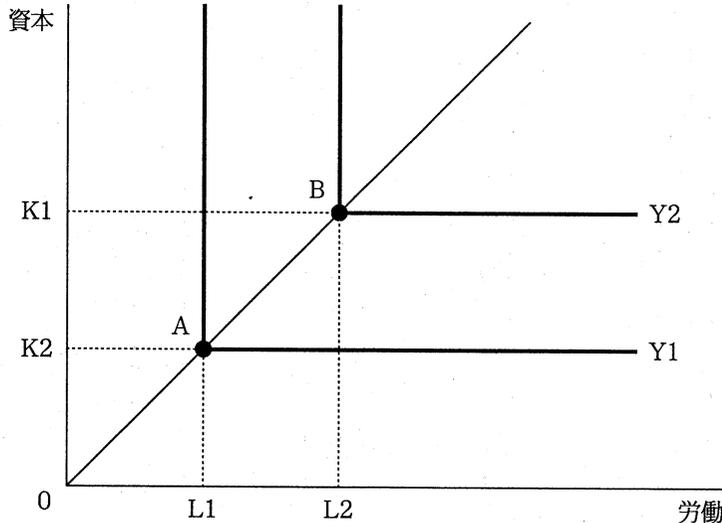
固定係数型の生産関数を仮定すれば、資本の一定比率の労働需要が派生することになる。そこで、各年齢階層別の資本・労働比を1990年の水準に固定し、成長予測に利用したモデルを使って労働需要の長期予測が可能となる。モデルの変更点は、生産関数がコブ・ダグラス型生産関数から、固定係数型生産関数に変更されただけであり、その他の予測の前提条件は成長予測に用いたものとまったく同様である。予測作業の詳細は付注2に記してある。このような方法で将来の労働需給状態を予測したものが表5である。

表5の試算によると、2000年に422万人の労働力が不足し、2020年には1379万人の労働力不足が発生することになる。また、年齢階級によって労働力の過不足が著しく異なっていることが見て取れる。すなわち、若年・壮年層の労働力不足が一層深刻化する一方で、高齢層ではむしろ労働力不足となる。

以上の推計はもちろん固定係数型生産関数とさきにあげた各種の前提条件のもと

でしか成立せず、現実がこのとおりになると考えるのは早計であろう。第1に、生産要素間の代替がスムーズに進行し、雇用などの生産要素の完全雇用が実現するというのは極端な予想ではあるが、ここでみたように要素間の代替がまったく進まないというのめかなり極端な予想である。現実には両者の中間的な構造を持つことになると考えられ、価格メカニズムの作用により、ある程度まで労働市場の調整メカニズムが作用するものと予想される。第2に、これだけの労働力不足が発生することが予想される以上、労働力率が現行のままではあり得ない。壮年・若年層の労働力率はすでに9割程度であり、これ以上の労働供給の増加は期待できないが、女性の労働力化は十分に期待できる。

図3 固定係数型の生産関数



(労働需要)

表5 労働力不足の予想

単位万人

	15～24歳 労働需要	25～34歳 労働需要	35～54歳 労働需要	55歳以上 労働需要	合 計
1995	858	1,286	3,217	1,359	6,720
1996	870	1,305	3,264	1,379	6,817
1997	883	1,323	3,310	1,398	6,914
1998	895	1,342	3,356	1,418	7,011
1999	907	1,360	3,402	1,437	7,107
2000	919	1,378	3,448	1,456	7,202
2001	931	1,396	3,492	1,475	7,295
2002	943	1,413	3,536	1,494	7,385
2003	954	1,430	3,578	1,511	7,473
2004	965	1,446	3,618	1,529	7,558
2005	975	1,462	3,657	1,545	7,639
2006	985	1,476	3,693	1,560	7,715
2007	994	1,490	3,727	1,574	7,785
2008	1,002	1,502	3,757	1,587	7,849
2009	1,009	1,513	3,785	1,599	7,906
2010	1,016	1,522	3,808	1,609	7,954
2011	1,021	1,530	3,826	1,616	7,993
2012	1,024	1,535	3,840	1,622	8,021
2013	1,026	1,538	3,848	1,625	8,037
2014	1,027	1,539	3,849	1,626	8,040
2015	1,025	1,536	3,843	1,624	8,028
2016	1,021	1,531	3,829	1,618	7,999
2017	1,015	1,521	3,806	1,608	7,950
2018	1,006	1,508	3,772	1,594	7,880
2019	994	1,490	3,727	1,575	7,786
2020	979	1,467	3,669	1,550	7,664

(労働力不足)

単位万人

	15～24歳 労働力不足	25～34歳 労働力不足	35～54歳 労働力不足	55歳以上 労働力不足	合計
1995	-41	-30	212	-115	26
1996	-1	-41	278	-127	110
1997	38	-51	344	-139	193
1998	77	-63	409	-151	272
1999	114	-75	474	-165	349
2000	151	-88	539	-179	422
2001	183	-64	615	-206	528
2002	215	-41	690	-234	630
2003	246	-18	763	-264	726
2004	275	4	834	-296	817
2005	304	25	903	-330	902
2006	331	82	923	-324	1,011
2007	356	136	940	-319	1,113
2008	381	188	954	-315	1,207
2009	404	237	964	-312	1,292
2010	425	283	970	-311	1,367
2011	433	325	976	-287	1,447
2012	440	363	977	-266	1,514
2013	445	398	972	-246	1,569
2014	449	430	960	-230	1,609
2015	450	458	942	-217	1,633
2016	436	474	938	-221	1,627
2017	419	486	926	-229	1,601
2018	398	493	903	-241	1,553
2019	375	496	868	-259	1,480
2020	348	492	821	-282	1,379

---

## 5. 女性労働の役割

### (1) 女性の労働力率

高齢化の進展にともない、かなりの程度の労働力不足が懸念されており、女性労働の役割が注目されている。たしかに、女性の労働力率はおよそ6割程度であり、この労働力率を高めることによって労働力人口の量的な確保は可能である。女性の就業行動は、結婚・出産にともなう退職というパターンが現在でも成立し、子育てが終わった後に再び労働市場に参入するという特徴を持っている。仮に、女性の労働力率の年齢階級パターンが男性と同じようになった場合、どれくらいの労働力供給が確保できるかを試算したものが表6である。

表6によると、女性が労働力化した場合、2020年に7675万人の労働力を確保でき、女性が労働力化しない場合の労働力人口が6283万人であったから、1392万人労働力人口が増加することになる。さきの推計から労働力不足が2020年に1379万人であったから、女性が男性並の就業行動をとるようになれば、労働力不足は一挙に解決することになる。

### (2) 女性の労働力化とGNPの予測

そこで女性が労働力化し、しかも増加した労働力が完全に雇用された場合、どの程度のGNPを生み出すことができるのかを試算してみた。予測に用いられるモデルと諸前提は成長予測モデルの場合とまったく同じである。ただし、労働力人口は女性の労働力率が男性並となった場合を想定する。このようにして予想されたGNPとGNEが表7と表8である。また、その他のマクロ経済指標は表9に示してある。

表10は、女性の労働力化によるGNPの変化を計算したものである。表10によると2020年にGNPがおよそ132兆円増加し、人口1人あたりに換算するとおよそ103万円の増加が見込まれることになる。また、表11は、消費の変化を試算したものである。表11によると2020年に消費がおよそ130兆円増加し、人口1人あたりに換算すると101万円の増加が見込まれることになる。

表6 女性が労働力化した場合の労働力人口の予測

単位千人

	労働力人口	男子労働力人口	女子労働力人口
1990	63,840	37,910	25,930
2000	82,106	40,632	41,474
2010	80,621	39,985	40,636
2020	76,748	38,102	38,646

### (3) 女性の就業行動と質的問題

これまでみてきたように、女性の労働力化は労働力不足を十分に補い、完全雇用経済ではかなりのGNPを増加させることをみた。そこでここでは、女性が労働力化するための条件を考える。

男性労働とくらべた場合、女子労働の大きな特徴は、就業行動が景気の状態や家計の経済状態に左右されやすいという点である。これは24歳から50歳ぐらいまでの既婚女性に顕著にみられる傾向である。既婚女性の就業行動については、「ダグラス＝有沢の法則」が成立することがよく知られている。これは、第1に世帯主の所得水準が低い世帯の妻ほど就業率が高くなり、第2に妻の就業率は失業率や有効求人倍率等の景気動向をあらわす指標と密接な関係があり、第3に世帯主の就業行動は賃金率とはほとんど無関係である、というものである。実証的には、女性の就業行動について、「賃金効果」と世帯主の所得によって労働力化が規定されるという「付加的労働力効果」があることが確認されている。

若年・壮年男子労働が不足するなかで、女性のこの階層に対する相対賃金は今後上昇することが予想される。また、成長率の低下により世帯主所得の伸び率も鈍化していくことになるだろう。したがって、高齢化の進展は女性の労働力化を自然に促進させる作用があると考えられる。

しかし、現在の日本的な雇用慣行のなかで、女性労働が男性労働と同じ質を持っているわけではない。すなわち、若年・壮年層の男性労働力不足を女性労働で補っていくためには、女性労働が投入要素として男性労働に対して十分代替的でなくてはなら

表7 GNPの予測(実数)

単位10億円

	消費(C)	投資(I)	政府支出 (G)	輸出(X)	輸入(M)	GNP
1995	369,786	127,330	68,179	88,893	92,960.9	561,227
1996	381,943	131,163	69,905	92,521	96,369.7	579,163
1997	394,213	134,922	71,675	96,297	99,815.3	597,292
1998	406,536	138,568	73,489	100,227	103,283	615,538
1999	418,939	142,109	75,349	104,317	106,779	633,934
2000	431,442	145,550	77,257	108,575	110,311	652,514
2001	441,202	147,243	79,213	113,006	113,156	667,482
2002	450,789	148,611	81,218	117,618	115,966	682,270
2003	460,365	149,821	83,274	122,418	118,784	697,094
2004	469,724	150,717	85,382	127,414	121,556	711,681
2005	479,064	151,409	87,544	132,613	124,334	726,296
2006	485,119	149,972	89,760	138,024	126,290	736,586
2007	490,894	148,158	92,032	143,658	128,185	746,558
2008	496,270	145,892	94,362	149,521	129,990	756,055
2009	501,370	143,237	96,751	155,623	131,736	765,245
2010	505,986	140,060	99,199	161,974	133,371	773,847
2011	511,683	137,266	101,711	168,585	135,293	783,955
2012	512,977	131,637	104,286	175,465	136,110	788,255
2013	522,081	130,320	106,926	182,626	138,919	803,035
2014	526,850	126,179	109,633	190,079	140,642	812,099
2015	531,249	121,531	112,408	197,836	142,284	820,740
2016	538,789	118,422	115,254	205,910	144,735	833,639
2017	546,337	115,002	118,171	214,313	147,203	846,620
2018	553,947	111,290	121,163	223,059	149,700	859,760
2019	561,065	106,945	124,230	232,163	152,086	872,316
2020	567,878	102,067	127,375	241,637	154,411	884,546

表8 GNPの予測（前年比）

単位%

	消費 (C)	投資 (I)	政府支出 (G)	輸出 (X)	輸入 (M)	GNP
1995	—	—	—	—	—	—
1996	3.29	3.01	2.53	4.08	3.67	3.20
1997	3.21	2.87	2.53	4.08	3.58	3.13
1998	3.13	2.70	2.53	4.08	3.47	3.05
1999	3.05	2.56	2.53	4.08	3.38	2.99
2000	2.98	2.42	2.53	4.08	3.31	2.93
2001	2.26	1.16	2.53	4.08	2.58	2.29
2002	2.17	0.93	2.53	4.08	2.48	2.22
2003	2.12	0.81	2.53	4.08	2.43	2.17
2004	2.03	0.60	2.53	4.08	2.33	2.09
2005	1.99	0.46	2.53	4.08	2.29	2.05
2006	1.26	-0.95	2.53	4.08	1.57	1.42
2007	1.19	-1.21	2.53	4.08	1.50	1.35
2008	1.10	-1.53	2.53	4.08	1.41	1.27
2009	1.03	-1.82	2.53	4.08	1.34	1.22
2010	0.92	-2.22	2.53	4.08	1.24	1.12
2011	1.13	-1.99	2.53	4.08	1.44	1.31
2012	0.25	-4.10	2.53	4.08	0.60	0.55
2013	1.77	-1.00	2.53	4.08	2.06	1.88
2014	0.91	-3.18	2.53	4.08	1.24	1.13
2015	0.83	-3.68	2.53	4.08	1.17	1.06
2016	1.42	-2.56	2.53	4.08	1.72	1.57
2017	1.40	-2.89	2.53	4.08	1.71	1.56
2018	1.39	-3.23	2.53	4.08	1.70	1.55
2019	1.28	-3.90	2.53	4.08	1.59	1.46
2020	1.21	-4.56	2.53	4.08	1.53	1.40

表9 マクロ経済指標の予測

	労働力 人口	労働力人 口増加率	資 本 ストック	資本ストック 増加率	資 本 装 備 率	経常海外 余 剰 対 GNP比	労働生産 性上昇率
1996	8,074	0.34	930,901	5.76	105.39	-0.66	2.84
1997	8,104	0.37	980,696	5.35	110.62	-0.59	2.75
1998	8,137	0.41	1,029,580	4.98	115.66	-0.50	2.64
1999	8,172	0.44	1,077,540	4.66	120.52	-0.39	2.54
2000	8,211	0.47	1,124,550	4.36	125.20	-0.27	2.45
2001	8,207	-0.04	1,168,930	3.95	130.19	-0.02	2.34
2002	8,206	-0.01	1,210,650	3.57	134.86	0.24	2.23
2003	8,208	0.02	1,249,760	3.23	139.18	0.52	2.15
2004	8,212	0.05	1,286,190	2.91	143.17	0.82	2.04
2005	8,219	0.08	1,319,980	2.63	146.81	1.14	1.97
2006	8,183	-0.43	1,349,240	2.22	150.71	1.59	1.86
2007	8,150	-0.41	1,374,020	1.84	154.11	2.07	1.77
2008	8,119	-0.38	1,394,260	1.47	156.98	2.58	1.66
2009	8,089	-0.36	1,409,990	1.13	159.33	3.12	1.58
2010	8,062	-0.34	1,421,110	0.79	161.13	3.70	1.47
2011	8,012	-0.62	1,428,420	0.51	162.97	4.25	1.94
2012	7,963	-0.61	1,429,430	0.07	164.08	4.99	1.16
2013	7,916	-0.59	1,429,040	-0.03	165.01	5.44	2.48
2014	7,870	-0.58	1,424,530	-0.32	165.46	6.09	1.72
2015	7,825	-0.57	1,415,800	-0.61	165.39	6.77	1.64
2016	7,793	-0.40	1,404,750	-0.78	164.76	7.34	1.98
2017	7,763	-0.40	1,391,290	-0.96	163.83	7.93	1.96
2018	7,732	-0.39	1,375,350	-1.15	162.58	8.53	1.95
2019	7,703	-0.38	1,356,520	-1.37	160.97	9.18	1.85
2020	7,675	-0.37	1,334,540	-1.62	158.94	9.86	1.78

(注) 労働力人口は万人、資本ストックは10億円、資本装備率は1995年を100とする指数。

表10 女性の労働力化によるGNPの変化

	1人あたりの GNP 1	1人あたりの GNP 2	GNP の 増加分	1人あたりの GNPの増加分
1995	395	447	65,681	52
2000	448	512	81,447	64
2005	488	562	94,908	73
2010	513	593	104,940	80
2015	542	631	116,324	89
2020	586	689	132,007	103

(注) GNPの増加分は単位10億円、その他は万円。

表11 女性の労働力化による消費の変化

	1人あたりの 消費 1	1人あたりの 消費 2	消費 の 増加分	1人あたりの 消費の増加分
1995	238	295	70,629	56
2000	271	339	85,775	67
2005	294	370	98,373	76
2010	306	388	107,191	82
2015	319	409	116,844	90
2020	341	442	130,263	101

(注) 消費の増加分は単位10億円、その他は万円。

ない。かりに、男性労働と女性労働が完全補完の関係にあるとき、女性労働の増加は生産にまったく寄与しない。

いくつかの実証研究から、女性労働は男性労働に対して代替的な生産要素ではあるが、その相対的生産性は男性労働よりかなり劣ることが確かめられている。このような結果は、能力的に女性が男性に劣っていることを意味しない。むしろ、女性の潜在的な能力が十分に現在の企業組織のなかで生かされていないことに起因しているのではないだろうか。

OJTに代表される日本的な熟練形成システムのもとでは、企業は若年層に膨大な費用を投下して生産性を引き上げ、壮年期に高い生産性を発揮する段階で投下費用を回収すると考えられている。そのため、企業にとって雇用者が長期間定着することが

非常に重要となる。しかし、女性の大半は結婚や出産により企業への定着率が悪いので、投下費用の回収という点で、リスクの大きい性格の投入要素であると考えられる。このため、女性労働は業務上重要なポストに就きにくく、その多くが男性労働の補助的労働に従事しているため、その潜在的な能力を十分に発揮できないのが現状であるように思われる。したがって、女性労働が男性壮年層の代替的な投入要素として十分にその機能を発揮するためには、日本的な雇用システム自体の変革が求められよう。

#### 付注1 経済成長率の予測方法について

マクロ経済の予測は、総需要と総供給がバランスするように民間投資支出、および資本ストックの蓄積が決定される次のような簡単なマクロ計量経済モデルを利用した。

$$(1) Y_s = A e^{\lambda t} K^\beta \prod_{i=1}^4 N_i^{\alpha_i}$$

$$(2) C = b(Y_d - T)$$

$$(3) K = I + K_{-1} - \phi K_{-1}$$

$$(4) M = m_o + m Y_d$$

$$(5) Y_d = C + I + G + X - M$$

$$(6) Y_d = Y_s$$

記号の意味は以下のとおりである。

$Y_s$  総供給  $Y_d$  総需要  $C$  消費支出  $I$  民間投資支出  $K$  資本ストック  
 $G$  政府支出  $X$  輸出  $M$  輸入  $T$  租税  $N$  労働投入  $b$  平均消費性向  
 $\lambda$  全要素生産性の伸び率  $m$  限界輸入性向  $\phi$  資本減耗率

(1)式は労働の年齢階級別の生産性の違いを考慮した生産関数である。年齢階級は第1階級が15～24歳、第2階級が25～34歳、第3階級が35～54歳、第4階級が55歳以上である。(2)式は消費関数であり、 $1-b$  がマクロレベルでの平均貯蓄率を意味する。

(4)式は輸入関数であり、(3)・(5)・(6)式は定義式である。

生産関数と輸入関数は過去のデータから回帰分析によって計測し、その他の数値については予想される適当な数値を仮定する。生産関数は以下のように推計した。

規模に関する収穫不変を仮定すれば(1)式は次のように変形できる。

$$\ln y = \ln A + \lambda t + \sum_{i=1}^4 \alpha_i \ln n_i$$

ただし、 $y=Y/K, n=N/K$  である。さらに、パラメータ  $\alpha_i$  について次のような2次の制約を課す。

$$\alpha_i = \alpha_0 + \alpha_1 i + \alpha_2 i^2$$

このような制約を課すのは、年齢階級別の生産性は山形のカーブを描くことが予想されるからである。2次の制約により、最終的な生産関数の計測式は、

$$\ln y = \ln A + \lambda t + \alpha_0 X + \alpha_1 Z + \alpha_2 W$$

ただし、

$$X = \ln n_1 + \ln n_2 + \ln n_3 + \ln n_4$$

$$Z = \ln n_1 + 2 \ln n_2 + 3 \ln n_3 + 4 \ln n_4$$

$$W = \ln n_1 + 4 \ln n_2 + 9 \ln n_3 + 16 \ln n_4$$

である。計測の結果、以下の回帰式を得た。

$$\ln y = \underset{(4.758)}{-1.0747} + \underset{(5.485)}{0.01964} + \underset{(1.122)}{0.0953} X + \underset{(2.141)}{0.1319} Z - \underset{(3.344)}{0.03016} W$$

$$R^2 = 0.9980 \quad S.E = 0.00062$$

括弧内は  $t$  値、 $R^2$  は自由度修正済み決定係数、 $S.E$  は残差の標準偏差をそれぞれ表す。

輸入関数の計測結果は以下のようなものである。

---

$$M = -1.3706 + 0.19006 Y_d$$

(1.789)

(7.481)

$$R^2 = 0.7856 \quad SE = 0.45158E + 09$$

本論の国民総支出やマクロ経済指標の予測は以上のマクロ計量モデルを解くことによって得られたものである。

#### 付注2 労働力不足の予想方法について

労働力不足の予想は、成長率の予想に用いられたマクロ計量モデルの生産関数の部分を変更したモデルによって行った。ここでは生産要素間の代替性は仮定せず、固定係数型の以下のような生産関数を仮定した。

$$(7) \quad Y_s = A e^{\lambda t} K^{\beta}$$

1975年から1990年のデータによって計測した結果は以下のとおりである。

$$\ln Y = 7.7792 + 0.021639 t + 0.25795 K$$

(9.190)

(5.644)

(5.023)

$$R^2 = 0.9985 \quad SE = 0.00071562$$

資本労働比率は1990年の数値に固定して労働需要数を計算した。

## 第3章 高齢化、社会保障および財政・税制

### 1. 序 高齢化と家族

厚生省人口問題研究所の将来人口推計によれば、最新の推計になるほど高齢化の速度、水準とも高まる。前回と最新の推計年次のわずか5年のズレで、世界に先駆けて高齢者比率20%に達する時期が4年も早まり、ピーク時の高齢者比率も4%上昇する。扶養負担を象徴する高齢者人口の対生産年齢人口（20～64歳）比率はピーク時に約50%に達する。

生産年齢人口は2000年の約7900万人をピークに一貫した減少傾向に転じるが、労働力人口の大幅減を必ずしも意味するわけではない。就業支援政策の充実等による女性の労働力率の上昇によって、労働力人口の大幅減に歯止めをかけることも不可能ではないが、労働集約的なサービス産業、特に急速な高齢化により需要急増が予測される看護・福祉分野の労働力不足には危惧を覚える。

こうした国際的にも例をみない急速な高齢化は平均寿命の伸びと出生率の低下という二要因の相乗効果から生じているため、高齢化社会における社会保障の課題は高齢者の生活保障と年少者の扶養に二重化する。前者では何よりも所得保障（年金）に関心が集中しているが、高齢者医療保障の動向、特に後期高齢者の急増と医療資源多消費型の終末医療にも注目する必要がある、これは同時に後期高齢者の長期介護が今後極めてクリティカルな問題になることを示唆している。他方、婚姻や出産は基本的に個人の自由な選択行動であるだけに、低出生率への政策的対応は高齢者問題よりもむしろ厄介な領域と考えられる。

人口推計だけでは将来の家族像は予測できないが、核家族化傾向と重ね合わせれば、家族の別居化や小規模化が今後さらに進むのは確実である。ただ、「同居」が同一の住居・生計という狭い外形概念であり、住居・敷地が同一でも生計は別という「準同

---

居」が「別居」と定義されることに注意しなければならない。社会保障における家族への関心はこうした外形概念ではなく、経済的な機能にある。その点では、遠隔地別居の核家族でも金融革新の著しい今日では相互の所得移転に支障はないし、福祉サービス需給からみれば同居と準同居・近隣居住とに大差はない。

このように核家族や別居世帯の増大現象だけから、核家族の経済的自立や扶助機能の低下を説くのは単純すぎるが、逆に、相互依存的な核家族の実態を前提に社会保障の一部を家族に依存・転嫁する政策も伝統的な家族規範への回帰が窺える点で好ましくない。むしろ、将来の家族の変貌をとらえる決定的な要因は、従来、家族内・家族間の福祉サービス供給の担い手であった女性の大学進学率や就業率、そして、初婚年齢や未婚率の上昇傾向が今後もさらに進むと予想されることである。

## 2. 高齢化社会に向けた公共政策の新課題

### (1) 福祉サービス保障の充実

将来の社会保障には基礎的・普遍的な生存リスクの保障という性格がいつそう強まるであろう。その場合、社会福祉ほど抜本的な改革が望まれている分野はない。近年、保育にせよ高齢者福祉にせよ、従来の保護救貧制度からの転換が徐々に進められてはいるが、措置行政という福祉サービスの需給管理制度の本質はほとんど変わっていない。措置予算額と受給資格要件に合わせて行政が需要者の資格、サービスの質量、補助金、利用料金などを決定し、サービス供給を直接または委託で行うという現行の措置制度の下では、普遍主義を象徴する需要者の選択権も、競争と創意を促す供給機関の民営化もとうてい期待できない。委託先の民間社会福祉法人も業務、財政の両面で行政の下請機関にすぎない。

本格的な高齢化社会では保育・介護への政策支援ニーズが普遍化すると同時に、サービスの質量や時間の多様性に期待がますます高まるのは確実であり、もはや限定的な保護政策ではありえない。ところが、措置行政イコール公的責任という根強い観念から社会福祉の抜本的な見直しが難航しているため、現在では民間産業が在宅介護や保育のビジネスに積極的に参入しつつある。しかし、労働生産性の低さによる高料

金、サービスの質や継続性への不安、経営基盤の脆さなど難点が多く、普遍的な福祉サービス保障にはなりえない。

今後の福祉サービスには需要者の選択権の尊重と多様なサービス・メニューの提供が基本課題となるため、長期的には措置制度を廃止し、医療保険と同様、需要（費用）の社会保険化を図るとともに、質規制や上限価格規制などを残しつつ、非営利団体を中心に民間福祉サービス業の実質的で大幅な規制緩和を促進する必要がある。こうした福祉社会保険構想の内容は以下のようになろう。

①職域保険と地域保険から構成されるが、職域保険への公費補助および地域保険の組織化・運営の責任は都道府県の役割とする（財政的にみて国民健康保険も都道府県に移管すべきである）。②家族内福祉サービス供給との代替性が高い点を考慮し、現物給付と現金給付（保育・介護休業の機会費用の保障）の選択を家族に認める。③保険料と公費負担（都道府県税）による賦課方式財政とし、創設時の特別費用は現行社会福祉費の振替と無職配偶者減税措置（配偶者特別控除など）の廃止によって賄う。④現物保険給付（福祉サービス）の供給機関には営利企業も含めるが、保険対象の福祉サービスの範囲、質および価格には公的規制を課す。⑤年金・医療・福祉関係を一体化した公的センターを市町村レベルに設置し、福祉保険給付の内容、供給機関の情報など、需要者の要望に対応する。

公的福祉サービスの充実が今後いっそう求められるのは、家族内・家族間の福祉サービス機能の低下が確実視されるためであるが、それは従来家族、特に女性への過大で不平等な役割期待が修正されることであり、家族の福祉機能自体が消失するわけではない。家族の福祉サービス機能を支援する合理的な政策、つまり、社会規範的な強制ではなく、経済的な誘導政策が重視されるのである。従来、家族内部の育児や介護に対する補助金や減税は社会保障の一環とは認識されず、社会保障との整合性にも考慮が払われてこなかった。今後は税制および労働政策（育児・介護休業）における実質的な家族政策を社会保障の一環に組み込み、公的な所得保障や施設福祉との均衡・整合性に注意すべきであろう。

---

## (2) 社会保障の先行投資：福祉インフラ整備の重要性

高齢者の生活保障に住宅、道路、交通施設等の生活環境社会資本の整備が重要な役割を果たすことに改めて注意を喚起しておかなければならない。健康な高齢者であっても、年をとるにつれ心身機能が次第に衰えるのは避けられないが、そうした高齢者が住み慣れた家と地域で自立した安全な日常生活やリハビリ・療養を続けるには、すなわち、ノーマライゼーション政策の受け皿を整えるには、事故や傷病の危険性を解消できる住宅内外の移動の安全性・快適性が必須の条件となる。

そのためには、近年注目を集めるようになった高齢者仕様住宅のみならず、道路や交通施設のバリアフリー化も推し進めなければならない。従来、社会・交通資本整備を社会保障と関連づける視点が政策的にも行政的にも乏しかったため、両者が一体として立案・実施されることはほとんどなかった。しかし、前述のようなバリアフリー化が事後的に必要となる高額な福祉サービス費用や長期入院医療費の節減に寄与し、さらに後の世代にもストックとして引き継がれることを考えれば、まさに福祉インフラの充実、社会保障の先行投資と位置づけられるのである。

後にやや詳しく論じるように、社会保障の先行投資として福祉インフラの整備を積極的に進めるには、大きく二つの戦略を考えるべきであろう。一つはもっとも安定的な消費税収の一部を地方税源に委譲し、地方税制の充実と安定化を図ること、そして、もう一つは財政投融资原資となる年金積立金を直接的に福祉インフラ整備に結び付けるルートを強化することである。後者は一般政府黒字（貯蓄超過）の解消策として貿易摩擦の緩和にも寄与するであろう。

## (3) 社会保険と行政体制の総合化

社会保障の三本柱、所得・医療・福祉サービス保障は本来不可分の関係にある。所得保障が医療や福祉サービスの自己負担を支えていること、また、高齢者の療養・介護では医療と福祉が一体化していることは常識であるが、年金、医療、福祉は縦割り行政の下で別々に立案・実施され、専門家や学者の議論も供給サイドに沿った縦割り思考である。こうした社会保障における個別政策モンロー主義の弊害が需要サイドでは当然視される生活保障の総合的視点を著しく妨げている。

このため、社会保障内部の縦割り行政から生じる公平性と効率性の欠如が今後は厳しく問われることになろう。たとえば、現行制度では看護や介護の処遇場所が病院か施設か在宅かによって、本人・家族の自己負担割合と保険・公費負担割合が大きく異なるため、処遇場所の選択に大きな歪みをもたらしている。将来の社会保障制度および関連政策の最大の課題は、モンロー主義に陥りやすい個別政策・制度の縦割り体制を是正し、社会保障および関連政策、すなわち、税制、労働、住宅、環境衛生施設整備、道路、交通など高齢者や年少者の生活保障に関わるすべての政策を総合的、整合的に立案・実施できる体制を確立することである。

社会保障制度についていえば、本格的な高齢社会における生活保障ニーズに対応するには、福祉サービスも含めて総合社会保険への再編を進め、医療保障から福祉サービス保障への構造転換、医療・福祉保険の自己負担と年金給付水準との調整等を図ることが長期的な制度改革の目標となる。福祉サービス保障の普遍化と充実が高齢者の医療保障および所得保障の一部を肩代わりする効果を重視すべきであろう。

このような社会保障の将来構想の実現には、前述の縦割り行政の打破とともに、「社会保険」通念の意識改革、すなわち、社会保険の実態を「世代間所得移転」と理解し、「保険」幻想を払拭することが必要である。社会保険と「保険」との混同が、民間保険あるいは民間保険料（貯蓄）との損得論や社会保険の単純な民营化論を生んでいるが、社会保険の特徴は以下のような点に求められるのである。

①受給資格を老齢、疾病等の普遍的な保険事故に設定して資力調査や措置行政を排除し、生活保障の普遍化を図る。②社会保険に固有な強制加入と保険料納付義務によって、保険市場の失敗（高い取引コストや逆選択またはクリーム・スキミング）と人々の刹那主義を是正する。③課税権を担保として、生活保障の確実性、安定性および実質価値維持を保証するとともに、低所得者への所得再分配を強化する。④年金保険では受給資格要件の私的な裁量性を排除し、医療保険では供給者の利潤動機を規制して、それぞれ保険に特有のモラルハザードの最小化を図る。

以上のような理由から世代間所得移転制度としての社会保険の組織化が正当化されるとしても、二つ大きな問題が残る。一つは勤労世代に負担が集中し、労働意欲や貯蓄余力を殺ぐ危険性が生じることであるが、これに資力調査による受給制限で対処す

---

---

るのは社会保険の普遍主義を否定することになる。普遍主義を維持しつつ、勤労世代の負担緩和を図るには、後に述べるように租税政策の活用が不可欠となる。

もう一つは社会保険料を社会保険目的税と理解すれば、社会保険料にも公平、中立性および簡素という基準からの厳しい吟味と税制との調整、たとえば、現金給与に限定された賦課ベースの課税所得への拡大と料率の抑制、所得税との共同徴収による徴収費用の節減などが必要となろう。

#### (4) 経済政策との整合性

石油危機以降、社会保障の拡大は経済成長と財政健全化の観点から厳しく批判されてきたが、それは社会保障が国民経済から恩恵を受けるだけの小国から、国民経済にも影響を及ぼす大国にまで発展した証左であった。社会保障の発展を振り返ると、産業経済の成長による大家族制度の解体、人権思想に裏付けられた国民福祉への政府責任の重視、救貧保護的な措置行政から普遍的な社会保険への転換、人口構成の高齢化の進展といった要因が挙げられる。

高齢化は別として、いずれも基本的には評価すべき社会経済要因であろう。大家族への回帰論は明らかに時代錯誤であるし、経済変動や遺産を無視した個人責任論は強者の常套的論理である。普遍主義の見直し論も資力調査や措置制度に特有な屈辱感や権威的温情主義の克服過程ともいえる社会保障の歴史を理解しない議論である。しかし、経済成長や財政健全化への制約条件の強まりから、現在の社会保障に内在する経済的な非効率や悪影響の是正が問われるのも当然である。

社会保障に内在する経済・財政問題の基本的原因の一つは、前述のような社会保障の縦割り行政、または、普遍主義にそぐわない制度分立に由来する二重施策のムダや個別政策のモンロー主義にあるが、より経済的な観点からの社会保障批判に共通するのは、モラルハザードの発生と公的負担率の上昇であろう。

社会保障の充実から発生するモラルハザードとは、通常、所得保障の貯蓄抑制効果や早期退職促進効果、医療保障の超過需要喚起効果、失業保険や所得制限型福祉の労働供給抑制効果などである。もちろん、こうしたモラルハザードには是正措置を講じるべきであるが、社会保障自体の縮小で対処すべきだとの主張には論理の飛躍がある。

たとえば、公的年金の早期退職促進効果には高齢者雇用促進策と組み合わせた支給開始年齢の引上げで対処できよう。むしろ、裁量的な企業年金や退職一時金に企業の早期退職促進措置として利用される恐れが強い。医療保険の超過需要喚起効果も医療サービスの供給量と供給方法の決定に裁量権をもつ供給サイドの改革でより有効に対処しうる。

社会保障へのもっとも強い経済・財政的な批判は国民負担率抑制論に集約されている感があり、租税・社会保障負担の上昇が勤労意欲や貯蓄への悪影響を通じて経済成長を阻害するという議論はいわば通説化しているが、高齢化水準あるいは国民負担率水準と、家計貯蓄率や経済成長率との負の相関関係は必ずしも自明の理ではない。

さらに気になるのは、租税・社会保障負担と明確な代替関係にある受益者負担が国民負担率概念に含まれていないこと、そして、社会保障の民営化が政府の公的負担から家族の機会費用負担への単なる転嫁に終わる可能性が高いことであるが、こうした問題点以上に、実は、負担論議のみ一人歩きする論調自体がそもそも不可解である。本来、公的負担は社会保障水準とワンセットで選択されるべきものではないか。

前述のように、一般には社会保障と経済成長との対立面だけ強調されるが、それは一面的な見方である。たとえば、経済成長への制約条件、労働力不足への対策は非労働力人口の労働市場参入を促しつつ、出生率の反転上昇を促す政策にあるが、労働力化の促進には育児や看護・介護への社会的な支援政策、また、低出生率対策には保育コストの軽減政策が重要である。そのためには、さらに、保育・看護・介護従事者の雇用確保が不可欠となるため、福祉充実が女性の二重の労働力化を通じて、労働力の供給増や社会保険財政の改善に貢献するはずである。

より広い経済的な視点からも、経済効率・成長と社会保障との相互依存関係が指摘できる。今後、公共政策の重点分野になる規制緩和の主たる狙いは生産者保護規制の緩和によって競争と革新を促すことにあるが、それには産業構造や企業経営のリストラから強まる倒産・失業のリスクや企業福祉の縮小へのセイフティ・ネット、すなわち、社会保障の充実による受け皿が不可欠となるからである。特に失業リスクが高いのは再雇用の機会に乏しい中高年者であることに注意すべきである。

---

## (5) 社会保障民営化論の吟味

経済・財政の観点からの一面的な社会保障への批判、そして、運輸・通信産業と同一視する単純な社会保障の民営化論には納得できないが、年少者や高齢者の生活保障に民間の企業や非営利団体が果たすべき役割を過小評価するものではない。原則として、公的な社会保障は基礎的で普遍的な生存リスクの保障に専念すべきであり、付加的で選択的なリスク保障は民間部門に委ねるべきである。

たとえば、国民年金保険料の徴収実績の向上によって、基礎年金の給付水準が引上げられ、職域年金の報酬比例年金部分（厚生年金、共済年金など）の縮小が可能になれば、報酬比例部分は企業年金・個人年金に委ねてもよい。ただし、そうした私的年金は資産運用リスクを自ら負う積立方式年金として位置づけられるべきである。

現在、公的厚生年金に代わる企業年金として位置づけられている厚生年金基金（いわゆる調整年金）は確かに積立方式をとり、順調に積立金を蓄積している。しかし、それは年金の実質価値（実質購買力）の維持に必要な賃金（標準報酬）再評価と物価スライドを厚生年金本体に全面的に依存しているからであり、その反面では、賃金再評価や物価スライドの財政負担から厚生年金本体の財政悪化が進んでいるのである。このような、厚生年金と厚生年金基金との不透明な関係、そして、厚生年金基金の自立性の薄弱さは好ましいことではない。

年金以上に、民間の役割が大きいのは、福祉サービスの分野であろう。現金給付とは明確に異なり、福祉サービスにはクオリティやアメニティによる差別化の要素が大きく、基礎的・画一的とならざるをえない公的福祉サービス保障の付加・選択部分として、今後、市場の成長が大いに期待できるからである。確かに、質の良い民間福祉サービスの利用料金は相当高価なものとならざるをえず、広範な普及は期待できないものの、支払能力をもつ裕福な高齢者層が厚みを増すのは確実である。

営利企業部門への民営化とは性格が違うものの、民営化への期待がもっとも大きいのは、社会福祉法人など非営利団体の実質的な規制緩和である。現在の非営利団体は民間部門といっても、その実態は措置行政における政府の下請機関に近く、競争原理も革新意欲も働く余地が小さい。福祉社会保険が実現すれば、現物保険給付の供給サイドは民間非営利団体となる可能性が強いため、民間非営利団体のサービス提供におけ

る機動性や多様性に期待するところが大きいである。

#### (6) 社会保障の国際化

経済社会の国際化がさらに進展するにつれ、労働力の国際移動が着実に増加すると予想されるため、居住者主義の社会保障には、国際的な給付の空白または負担の重複を避けるための国際的な制度調整が要請されることになろう。社会保険の場合は拠出実績が受給資格の判定基準であるが、年金保険の場合は、通常、拠出期間の要件から実際には受給権が制約されるため、社会保障条約によって国際通算制度の締結を急がなければならない。医療保険は短期給付であるから、国内源泉所得をもつ非居住者から確実に滞在年度の拠出を求めつつ、非居住者が自国でも拠出を続けている場合の二重拠出を還付制度等で調整する必要がある。

いわゆる外国人労働者への医療保障の欠如は、国内源泉所得が実際にあるにもかかわらず、賃金コストの上昇または手取り賃金の低下、不法就労の発覚などを恐れて拠出をきちんと求めていることに原因がある。今後、外国人労働者の雇用が現実問題として不可避であるならば、明確な枠ないし条件を設けて合法化した上で、拠出義務・受給権を確実に適用する方が、結局、社会保障や財政への悪影響は抑制されるであろう。

### 3. 高齢化社会における財政・租税政策

#### (1) 公平で中立的な租税政策

賦課方式の公的年金だけでなく、医療保障も医療ニーズの高い高齢者への世代間所得移転と位置づけられている今日、福祉サービスも含め、社会保障は勤労世代から高齢世代への所得移転という性格をいっそう明確にしつつある。ところが、こうした世代間の所得移転を支える通念は相変わらず高齢世代を一律の経済的弱者と観念し、費用負担をもっぱら勤労世代に求めようとする単純な世代経済像である。

しかし、所得・資産分配の実態はこうした単純な世代経済像からますます乖離している。高齢世代の資産保有の平均値が勤労世代を上回る中で、高齢世代内部の資産格差は勤労世代以上に著しいからである。今後急増する高齢世代を一律に経済的弱者、

---

再分配の受け手としたのでは、世代間・世代内の負担の公平は実現できないし、勤労世代の勤労意欲や貯蓄余力を阻害する恐れも強まる。税制も同様であり、年金所得には事実上非課税に近い特別控除が、また、高齢者の利子所得には特別非課税措置が組み込まれている。高齢世代の所得は課税免除すべき経済弱者の所得という固定観念がなお支配的なのである。

したがって、税調中期答申が「世代を通じた税負担の平準化」を強調したのは説得的であったが、実は、答申も高齢世代を経済的に均質な集団とみなす点では同じ誤りを犯している。そして、経済的に恵まれた者の多い高齢世帯主の平均所得・資産分析から高齢世代全体が裕福であるかのような世代経済像の大転換を打ちだしたのは二重の誤りであった。

いずれも消費税増税と所得税減税による世代間の税負担平準化を合理化する論議であるが、消費税増税による物価上昇分が公的年金の物価スライド制度によって相殺されるため、消費税は世代間の税負担平準化にほとんど寄与しないのである。むしろ、所得税減税の及ばない低所得の勤労世代に消費税は重い負担となる恐れが強い。

世代間および世代内部の負担の公平を同時に図るには、年金所得と利子所得の全額総合課税という所得税の改革に重点を移す方が合理的であろう。人的所得控除の存在によって世代を問わず経済弱者の税負担を減免しつつ、恵まれた高齢世代には応分の負担増を求め、それを財源に勤労世代の負担減（給与所得税または社会保険料）が図れるからである。

## (2) 地方分権と消費課税

今後、本格的な高齢化社会の到来に向けて新たな重点政策課題となるのは福祉社会保険の導入と福祉インフラの整備である。そして、結論的に言えば、この新たな二つの課題を財政面で主として担う地方公共団体、とりわけ、都道府県の行政および財政・税制の改革、すなわち、分権化が不可欠である。

まず、地域単位の福祉社会保険の組織化と公費負担の責任は、国民健康保険の移管と併せて、都道府県が担うべきであろう。国民健康保険の著しい財政格差（保険料率・保険税率の地域格差）に端的に現れているように、今日、市町村を社会保険の組織

化および公費負担の責任主体とするのは明らかに無理がある。福祉インフラの整備は現在主として市町村の単独事業に委ねられているが、住民の生活圏の広域化や急増する財源の確保などを考慮すれば、都道府県の調整機能や単独事業に依存する度合いが高まるのも必然であろう。行革審の地方分権答申が述べているように、地域の行政事務は原則として都道府県・市町村一体の地方行政で処理すべきであるし、そのためには、従来、国の委任執行機関としての性格が強かった都道府県行政の分権化が必要である。

以上のような地方行政・財政の課題を考えれば、地方行政権限の強化を財源面で支える地方税制の改革、具体的には、地方自主税源の強化と税収の安定化が要請されることは自明の理というべきであろう。この点で、市町村税制には、国税と完全に税源が分離され、税収が安定的で地域的な偏在度の小さい税目、固定資産税が固有税として割り振られているので、基本的な問題は解決済みである。

ところが、今後、市町村以上に自主税源の強化および安定化・普遍化が要請される都道府県税制には基本的な点で問題が山積している。第一に税収の不安定性および地域偏在度のもっとも高い法人課税への依存度が国税よりもはるかに高い。第二に住民税にせよ、事業税にせよ、税源が国税の所得税または法人税とほぼ全面的に重複しているため、固有税と言いながら、国税の租税政策の影響を直接受ける構造になっている。にもかかわらず、行革審答申は行政権限の地方委譲を具体的に主張しながら肝心の地方税制の充実を検討課題にとどめ、税調中期答申も直間比率の是正による税収構造の安定化を強調しながら地方税制の改革は先送りになっている。

こうした都道府県税制の基本的な問題点を解決すべく提唱されているのが、いわゆる地方消費税構想であるが、国境税調整（輸出還付・輸入課税）を必要とし、納税地域（流通段階における付加価値の発生）と負担地域（消費者による最終負担）の乖離が発生しがちな多段階の付加価値税（消費税）を都道府県税とすることには確かに難点が少なくない。可能であれば、前述のような地方税としての難点を回避できる小売売上税が都道府県税としては理想的であるが、新税創設への反発や小売売上税固有の難点（小売と卸売の区別、小売業者のみの納税事務など）も軽視できないであろう。現実性を優先して現行消費税の一部を地方税化するか、アメリカやカナダのように連邦国家型の地方小売売上税を新設するかを選択を急ぎ検討しなければならない。

---

### (3) 公共投資政策の転換

フロー・ベースでみた日本の公共投資の規模は長い間、国際的にもかなり高い水準を維持してきた。にもかかわらず、福祉インフラというべき住宅、公園、交通安全施設、下水道などの生活環境社会資本の貧弱さが常に問題になるのはなぜだろうか。

第一は公共投資政策における縦割り行政や地域利害に由来する分野別・地域別の投資配分の硬直性であろう。この硬直性が地域開発から生活環境整備への政策転換を妨げてきたと見てよい。第二は財政再建政策以降、財政支出の抑制による公債依存度の引下げという縮小均衡型の財政政策が支配的となり、公債政策を活用する余地が極めて小さくなったことであろう。この財源制約の厳しさが公共投資の配分硬直性と一律減分主義をいっそう強めたと見てよい。第三はバブルの時期は例外的としても、都市地域における土地問題の制約が特に厳しいことであろう。公共投資用地の取得費や補償費の高騰が都市地域の生活環境整備に大きな障害となっていることは言うまでもない。

今後、福祉インフラの整備を積極的かつ速やかに進めるためには、以上指摘したような障害を打開または回避する必要があるが、その具体的な方策はあるだろうか。まず、縦割り行政や地域利益誘導型政治の打破には、行政・財政・税制の地方分権の促進で対処することが、一見迂回的ではあるが、もっとも有効な方法であろう。現行の集権体制を維持したままの是正努力はもはや困難と考えた方がよい。

財源制約の厳しさに対しては、一つは今日の日本経済における貯蓄超過状況（経常収支黒字状況）を強調しておかなければならない。超過貯蓄を資本輸出にあてるよりも、福祉インフラの整備にあてる方が高齢化対策としては明らかに優れていること、そして、福祉インフラの整備が将来の福祉サービス費用や入院医療費用の節減をもたらす社会保障の先行投資であることを考慮すれば、中長期的な視点に立つ限り、公債政策の活用は合理的な選択と考えるべきである。建設国債と特例国債（赤字国債）の違いにこだわるのであれば、毎年度、予算総則で特定される建設公債対象経費の内容を再検討し、福祉インフラの整備に向けて対象経費の拡大を図るべきであろう。

土地問題の制約には、「住み慣れた家と地域」の価値を重視するノーマライゼーション思想による発想の転換で対応すべきである。福祉施設や高齢者病院の建設のた

めに新たに用地を取得するよりも、既存の住宅や病院（都市市街地で廃業や閉鎖の多い開業医院や中小病院）の改造・建て替えによって看護や介護の場所を確保し、福祉・看護サービスのネットワークと効率的に結びつければ、土地問題の制約が回避できるであろう。また、道路の新設や道路幅の拡張よりも、交通量の抑制に重点をおいて、広幅員歩道や交通安全施設の整備用地を確保する方が環境対策の面からも望ましい施策である。

#### (4) 財政投融资の見直し

日本の一般政府全体（中央政府、地方政府および社会保障基金）の財政収支黒字は社会保障基金（厚生年金特別会計、国民年金特別会計、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合など）、とりわけ、厚生年金保険の恒常的な高水準の収支黒字に起因している。しかし、最近のいわゆる「世代会計論」が強調するように、年金保険の黒字（その累積額としての積立金）は将来債務である年金給付の原資であって、単なる剰余金ではない。したがって、現在の年金保険の黒字を年金給付額の引上げ、あるいは、年金保険料の引下げに用いるのは不適切であるし、財政赤字の補填に流用するのも誤りである。

幸いなことに、日本では年金保険の黒字の大部分は一括して資金運用部に預託されて財政投融资の原資となり、公企業（公団、事業団など）や地方公共団体の実施する固定資本形成に貢献してきた。こうした従来の財政投融资メカニズムの下では、社会保障基金の黒字（貯蓄超過）は財投実施機関の固定資本形成（投資超過）によって相殺されていたのである。ところが、近年、社会保障基金の黒字（年金原資）と固定資本形成を結びつける財政投融资メカニズムに大きな変化が生じた。

それは、いったん財政投融资の原資に充当された年金原資が年金福祉事業団への融資を通じて資金運用事業（資金確保事業と年金財政基盤強化事業）に運用される割合が著しく高まったことである。福祉・病院施設による保険加入者への還元よりも、資金運用益による還元が優先された結果であるが、現在、この財テク型の資金運用事業に大きな問題が生じている。バブル崩壊にともなう財テクの失敗から資金運用益が金融収支でさえ赤字に転落し、これに資本損失ないし評価損（保有金融資産のキャピタ

---

ル・ロス)を加えれば、資金運用事業に深刻な損失が発生していることである。

財政投融資において本来、年金原資は福祉インフラ整備にもっともふさわしい財源であろう。資金運用事業のように市場リスクに左右されることがないし、将来の世代にも利用できる福祉資本ストックとして残るからである。財政投融資における年金原資の位置づけを再検討し、資金運用事業の縮小、福祉インフラ財源への活用を図ることが、高齢化社会に向けた財政投融資の一つの見直しの方向ではないか。

#### 4. 結語 高齢化社会における政治と行政

以上述べてきたような本格的な高齢化社会の到来に備える社会保障政策および財政政策の転換を実現するには、縦割り行政の打破、地方分権の促進といった行政体制の転換が不可欠であるが、それには政治の改革が伴わなければならないであろう。地域利益や職域利益の誘導に奔走するような利益誘導政治では行政体制の転換が期待できないからである。さらに、これからの本格的な高齢化社会を展望した時、世代利益の誘導という新たなタイプの利益誘導政治が登場する危険性に注意しなければならないであろう。社会保障や税制のあり方、とりわけ、世代間の費用負担の配分をめぐる勤労青壮年世代と退職高齢世代とに利害対立が生じる可能性が高いだけに、世代間の連帯と共生を重視する新たな政治のあり方を現段階から模索しておく必要がある。

特に、将来、総人口の3割、有権者の4割程度をしめるようになる高齢世代の政治行動が注目される。現在の若年世代の政治的な無関心と低い投票率が将来も続くとなれば、退職高齢世代が政治的意思決定における多数派を形成する可能性が高く、いわゆるシルバーデモクラシーが現実性を帯びるからである。政治的リーダーシップを握った退職高齢世代が社会保障受給の最大化と費用負担の最小化という世代利益の誘導に傾けば、世代間の深刻な利害対立から経済状況の悪化だけでなく、社会保障制度の崩壊も招きかねない。

このような世代利益誘導型の政治に陥らないよう、高齢化社会における政治改革のあり方にも今から関心をもつべきである。

## 第4章 サラリーマンの働き方 —— 2020年に向けて

### 1. はじめに

21世紀初頭に向けて、おそらく最も変わるもののひとつがサラリーマンの働き方（ワーキング・スタイル）であろう。とくに大企業ホワイトカラーにおける変化が予想される。

“サラリーマンは気楽な稼業ときたもんだ”という1960年代初めの流行歌ほどではないにせよ、わが国の大企業サラリーマンはきわめて安定した職業であった。勤勉に、勤めさえすれば、終身雇用が保証され、手厚い福利厚生制度によって生活全体の保障が得られた。ブルーカラーでは絶えざる合理化が進められたものの、ホワイトカラーにおいては生産性向上もさほど厳格に追求されたわけではない。

最近の景気低迷のなかでホワイトカラーの雇用調整が話題になっているが、ホワイトカラーに対応する雇用システムの変化は景気回復によって元に戻るものではなく、今後中長期的に続くものと思われる。

本稿は、このような大企業ホワイトカラーの変化にとくに注目しながら、サラリーマン全体の将来の働き方を展望しようとするものである。まず、第2節では今後の働き方を変えるであろう環境要因として、高度情報化、高齢化、国際化をとりあげて、働き方への影響を検討する。次いで第3節では、働き方の枠組みを規定する雇用システムについて将来の方向を検討する。第4節では、将来の働き方として予想される潮流をいくつか述べ、最後の第5節で当面の政策的課題について述べる。

---

## 2. 働き方を変える環境要因

### (1) 高度情報化の影響

ここ数年の間に情報処理、通信、放送などが融合した情報技術は飛躍的な進歩を遂げ、産業社会に急速に浸透しつつある。現在はまだビジネス分野への影響が中心だが、いずれ働き方や雇用形態に影響を与え、サラリーマン生活を大きく変えるものになろう。

これまで企業で働く人々は多くの空間的な制約、時間的な制約を受けてきた。毎日同じ時間に特定の場所に集合するために通勤地獄が発生し、仕事上のコミュニケーションをとるために勤務時間が一定の枠内に固定され、多くの会議が行われ、事業所間の頻繁な移動や出張、さらには単身赴任も発生している。これら一連の固定的な場と時間を前提としたコミュニケーションや、初期的な情報処理プロセスの多くの部分が、情報技術の進化と普及によって完全に姿を変える可能性が高い。

情報技術によって空間的、時間的制約の大幅な解消が実現されれば、集合型の労働システムはその必要性を失う。ロケーション・フリーの時代がやってきて、通信衛星にアクセスできる場所ならどこでも業務を行うことが可能になる。現在実験的に行われているサテライト・オフィスや在宅勤務も次第に一般化しよう。地方での勤務が容易になり、仕事のために大都市周辺での居住を選択する必要性はなくなる。また、時間的な面では完全なフレックス・タイムが可能になる。現時点でも、パソコン通信がコミュニケーションの空間的距離を解消し、ファクシミリが時間的制約を大きく緩和させているが、今後数十年間に起こる情報化のインパクトは想像をはるかに超えるものとなるだろう。

このような情報化の進展により、サラリーマンの働き方は大きく変わる。マルチ・メディア環境下に置かれたパーソナル・コンピュータの通信ネットワークによって、高度な分散処理が可能になり、在宅型勤務など働く「場」と「時間」の選択の自由度は飛躍的に高まる。

また、情報技術の進展は高齢化による肉体的ハンディキャップを緩和する。このことによって、一部の労働能力においては能力限界説的な定年制が意味を失い、労働者側からの自律的なリタイア・プログラムが一般的になる可能性がある。

## (2) 高齢化

本研究会が念頭におく2020年までの期間は、超高齢化社会が現実のものとなる過程でもある。本稿との関連では、高齢化はふたつの面で影響を与える。ひとつは若年労働力の不足が企業の雇用システムを変え、それがサラリーマンの働き方に影響を与えるという面であり、もうひとつは個々人の長寿化が働き方を変えるという面である。

若年労働力不足は、次節で述べる雇用システムに直接的に影響を与える環境要因である。第一に、若年労働力の不足が若年時の賃金を上昇させて、年功賃金を崩す要因となる。第二に、従業員一人当たりの生産性を高める必要性から、能力主義的評価が強くなる。第三に、企業が優秀な労働力を確保するために中途採用を増加させ、このことが中途退職を増加させる。このような動きが働き方に与えるインパクトについては、次節で詳しく検討することにしよう。

人生80年時代の到来が話題になった頃、“サラリーマン二毛作”という言葉が登場した。また、通産省のメロウ・ソサエティ・フォーラムは“二周目の人生”を提言した。いずれも、ひとつの勤め先で職業人生を終えるのではなく、ある年齢で転職して新たな仕事に挑戦し、自らリタイアを決める時まで息長く有意義な仕事をする、という生き方の提唱である。このような生き方を実現するには、まず企業の雇用システムが変わらねばならないし、また社会的な条件整備も必要だが、将来の理想的な働き方のひとつであることは間違いない（老後まで全員が一律に働くことの提唱では決してない）。少なくとも能力的には、前述のとおり情報技術の進展が十分なサポートを行なうことになる。

このように職業上のライフステージを柔軟に設計できるようになれば、最初の職業選択の基準も個性的で柔軟なものに変わり、それによって現在の働き方はより能動的なものに変わってこよう。

## (3) 国際化の影響

今後の日本社会に最も大きな影響を与える要因のひとつは、ヒトの国際化であろう。最近の景気低迷で労働力不足は緩和されているが、長期的には日本社会が外国人労働者の問題に深刻に直面することは間違いない。一方、企業の海外立地がさらに増加す

---

---

ることによって、海外との仕事の交流は格段に増えることになる。日本人サラリーマンにとって、仕事仲間も、仕事場所も、飛躍的に範囲が広がることになる。

企業組織は、異質な職業観や価値観、ビジネス習慣をもつ人々が協働できるシステムに変わっていく必要に迫られる。また、日本人サラリーマンのなかにも、世界に通用する技術や資格を身につけて広範囲に活動する層が増えてこよう。しかし、その一方で、国内の雇用機会を外国人労働者と奪いあう層が登場するという懸念が十分に考えられる。

### 3. 雇用システムはどう変わるか

#### (1) 終身雇用システムの変容

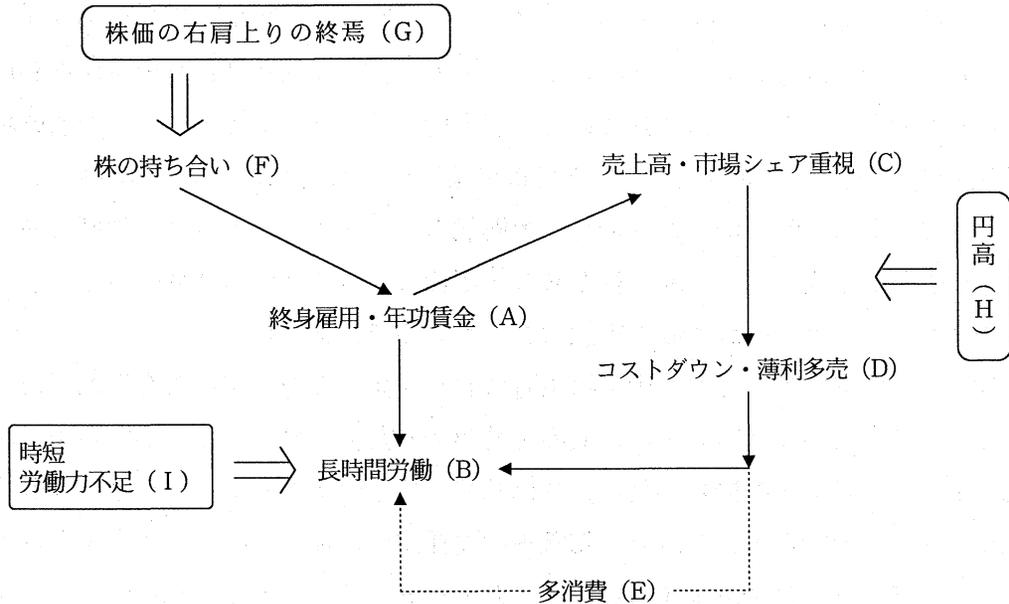
終身雇用・年功賃金制は、株の持ちあいや長時間労働など日本の特徴といわれるものとワンセットのシステムとなっている。その相互関係を簡単に示すと図のようになる（以下の文中A～Iは図中に示された記号である）。

雇用維持を重視（A）する限り、好況期の残業はある程度避けられないため、長時間労働（B）につながる。また、長期的に従業員の雇用を維持するには、売上高や市場シェアの拡大（C）を志向することが必要となる。利益よりも売上高や市場シェアの拡大を重視することによって、薄利多売のコストダウン競争（D）が展開される。このことは長時間労働の背景となるだけではなく、短サイクルの商品開発などを通して多消費を喚起しやすく（E）、家計が残業手当を必要とする状況にもつながっている。一方、株の持ちあい（F）によって、企業は短期的な利益確保に制約されない長期的成長路線を志向することができ、このことが終身雇用をも可能にしてきた。

このような一連のシステムは、近年あらゆる方向からゆきぶられている。すなわち、株価の右肩上がりの終焉（G）が株の持ちあいを徐々に困難にし、円高（H）がコストダウン競争に限界をもたらしつつある。また、時短への社会的要請（I）が長時間労働を変えるであろうし、将来的には労働力不足（I）が雇用条件の改善を要請し、時短を進めよう。こうして終身雇用・年功賃金制は、次第に崩れていかざるを得まい。

円高が進行するなかで企業が利益を生むためには、上記の構造は転換を迫られる。

図



すなわち、薄利多売型の生産から、付加価値の高い商品の生産によって利益を生む構造へと転換することは、必然的に従業員一人当たりの生産性上昇を厳しく要求することになる。一方、時短の進行も同様に一人当たりの生産性向上を意味する。これらにより、生産性との連動性が弱い年功賃金は維持できなくなろう。年功賃金と終身雇用とは表裏の関係にあり、年功賃金の崩れは終身雇用の転換を加速する可能性が高い。

終身雇用は維持すべき制度だという主張も多いが、終身雇用が望ましいか望ましくないかという議論よりも、むしろ変容を余儀なくされるとみたほうが適切であろう。もちろん、企業によっては終身雇用を堅持する余力をもつところがあるだろうし、今後とも長期継続雇用の傾向は続くだろうが、全般的には企業の終身雇用志向は崩れると予想される。

## (2) 横並びとの決別

サラリーマンの中にも、新しい考え方をもった層が現れている。自ら転職のリスクを負う人々や、企業からの過重な束縛を嫌い、出世を捨てて自分のペースにあった働き方を選択する人々が徐々にではあるが、確実に増えている。終身雇用制の変容にと

---

もなって、このようなグループはさらに増え続けよう。

最近、資格の取得をめざす人々がふえていると言われる。資格の取得をめざす人々が直接的に転職を意識しているとは言えないものの、潜在的には転職の可能性を保持している層であることが指摘されている（連合総研『ホワイトカラーの社会的資格に関する調査』（平成6年3月））。これまで新卒採用が主流を占めてきたわが国では、雇う側にとっても雇われる側にとっても、労働能力のシグナルはもっぱら学歴であった。仕事で必要となる能力は、企業が行う教育・訓練によって身につけさせるという考え方がつよく、学歴はその教育の受容能力を示すものでもあった。

このような状況においては、中途採用時における能力の評価基準を企業側がほとんど持ち合せていないと言ってよい。転職を希望する勤労者側にも、いかなるキャリアが採用に有利に働くかの情報がない。評価基準のひとつになるであろう公的な資格もまだ限られたものである。しかし、転職や中途採用が増加するにつれて、企業はサラリーマンの能力を正確に評価することが必要となる。したがって、わが国でも、学位や資格など社会的に認知されるキャリアの重要性が増すことになろう。

こうして、社内でも社外でも、現在より能力評価が厳しくなる。同期入社組の出世競争とは別の意味で、従業員同士は厳しい競争関係に置かれるようになる。今後はとくに情報処理業務や創造的な業務の能力が重要性を増すことになると予想されるが、そうだとすれば、これまで重視されてきた協調性とは逆の要素が求められるわけである。ブルーカラーにおいても、同じような変化が予想される。すなわち、直接的な生産工程に従事する比重が低下し、工程をデザインする能力や工程上のトラブルを処理する問題解決能力が重視されるようになり、情報処理業務などの比重が増すことになろう。

そのようななかで、サラリーマンは常に転職の可能性を念頭に起きつつ、「手に職をつける」ことになる。能力のあるサラリーマンとそうでないサラリーマンとの格差は現在より確実に広がる。そして、労働力不足の状況ではあっても、求められる能力と提供できる技能とのミスマッチによる失業は増加しよう。

### (3) 会社との距離の拡大

上記のように従業員に対する評価の基準が変わることで、サラリーマンの意識のうえで会社との距離が変わってくる。最近では、学生の就職選択においても“生涯の職場”として企業を考える傾向が薄れてきたようである。今後ますますこの傾向は強まり、日本の特異性といわれる異常な忠誠心は急速に薄れていこう。長らく蜜月時代にあった個人と企業の関係が大きく変わりはじめたといえる。

また、労働力不足が女性や高齢者の労働参加を促す。企業が希望する優秀な女性や高齢者のなかには、就業に対する選択性が強い層、すなわち希望する仕事があれば就業するが、そうでなければ就業しないという層も多いとみられる。このような層を獲得するためには、企業は専門的パートなど多様な雇用形態を準備せねばならない（先に述べたように、情報技術の進展が多様な雇用形態を可能にする）。

仕事内容や勤務形態によって就業するか否かを選択し得るグループは、生活と仕事との新しい組み合わせをつくりあげる層でもある。このような人々が企業内に組み込まれてくると、企業に契約的労働の考え方が浸透し、同質的であった企業体質を変革する契機となる。

このように異質な層が企業の中核に組み込まれたり、あるいは内部労働市場が開かれるにつれて、横断的に通用する専門的能力や資格の意義が高まり、さらに横断的組合がつくられる可能性もある。

ところで、会社との距離の拡大は、帰属集団を失い、孤独感に苛まれる人々を増やすことになるかもしれない。これまで多くのサラリーマンにとって、勤め先の会社は最も重要な（場合によっては家族以上に重要な）帰属集団だったからである。企業への帰属意識が低下する分、家族や地域や趣味仲間など自分の帰属集団への回帰が起こるだろう。しかし、目標達成の連帯感ややる気を喚起する競争意識など、日本のサラリーマンのなかでこれまで企業が占めてきた位置はあまりに大きい。個人が準備できる帰属集団だけでは代替し得ず、満たされない人々も決して少なくはない。

さて、サラリーマンが自律的に働き始めることで、いくつかの先端的な働き方が生まれてこよう。予想されるもののなかから、マルチ・ジョブと自営業化について次節で述べることにしよう。このような働き方がどの程度一般化するかは予測し難いが、

---

---

いずれもすでにその萌芽があらわれている働き方ではある。

## 4. 新しい働き方の登場

### (1) マルチ・ジョブ

企業との関係において、これまでの“一夫一婦”的な関係が崩れて、ひとりのサラリーマンが複数の企業と契約関係を結ぶマルチ・ジョブの形態が生まれてきそうである。これは、ひとつには、能力主義や業績主義の浸透につれて、広い意味での専門性をもった技術が市場での評価の対象になることによる。そのような能力（技術）に対しては、複数の企業からの引合いがなされる。企業が兼業を認め、従業員が現在のような情緒的な忠誠心を企業に抱くことがなくなると仮定すれば、サラリーマンは自分の能力という商品を時間的な調整のつくかぎり、高い値段で売ろうとする可能性が高い。

また、マルチ・ジョブは、サラリーマン自身の興味や好奇心、自己実現などの動機から増えることも予想される。複数の仕事をすることで、趣味を満たしたり、ひとつの仕事でのストレスを解消させたりするわけで、余暇と仕事の境目があいまいになる。現在の兼業農家は一種のマルチ・ジョブだが、この形態をより積極的に選択し、農業とのマルチ・ジョブを行うケースもあろう。

マルチ・ジョブは所得の複線化を実現するものであり、不安定な雇用関係に身を置く人々にとっては生活設計上、効果的な方法でもある。雇用形態の多様化につれて、所得パターンのひとつとしてマルチ・ジョブが一般化する可能性も十分にある。

もちろん、このようなマルチ・ジョブが可能になるには、情報技術の進展、とくに情報ネットワークの高度化が必要である。一定時刻に通勤する集合型労働システムでは、マルチ・ジョブは実際的にも困難である。残された問題は企業サイドの対応、たとえば情報の機密保持のために兼業を禁止するというような対応が今後続くかどうかだが、おそらく将来の労働力不足や高度情報化の進展がこの状況を変え、やみくもに兼業禁止という状態はなくなってくるのではないだろうか。

## (2) 自営業化

企業内の能力主義的評価や転職の可能性が高まるなかで、サラリーマンは商品としての自らの価値を自覚すると同時に、できるだけ高く売るための交渉にも強い関心を払わざるを得なくなる。場合によっては、優秀なサラリーマンが契約交渉のための代理人サービスを委託することも考えられよう。このような状況が登場し、それから上記のマルチ・ジョブ化が進むことによって、サラリーマンは仕事のうえでも意識のうえでも自営業に近づいていくことになるろう。

自分の労働力の価格を自覚したサラリーマンは、自らの労働力の提供を契約としてより戦略的に行うようになる。このことは経営コンサルタントなどの対事業所サービスを行う自営業と何ら変わるところがない。また、仕事の空間的制約が緩和され、在宅勤務などが珍しくなくなれば、仕事形態としても自営業化が進むことになるろう。

## 5. 将来に向けた現在の政策的課題

今後予想される働き方の変化を述べてきたが、いささか楽観的に述べた部分もある。上記に述べたようなさまざまな変化は、過渡期においてさまざまな摩擦や痛みを伴う。この点を緩和し、少しでも望ましい方向に着地するには、現時点での適切な政策対応が必要である。最後に、現時点での政府の役割について述べることにする。

### (1) 流動化に対応した制度の構築

今後最も重要なことは、柔軟な労働選択が可能な社会を構築することである。転職や雇用形態の選択に対して中立的な制度がつくられなくてはならない。そのために必要なことは、第一に、転職に対して不利に働いている制度を改正することである。企業年金のポータブル化などを進めるとともに、税制上の改革が必要となる。たとえば、社宅や住宅融資など福利厚生制度の給付に対して適切な課税を行なうこと、年金課税をより公平なものにすることなどである。第二に、これも税制上の課題として、個々人の雇用形態の選択や共働きか片働きかの選択に対して中立的な税制にする必要がある。現行税制では低収入で働く主婦が過度に有利に扱われているため、配偶者控

---

除、配偶者特別控除の廃止が必要であろう。また第三に、人材派遣業に対する規制など、労働分野における規制緩和を積極的に進める必要がある。

### (2) 失業に対するリスクヘッジ手段の整備

企業の雇用システムの変化や規制緩和によって、わが国の潜在的な失業が顕在化する可能性が高い。非自発的な失業に対して、いかに個々人のリスクを軽減し、社会全体の安定性を確保しつつ、柔軟な労働市場にソフト・ランディングするかが中期的にはきわめて重要な課題である。政策的には、失業保険制度の見直しや財政基盤の強化、ならびに職業訓練の充実や情報提供システムの整備が必要である。

### (3) 育児・介護と仕事を両立できる社会に

今後女性の就業はさらに増加すると予想されるが、どのような状況で増加していくかは家族のあり方、ひいては将来の社会を左右するものでもある。すなわち、不本意に子供の数を減らすことでしか就業を選択できない状況か、それとも両立し得る状況かによって出生率の動向が異なってくる。就業や出産はあくまで個々人の選択に委ねられるべき問題だが、個々人の選択が生かされるような条件整備を行なうことは社会の責務である。託児所の拡充などは、たとえ労働力不足という状況がなくとも不可欠の施策である（介護に対するサポートも同様である）。また、女性の労働力は福祉のマンパワーとしても期待されている。福祉のマンパワーはもちろん女性に限定されるものではないが、地域のなかの就業機会として、労働力の需要と供給がマッチする分野である。今後の超高齢化社会の最大の課題はおそらくマンパワーの確保であり、その意味からも女性が働きやすい条件整備を行なうことが必要である。

### (4) 高度情報化社会へのインフラ整備

情報技術の進展が働き方を変える強いインパクトになることを前述したが、そのためには情報通信ネットワークの大規模な基盤整備に早期に着手する必要がある。情報通信ネットワークは、次の時代の雇用吸収に重要な役割を果たすであろう新産業の創出のためにも不可欠である。

### (5) 高物価、高地価の解消

年功賃金カーブが崩れることは、家計には大きな影響をもたらすと思われる。とくに、中年期の勤労者家計への影響が大きいと予想される。この時期は、最も生活費がかかると同時に、老後に向けて貯蓄する時期でもある。この時期と老後の両ライフステージの生活経費を減少させるために、規制緩和による内外価格差の解消が実現されねばならない。また、年功賃金の崩れと合わせて、長期安定的な雇用が必ずしも確保されないという状況は、住宅ローンの借入を困難にする。本格的な土地対策と、良質な賃貸住宅の供給がこれまで以上に必要となろう。

### (6) 資産格差の是正

今後懸念されることのひとつは、資産価格の上昇によって経済的格差が拡大することである。戦後のわが国は、世界に冠たる経済的格差の少ない社会をつくりあげてきたが、それが土地によって崩れ始めている。とくに親からの土地の相続は、場合によってはサラリーマンの生涯所得に匹敵する規模の格差を生んでおり、この状況が続けば勤労意欲に重大な悪影響を及ぼそう。能力の有無によって従業員間の格差が広がるであろうことを前述したが、そのことに加えて、資産保有の程度によっても決定的な格差が生まれることになる。家計のストック化が進むことは経済的な豊かさをもたらし、職業選択の自由裁量度を高めるなど本来望ましいことである。しかし、一方で資産格差の拡大という弊害がある。これを是正するために、土地課税の強化や相続税における土地評価の見直しを行ない、資産における公平のルールを確立することが不可欠である。

---

---

## 第5章 家族生活

### 1. はじめに — 変化する家族への視線

家族が変化している。晩婚化、少子化、単身者世帯の増加などのセンサスデータに示される実態の変化だけでなく、人々の結婚観、離婚観、子ども観、老親扶養意識、夫婦別姓についての意識など、家族に関する意識についてもさまざまな変化が見られる。

こうした変化は、家族をとりまく社会の状況と無関係に起こっているのではない。社会が変われば、家族も変わらざるを得ない。逆に、家族のありかたが変わって、社会が変化していくという側面もある。いずれにしろ、家族を社会との関わりのなかで考えることが重要である。

社会が変化しており、その変化は押し止めようのない趨勢と認めるとしたら、それに対応する家族の変化をも、やはり率直に認める必要があるだろう。われわれは、変化する社会のなかで、家族についてだけは固定した望ましいかたち・モデル（座標軸）が存続しうるかのように思いがちである。家族についての固定したモデルへの執着は、家族をとりまく社会が変化しているという状況では、変化する現実と固定したモデルとの間の齟齬を拡大させるだけであり、適切な対応を見出すことを難しくする。

家族についての固定したモデルからの乖離を、家族の危機として捉えるのではなく、家族についての固定したモデル自体を相対化して、変化する社会、変化する家族にどのように柔軟に対応するかという姿勢が重要であろう。21世紀への長期的展望のなかで、問うべきは家族についての座標軸であり、社会についての座標軸である。家族生活を考えるとき、座標軸を固定した議論の限界には、とくに留意すべきであると思われる。

家族の構造が変わり、家族の果たす機能も変わってきた。そして今後も変わってゆ

く。子育てや老親介護など、従来、主として家族が担ってきた機能にも変化が現れている。これは、家族が変わったことのみによるのではなく、家族をとりまく、あるいは家族を支える社会が変わったことにもよるのだ。たとえば、地域コミュニティの変化、就業構造の変化、親族ネットワークの拡散など、社会状況の変化のなかで、家族の構造が変化し、家族の担いうる機能が変化しているのだ。

子育てや老親介護など、かつて家族が担っていた、あるいは担うことを期待された機能にしても、地域コミュニティや、職住一致や職住近接型の就業構造、あるいは緊密な親族ネットワークといった家族をとりまく社会の状況のなかで、つまり、そうした機能を家族が果たすことを補完する（可能にする）分厚い社会構造があってはじめて充足されえたということを経験しなければならない。

社会状況の側に変化があれば、家族が担いうる機能に変化が生ずる、という事態は不可避であろう。家族が担いうる機能は変化するのである。社会の補完構造が変化（＝減退）しているにもかかわらず、家族に相変わらず固定的な機能遂行を期待することは、家族への過剰な期待とならざるをえない。子育てや老親介護に関する機能不全の責を家族のみに求めても、適切な解決策は見出しえないだろう。子育てや老親介護に関して、何か問題が生ずると家族にその原因を求めることが多い。原因は、家族を含めた社会全体のなかに探らなければならない。そして、家族にかかる負担を軽くすべく、社会全体として、新たな補完構造を模索することが必要なことと思われる。

かつての全面的にローラーで均らしたような地域コミュニティや、緊密で固定した親族ネットワークなどを復活すべきだということではない。それは不可能であろう。職住一致型・職住近接型の就業構造はあるいは可能でもあろうし、めざすべきものでもあろう。しかし、地域はローラー型の全面的共同性ではなく、個々の住民（家族）のニーズに応じた限定的で選択的な濃淡のある関係性を構想すべきであろうし、親族ネットワークも拡散型で選択的な結びつきの可能性を追求すべきであろう。ゲマインシャフト的な関係が支配的な補完構造から、ゲマインシャフト的な関係とゲゼルシャフト的な関係が適切にミックスされた補完構造を用意することである。そのことを可能にするのが、緊要な政策的課題ということになるろう。

家族の肩にかかる荷を軽くすること、変化する家族にやさしい社会を模索すること

---

である。社会にやさしい（やさしすぎる）家族ではあっても、家族にやさしい社会とはいえない。家族に酷しい社会であることが、家族にかかわって起こるさまざまな問題の重要な原因であるということができただろう。家族のありようを問うということは、社会のありようを問うということである。

同時に、家族のありようを問うということは、当然ながら、夫婦関係のありかたや親子関係のありかたを問うということであり、そして、個人の生き方・生活のありようを問うということである。まず、社会・家族・個人の相互の関連のなかで、家族の変化を追っておこう。

## 2. 社会状況のなかの家族の変化

家族をとりまくおもな社会状況として、高度産業社会・高度情報社会・高齢社会・都市化＝流動社会・高学歴社会などを取り上げてみよう。

### (1) 高度産業社会

高度産業社会が持つ特徴のうち、家族と関連するものは、第1に職住分離および性別分業による父親（＝男性）不在がある。雇用労働が大勢となる状況下では、父親が家族役割を遂行することを困難にさせる。子どもにとっては、父親経験を希薄にさせる。通勤距離がますます長くなり、単身赴任なども多くなると、シンボルとしての父親はいても、行動をとる父親は少なくなる。男性からは、自分は何者であるか、というアイデンティティ基盤としての家族役割の遂行機会を奪い、女性に対しては、家族役割（母親であること）のみが、自己のアイデンティティ基盤のすべてという性別分業家族をもたらしたのである。

他方、第2に、最近の女性の就労率（被雇用者割合）の上昇があり、働く母親が増えている。女性にとって、「母親をすること」、家族役割を遂行することが彼女の生活のすべてではなくなる、という状況が進行している。自分は何者であるか、というアイデンティティ基盤としての家族役割の重要性の相対的低下が進行しているといえよう。家族内の性別分業関係をそのままにして、女性の就労が増え、そして女性にとっ

ての家族役割の相対的重要性が低下するとき、女性にとっての家族役割の負担感は一層強くなる。家族役割の相対的重要性が低下したにもかかわらず、相変わらず家族役割を単独で担うことを期待されるわけだから。

専業主婦にとっても、家族役割の負担感は同様に強まっても、不思議ではない。なぜなら、女性に対する就業機会の一定の拡大は、専業主婦をすることに対する機会費用という観念をもたらす。専業主婦をするということは何か他の機会を失っているという観念を、とくに高学歴化した女性は抱く。そして家族役割の負担感は増す。

もちろん、第3に、家庭電化製品の普及、外食産業・レトルト食品の普及（〔外食の内食化と内食の外食化〕——「おふくろの味」を売るレストランと、「レストランの味」を売るレトルト食品！）など、家事役割の一定の軽減（戦後、主婦の起床時間は着実に遅くなっている）はある。高度産業化は家族役割の外部化を含めて、その遂行方法の多様化を押し進めた。しかし、機械化や外部化のできない部分や困難な部分での負担感が増しているのである。とくに、育児負担感や老親介護の負担感は大い。

父親は家族の外に生活の基盤があり、母親も家族の外に生活する時間や空間を持つようになった（専業主婦の場合は、眼が向くようになった）。子どもも学校・塾などの教育空間のなかで、その生活時間の大半を過ごすようになった。家族の成員が常に生活をともにする、という家族のありかたは少なくなった。家族は、その外で異なった経験をし生活をしている人々の出会う場となった。

昼間は留守という家庭が多くなる。家族の空洞化である。家族成員の相互理解は、意図的で積極的なコミュニケーションをとおさないと困難となる。夫婦が就労役割と家族役割を同時に遂行することが可能な手立てを工夫しないかぎり（「多忙な子ども」を産み出す受験体制が存続するかぎり）、家族成員間の接触は希薄となり、その希薄な接触は、異なる経験、異なる文化を持った人々が出会う異文化間接触となる。家族は異文化間接触の場となりつつあるのだ。家族から、父親だけでなく、人がいなくなるのだ。

## (2) 高度情報社会

高度情報社会は、親と子どもとの関係にどのような影響を持つだろうか。高度情報

---

社会というのは、さまざまなメディアを通して人々に情報が届く社会であり、その情報の内容は多岐にわたり、また革新に富む。親にとっては、家族役割の遂行をサポートする情報源の拡大となる。育児雑誌などは、その典型であろう（「おばあちゃんの知恵から、育児書へ」）。ただし、高度情報社会のメディアの中心は、対面的なパーソナルメディアではなく、間接的なマスメディアである。育児書（マスメディア）は、おばあちゃんの知恵（パーソナルメディア）に代替しうるものではない。やはり、相互に補完するという関係にあるものであろう。パーソナルメディアの縮小とマスメディアの拡大という状況の家族への影響は、功罪両面である。

子どもにとっては、親の持つ情報の価値は、情報の多様性のなかで相対化され、また情報の革新のなかで日々古くなっていく。つまり、親の持つ情報の子どもにとっての魅力は低下している。親と並行してマスメディアから、子どもに魅力的な情報が直接に注がれることにより、親の子どもに対するコントロール力は低下する。かつて、親が持つ魅力的な情報——たとえば、子どもが継ぐべき家業についての知識や技能などの行動パターンや生活のための伝統的な知識——が、親の権威の重要な源泉であった。情報価値の変動は、子どもと親との接触機会が少ないということとも相まって、親の権威を低下させずにはおかない。権威を基盤とする親子関係の固持は一層困難となる。

### (3) 高齢社会

高齢社会はまず、女性にとって母親であることのみで、自分の一生を終えることを不可能にした。子育てが終わり、末っ子が成人する頃、自分の人生の寿命を迎えるのとは違って、子どもが巣立った後も、数十年もの人生が続くことになる。寿命の伸びは、親子関係の長期的な持続をもたらすが、実際に親役割を担う期間は、彼女の人生のなかで相対的に縮小する。親役割以外の役割——たとえば、就労役割など——を担う人生の期間が拡大する。やはり、ここでもアイデンティティ基盤としての親役割の重要性が相対的に低下してきたといえるだろう。

子ども中心の家族生活は、子どもが巣立った後の長期間にわたって、夫婦のみの、したがって夫婦中心の家族生活にならざるをえない。統計的にも、離婚がそれほど増

えず、寿命が伸びているので、夫婦関係継続期間は長期化していることが報告されている。家族生活は、その生活周期全体からみて、子ども中心から夫婦中心へと重心を移していくことになる。

人生は長いことから、あわてて結婚することもない、急いで子どもを産むこともない、という意識が増し、そして家族以外の生活を楽しんだり、そこに生活の意味を見出したりする。あるいは、見出さざるをえないということも増えるだろう。家族役割の相対化が進む。

高齢社会のもっとも大きな課題は、要介護高齢者の問題であろう。成人子にとっては、老親介護ということになるが、家族生活が、子ども中心から夫婦中心へと変化し、家族役割の相対化が進むなかでは、老親介護役割へのコミットメントは低下せざるをえない。老親介護ではなく、高齢者介護として、社会的な課題として担うことがますます必要になるろう。

#### (4) 都市化・流動化

都市化・流動化は、まず親族ネットワークの拡散および崩壊をもたらす。一定の地域のなかで、日々の交流と相互扶助が可能な距離にかたまって生活をするという状況は少なくなっている。子育てや老親介護に対する日常的な親族の協力は困難になっている。

また、社会の流動化は、地域コミュニティの安定的な関係を壊す。こうしたなかで、家族は、核家族という小さな単位で孤立していく。親族や地域の干渉や拘束が無くなったのと同時に、そうしたものが提供していた相互支援・相互扶助関係をも失ってきている。旧来の家族的役割を遂行することに対する地域や親族の圧力は弱まる。子ども（跡取り）を産むこと、子育てに専念すること、老親介護に専念すること、などの家族役割へと女性を追い込む日常的な規範的・監視的圧力は確かに弱まっているといえよう。

しかし、現実には子育てや老親介護の必要に直面したとき、そうした機能は、家族においては、核家族のなかの成人女性（母親・妻）にのみ負わされることになる。親族や地域という社会的基盤が無くなり、それに変わる基盤も用意されぬまま、核家族の

---

みに、そして核家族の母親・妻のみに、従来の家族が果たしていた機能の充足が課されるとすれば、そのことの困難さは自明であろう。

母親にとっては、これまで多くの人との共同で果たしていた機能が自分にだけ課されるのだから、過重な役割負担ということになる。その母親の持つ女性像は、これまで見てきたように母親のみの生活をすべてとする従来の女性像とは異なるわけだから、負担の度合いはより一層深刻なものとならざるをえない。

このことを子どもの立場から見ると次のことがいえよう。子育ての担い手、すなわち〔親〕役割の母親への集中および独占は、子どもに対する母親の影響を相対化する機能の喪失を意味する。母親が示す価値や評価を相対化してくれる他者、子どもにとっての〔社会的オジ〕がないのだ。子どもは母親の視線にさらされ、母親のサンクション（ほめたり、しかったり）は、子どもの心の奥底までビンビンとひびく。その効果を和らげてくれる人が、子どもの近くにいないのだ。

母親の期待に答えられているときはよいが、いったん答えられなくなると、関係はいっきに悪化する。ショックアブソーバー（衝撃を吸収する装置）となる仕組み、あるいはシステムズリダンダンシイと呼ばれるシステムの遊びや余裕が、核家族には備わりにくいのだ。高度情報化社会のなかで、マスメディアを介して親の価値や評価は相対化されうるが、子どもとの対面的なパーソナルな関係のなかで、相対化機能を果たす構造が希薄になっているのだ。こうした相対化機能を維持するには、母親とともに子育てを担当する人が要請され、父親がもっとも身近で適切な候補者になる。

家族のなかで、そして家族の周辺で、子育てにあるいは老親介護に直接に係わる人の〔手〕が少ないことが問題である。そうした機能の担い手を多様に用意することが、今後の課題となろう。

家族とその外部との境界の壁が厚くなっている。「閉ざされた扉のかげで（behind the closed doors）」、あるいはコインロッカーと同じように、いったんドアの鍵が締められると、家族のなかで何が起きているのか、家族の外部からはなかなか見えづらくなっている。外部からの関与が不可能な状況がある。かつて、親族や地域の干渉や拘束が家族のなかに素通りしていたのとは、ちょうど対称的な事態である。都市化・流動化のなかで、家族構成は単純化し、そして家族の境界の壁が厚くなっているので

ある。核家族化の進行である。

社会の流動化はまた、かつての「イエ」制度下での「母親による子どもへの献身と、子どもによる老親の介護との等価交換」という命題の現実性を不確かなものとした。社会の流動化は、子どもを彼の定位家族（産み込まれた家族）にいつまでもとどまらせてはおかない。子どもは、彼自身の家族を結婚によって創設して（生殖家族）、定位家族から他出独立していく。母親の子育てへのコミットメントと、子どもの老親介護へのコミットメントはともに弱まっていく。「イエ」制度のもとでは、女性はこの等価交換命題に頼る以外に人生をまっとうする手立てがなかったのであり、コミットせざるを得なかったのだ。しかし、現在はその様相を大きく異にしている。母親役割の不可避性は一層弱まっているといえよう。

#### (5) 学歴社会

学歴社会との対応関係にある受験体制のなかで、子どもたちは多忙な毎日をおくことを要求される。学歴獲得という画一的な価値観のもとに親子関係が取り結ばれ、学歴獲得競争における失敗は、〔社会的オジ〕の不在のなかで、深刻さを増す。（もちろん、学歴獲得競争における成功も、みかけの成功に過ぎず、パーソナリティ形成上、あるいは親子関係を含む人間関係能力など多様な発達課題の形成にとって、失敗とよぶべき事態が少なくないことをも確認しておかなければならない。）

学歴社会観の浸透は、子どもの教育にかかる費用の増大をもたらす。子どもを持つことの経済的なコストの高額化は、子どもは二人までという少子化の重要な一因ともなっている。親子関係は学歴社会にのみこまれている、と表現してもよい状況がある。

他方、母親になる女性自身が高学歴化しているということがある。高学歴であることが一般に女性にとっての生活の選択肢を増すとすれば、就労や社会的活動が活発化するなかで、アイデンティティ基盤としての〔親〕役割——あるいは大きく家族役割——の比重は、ここでも低下することになる。機会が閉ざされていれば、家族的活動をすることで、就業活動などの他の機会を失ったという観念、すなわち機会費用という考えは生まれにくい。家族にとどまること、母親役割に専念することが、女性にとって、他になしうる機会を失うというコストとして、観念されるようになってきている。

---

したがって、産む子どもの数も少ないということになる。

高学歴化した専業の母親も多くなっている。彼女たちにとっては、子育ては、高学歴の有能な女性が専念するに足る仕事として位置づけられねばならない。かたてまにのんびりと誰でもかかわれる営みでは困るのだ。機会費用を考慮にいても、彼女のエネルギーを注ぐに足る一大事業でなければならない。そうしたエネルギーを注ぐ受け皿として受験体制がある。皮肉な言い方をすれば、受験体制は、自己実現を奪われた母親にとって必要なものかもしれないのである。こうして、学歴社会という同じ状況のなかで、兼業の母親と専業の母親との乖離が進み、溝が深まるという事態も指摘できよう。母親も子どもも学歴社会にのみこまれているのだ。

以上、簡単に産業社会の論理や学歴社会の論理にのみこまれている家族、高度情報社会や高齢社会、あるいは都市化のなかで、変化を余儀なくされている家族を見てきた。こうしたさまざまな社会状況のなかで、晩婚化や少子化があり、未婚率の上昇が生じ、親子関係の相対化・希薄化が進む。このように社会の変化のなかに家族を置いてみたとき、われわれは、今後の家族をどのように展望したらよいただろうか。

### 3. 家族政策の基本的指針

家族の固定的理念に固執するのではなく、上に見た変化する状況に対応した家族政策が必要である。それは、家族を軽視したり否定したりすることではなく、逆に家族に優しい政策 (family friendly policy) (OECD『構造変化の形成——女性の役割——』1994) を積極的に構築していくことを意味する。

家族をとりまく状況が変化し、家族と女性が増えるなかで、出産・養育機能と要介護者の介護機能は、相変わらず家族、そして女性が集中して負わざるをえないという事態がある。今後は、「社会の子ども」および「社会的な世代間連帯」というコンセプトを基礎にした機能充足の方法を押し進めるべきであろう。

出産・養育機能は、家族を中心に、社会のサポートのなかで果たし、介護機能は、社会が中心になり、それに家族が関わっていくなかで果たす、という方法を模索したい。

たとえば、養育機能に関しては、母親だけでなく父親の参加を可能にすること。父親も母親も働きながら養育役割が果たせるような社会の養育機能を充実させること。それは、職住近接型就業機会を拡大することであり、労働時間の短縮でありフレックシ化である。育児休業など養育と両立しうる職場環境の整備である。また、保育施設・機関・保育相談・保育専門家などの社会的養育網の拡充（マルチプル・ペアレンティング）である。働く母親と養育する父親を受け入れる社会的インフラを構築することである。

働く母親と養育する父親というのは、経済的にも生活者としても自立した夫婦によって作られる家族を意味する。そうした自立した個人によって作られる家族を可能にする社会（政策）が求められている。養育役割を妻が担い、経済役割を夫が担う、というように単一の役割を個人が担うのではなく、養育役割も経済役割も担う、すなわち多様な役割を個々人がそれぞれに担う、という人間像あるいは家族像について考慮すべきだろう。スペシャリストからジェネラリストへ、そして相互依存型家族から自立型家族へ、という方向への水路づけが求められる。

養育機能が相互依存型夫婦関係ではなく、自立型夫婦関係のなかで果たされるとすれば親子関係も、そうした方向への変化が求められる。すでに「子どもへの献身と老後の扶養の等価交換」命題の弱体化は指摘した。親（A）と子ども（B）との限定的な交換（ $A \leftrightarrow B$ ）ではなく、社会的な、あるいは世代を越えた広がりの中での一般的な交換（ $A \rightarrow B \rightarrow C \dots$ ）に重心は少しづつ移っていく。

相互依存関係の弱体化のなかで、子どもへの自立圧力は増す。とくに日本に独特な長期的な親への依存は弱まらざるをえない。たとえば、義務教育以降の教育費の自己負担のために奨学金制度などの拡充が必要である。自立のための社会的サポートである。教育の受益者は親ではなく、子ども自身であることを確認しなければならない。費用は受益者が負担するのである。

---

#### 4. 開放的で自立的なシステムとしての家族

最後に、家族の開放と家族の自立という課題を提起しておきたい。家族の開放とは、核家族化し、親族ネットワークや地域コミュニティが拡散し希薄化するなかで、家族を結節点とするネットワークを、家族の多様なかたちに応じて形成していくということである。家族・地域・職場、そして市場をとおしたサービスの利用、公的な施設や機関の活用、友人やボランティアなど、家族外部のさまざまな資源との提携を柔軟に構成していく。これらとの提携のなかで子育てや老親介護などの重要な機能を共同して果たしていく方策を見出すことである。

社会は、個々の家族がこうした提携が可能となるような社会的価値観の涵養・社会的インフラの整備を押し進めることである。とくに提携のコーディネーターとしてのケースワーカー（民生委員・子育てセンターとしての保育園・母子相談センターとしての地域に開かれた母子寮などの活性化を含む）が社会的資源への導き手（アクセス）として重要である。もちろん、家族（親）自体が豊かなコーディネーター能力を形成することが期待されるのは、言うまでもない。

家族の自立とは、家族が産業社会の論理や学歴社会の論理にのみこまれることなく、すなわち、企業や学校などの他のシステムの論理に従属するのではなく、そうした他のシステムと対等な関係を取り結ぶことが必要であるということである。家族自体のニーズを重視することである。

そして、家族成員の個々が自立することである。もちろん、このことは、援助の必要あるいは困難な弱者である子ども、高齢者、障害者などを家族から切り捨てることを意味しない。逆に、そうした弱者をサポートするネットワークの結び目として、家族が十分に機能しうる社会を用意することを意味するのである。援助は弱者の自立した個としての人格を前提としたものでなければならない。

子どもの個としての人格を無視し、親の付属物であるかのような存在に追いやるのは、社会的サポートの無い孤立した家族においてである。社会が弱者を抱える家族を切り捨てたが故の自立無き相互依存であり、そして児童虐待であり、育児不安、介護不安である、という問題の読み取り方をする必要があろう。親による障害児／者の子

殺し、高齢の子どもによる超高齢の老親殺しは、その尖鋭化した現象である。顕在化せずとも、潜在的に、家族を実質的な子殺しや親殺しへと追い込む社会状況をこそ問題にしなければならないだろう。

家族が自立し、その上で家族外の多様なシステムとの開放的な関係を模索することは、繰り返し述べてきたように、家族だけを考慮の対象としては不可能である。企業社会のありかた、地域社会のありかた、学歴社会のありかた、男女関係のありかた、そして社会的価値・規範のありかたなど、社会全体の枠組みのなかでしか、今後の家族の展望は開きえないことを再び強調したい。

---

## 第6章 生活空間

### 1. 問題の所在

私たちのもっとも身近な生活空間といえば、私たちの住まい、勤め先などを取り巻く「まちなみ」であろう。そのまちなみを考えるうえでよく例に出されるのは、わが国のまちなみと欧米先進国のそれとの大きな違いである。

海外旅行は年々盛んになるばかりであるが、中でわが国から主に西欧へ出掛けた旅行者がそこで受けるもっとも大きなカルチュアショックは、先方のそのまちなみの美しさであろう。住宅を含め個々の建築物の水準が高いことはもちろんであるが、それら建築物が構成しているまちなみは、地域地域の歴史や伝統、風土、文化、生活などを反映していて、同じようなまちなみは二つとないばかりか、それが長い歴史を通じてつくられたものであることを感じさせるのである。そして、そこでは少なくとも住まい、社会資本などの人間の生存の基盤が充実しており、ほとんどの国がわが国よりGDPなどが低い国家にもかかわらず、わが国とは比較にならない生活の豊かさを感じる事が出来る。名所旧跡もさることながら、旅行者がもっとも感動するのはそうした先方のまちなみである。それらは英国、フランス、ドイツ、スウェーデンといった国々であるが、海外旅行者は成田空港や大阪空港に着いて帰途につくなり、目に入るわが国のまちなみの様子に改めて彼我の差を痛感せざるをえないということになる。

しかし、産業革命以降の近代の都市の歴史はともかく、少なくとも第二次大戦後半世紀近くの、各国が都市に取り組んできた歴史を振り返ってみると、この彼我の差は生まれるべくして生まれたものであることがわかるはずである。上に掲げた国々はいずれも、かつて都市政策、あるいは住宅政策を国家的計画主題として展開してきた経験があるか、現に展開中だからである。残念ながらわが国では、戦前、戦後を通じて都市・住宅政策を国家的計画主題として展開してきたことはなかったのであるから、

この差が生まれたのも必然的であったと見るべきなのである。これは一にもっぱら軍事あるいは産業優先できたわが国の政治そのものがもたらした結果にほかならないと、いっていいだろう。

もちろん、そこにはそうした政治を選択してきた私たち自身の「意識」の問題があることも否定出来ない。その意味で松下圭一氏が「都市のすがたは、それぞれの国の文化と政治の集約である」としているのは、まさに核心を衝いていると言えよう。ここで松下氏が指摘している「文化」というのは、つまりそうした政治を選択してきた市民の政治意識とともに文化意識、文化水準を指していると言えるからである。それが同氏によれば「スプロールによるみすぼらしい街並みというのが日本の都市のすがた」をもたらした一つの理由ということになり、また加藤周一氏が言う「美しい建物をつくる日本人が、みにくい町をつくるのは、不思議であって、不思議ではない」理由も存在するのである。

つまり、わが国のまちなみがなかなか欧米なみの高い水準のものにならないのは、一にここへ目を向けようとしぬ政治が大きく立ちはだかっているからであり、そうした政治を選択してきた私たちの意識そのものにも原因があると言える。問題はそうした状況がなお続きそうなことであり、その結果としてわが国の主に都市における生活空間がますます劣悪化していきかねない様相が日に日に濃くなりつつあることである。

## 2. 混乱一途の生活空間 —— 暗い展望

国土庁の『国土レポート』などにより日本列島をマクロに見ると、東京圏への転入超過数は87年をピークに減少してきており、東京圏への人口の負荷が弱まったかのように見えるが、90年前後から別の局面が見えはじめてきている。それはまず人口減少市町村の数がさらに増大してきていることであり、ブロック中枢都市への人口集中がはじまったことである。また地方農山村部、都市部を問わず高齢者人口が急増していることも劇的変化の一つとして挙げられよう。その結果、過疎地域ではますます過疎化が進行し、ブロック中枢都市ではミニ東京的な都市問題が噴出するに至っている。

---

つまり、地方農山村の生活空間はさらに荒廃の途をたどっており、ブロック中核都市においてはいまや東京的都市問題の解決を迫られる状況に立ち至っているということである。

しかし東京圏への人口負荷が弱まったとは言え、東京圏における都市問題が緩和されているわけではない。東京都区部で減っている人口が拡散していつている結果として、東京圏はいまや南東北や山梨県にまで広がっており、それにつれて都市問題も拡大、拡散の方向に進んでいるのである。つまり東京圏の圏域の構造が変化しつつある結果として、まず通勤圏が拡大していつていることが挙げられるが、その人口の受け皿となっている地域においてはゴミ処理、水、医療、生活道路といった現に東京都が直面している都市問題に直撃されるに至っているのである。

しかも、それら東京近郊へ拡散していつている人々の就業場所は相変わらず東京都内であるから、東京そのものの都市問題も相変わらず解決の目途が立たないでいる。この東京の就業者数をロンドン、パリ、ニューヨークと比較してみると、それら三都市の約2～3倍となっている。それらの就業者を含めた昼間の人口密度も東京都は世界の主要都市に比べて群を抜いて高い。従ってなかなか既存の都市問題も解決することが出来ないでいるわけである。

ちなみに世界の主要都市と東京の生活空間面でのいくつかの指標を比べてみると、現在、まず1戸当たりの住宅面積は東京はパリ、ロンドンより狭く、とくに借家の面積は半分程度しかない。住宅価格も87年の時点の比較でパリ、ロンドンの約1.5倍、ニューヨークの3倍も高い。ラッシュ時の通勤電車の混雑率はパリ、ロンドン、ニューヨークの各都市がいずれも100～110%程度であるとされているのに対し、東京では200%を超える区間も珍しくない。一人当たり公園面積も東京は他の3都市の4分の1から5分の1でしかなく、市民の憩いの場が十分に確保されているとは言えない。つまり東京は他の3都市に比べて確かに人口や経済力では、より高密度で、旺盛ではあるが、市民の生活空間の面ではかなり見劣りのする都市であることが、それら指標によってもわかるというものである。これがわが国のまちなみなのである。

このような東京が抱える都市問題が解決する目途は立っていない。そればかりか、前述しているようにそれらの問題がいまやブロック中核都市にまで広がろうとしてい

るわけであるから、勤労者市民にとって見過ごせるものではない。むしろ東京圏では、いまのままでは、それら都市問題がさらに悪化しそうな気配のほうが濃厚である。

今後の展望をまず日本列島についてマクロに見ると、全国総合開発計画を何度改定しようが、それが有効な第一次産業対策と公共投資の配分、さらに大都市の成長管理対策と連動しないものである限り、現に進行中の地方農山村の過疎化を食い止めることは出来まい。すでに人口ゼロの集落などもあらわれているが、その加速によりそこでの生活空間が消滅するのはもちろん、森林などの国土資源自体が荒廃し、危機に瀕することになるのは間違いない。人々が食べていくにはいやでも東京圏など三大都市圏やブロック中枢都市へ出ざるをえない状況がさらに顕著になるだろう。これに対して大都市では東京都における臨海副都心計画に見られるように、相変わらず人口、産業のキャパシティを大きくする政策がとられようとしているから、大都市問題も解決しない。

そうした状況が加速されようとしている要因の一つに政府・経済界が一体になって進めつつある規制緩和が挙げられよう。それは例えば消費・流通などに関しては必要な面があるのは確かであるが、都市法の分野においては無秩序に進めてはマイナスになることを指摘しておかなければなるまい。

というのも政府が平岩委員会の報告書などにそって都市法の分野で進めようとしているのは、「容積率を緩和」することによって開発空間を拡大し、企業活力を復活させようというものであるが、これは企業の投機的行動を引き起こし、都市に空前のバブルをもたらした中曽根内閣による規制緩和策と軌を同じくするものだからである。その規制緩和策は一時的バブルをもたらしたはしたが、国土と市民生活をボロボロにしたのは記憶に新しい。繰り返すまでもなく、それはマクロには東京の一極集中と地方農山村における過疎の拡大、都市内部では生活空間に代わる業務空間の拡大や細分化された空き地の出現、地価・住宅価格の高騰をもたらし、その結果前述している通勤圏の拡大などがますます深刻化した。こうした歴史から教訓を学ぶことなく、一時的な企業の活性化のために、またも大都市を経済の舞台にしようとしているが政府の規制緩和策である。それによりおそらく大都市では土地取り引きが活発化し、経済は活性化しようが、その代償として生活空間はさらに蝕まれることになる。これでは生活空

---

間の現状がますます悪化することはあっても、よくなることはありえない。

こうして生活空間の悪化が避けられない構造の基本に、土地問題が存在するのは言うまでもない。わが国では中曽根内閣当時の80年代後半に戦後3回目の地価高騰を経験し、土地臨調などにより、土地対策が検討はされたが、しかし、それは税制、金融などの当面の緊急避難的対策にとどまり、土地所有権の制限を含む土地利用策など本格的対策を実施するまでには至らなかった。その意味で土地問題はなお未解決であるのに、政府は景気回復こそ最大の優先課題であるとして、経済界の要求に応えるかたちでまたも土地取り引きの活発化をはかる施策を進めようとしているのである。

これを食い止めるには市民が政府の施策に「ノー」の意思表示をする必要があるが、一部の住民運動を除いては、労働運動をふくめ、政府のそうした動きには中曽根内閣のときと同様無関心である。勤労者の関心は単に年収の5倍程度で住宅が取得出来ればいいということに限られていて、自分の私的空間が確保さえ出来れば、公的生活空間がどうなろうとあまり関心がない。しかし、このままでは、肝心の年収5倍で住宅を取得出来る状況も、一時は近付いたものの、今後ますます遠のくに違いない。市民もまた歴史の教訓を学んではいないのである。

とすると、そうして迎えることになる2020年に、私たちの生活空間はおそらく悲惨なものになっているに違いない。欧米のそれとの差を縮めるどころか、さらに格差は広がっているだろう。東京をはじめ大都市の都心部は欧米のそれと変わらないものになっているにしても、そこへ通う勤労者の生活空間はますますひどいものになっている。大都市で貧しい生活空間に我慢出来るのは活力のある若い世代だけで、とくに高齢者等ハンディキャップを持った人々にとってはきつすぎる。しかし、田園に帰ろうとしても、そこもすでに生活を営める空間ではなくなっている。

### 3. 生活空間改善の条件 —— まず政治改革

#### (1) 生活空間整備を国家的計画主題に

もちろん、将来の生活空間がいまより悪化せず、むしろ欧米のそれに近づく道が残されていないわけではない。しかし、それには厳しい条件が付されているのは言うま

でもない。

その第一は、大都市、地方農山村の生活空間整備を21世紀への国家的計画主題にさせることである。これは容易なことではない。つまり、国家目標を国をあげて従来の産業優先から生活優先へ転換しなければならないということであるが、そのように経済成長を押さえても、生活のほうに目を向ける、発想を転換することが出来るかどうか。しかも、それにも様々な要件が伴う。

まず地方分権である。地域に関わる政策はすべて自治体が立案、計画、展開出来るようにしなければならない。第一次産業対策をはじめ都市計画、地域開発政策はもちろん、医療を含めた福祉政策、住宅政策等々、生活空間整備に関わる政策の権限、財源はすべて地方が持つことにしなければならない。生活空間の実情は各地域によって異なるわけであるから、それに対する政策を中央で立案、展開するにはもともと無理があるのである。そうした観点から当面、国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村にゆだねる垂直的権限の委譲が急がなければならない。

そして地域自治体が地域の実情にそってそれぞれの独自の自治体法によって政策を展開出来るようにすることが、何よりも必要である。欧米のまちなみはそうしてつくられてきたのである。それはおそらく、都市計画に関して言えば、マスタープランに基づき土地利用を制限する、規制を強めるものになるに違いない。つまり、かつての開発指導要綱を条例に代えてまちづくりを進めるということになるだろう。

国の役割はそうした地方分権下において、その財源をヒモ付きでなく自治体に完全に保障することである。それを国家的計画主題としなければならないということである。そのさい、これも全面的に改められなければならないのは、その財源の配分である。つまり、公共事業費を配分するにさいして、これまでの大規模土木建設事業（道路・河川・橋梁などの「本末論」以来の重点事業で、これがまた政・官・財の鉄の三角形を形成してきた構造的要因になってきた）中心から、主として生活関連社会資本整備に振り向けられるように変えなければならない。具体的に言えば、住宅、生活道路、下水道、ゴミ処理施設、都市公園、通勤鉄道、保育施設、高齢者のデイケア・センター、特養ホーム、様々なコミュニティ施設、あるいは狭小敷地の共同化といった小規模開発等々に公共事業費は重点的に配分されなければならない。そして、その財

---

源を自治体が地域の生活空間の実情にそって自由に使えるようにしなければならない。

地方分権を実現するには様々な道筋があるにしても、最終的には外交、防衛、通貨以外のあらゆる部面について、その行財政権限を地方にゆだねられなければなるまい（関経連の宇野収氏は、場合によっては司法まで地方にゆだねるべきだと言っている＝『地方財務』4月号）。そこではじめて、欧米のまちづくりと同じ出発点に立つことになるのである。

この地方分権と連動して首都を東京から他へ移すことも考えられよう。それはわが国が地方分権の新しい時代に入ったことを内外に宣言する意味合いを持つ。新首都は当然のことながら、地方分権後のコンパクトな政府を中心とした政治都市で、東京の諸機能と切り離されたものでなければならないのは言うまでもない。単に現在の三権の機能を機械的に移すだけでは意味がないのはもちろんである。

その意味で私たちは、政府が94年末までに策定するとしている地方分権大綱と、それに基づき制定するという地方分権推進基本法の行方と、92年12月にすでに制定されている国会等移転法による国会における具体的論議を注目したい。とくに地方分権推進基本法が単なる理念法に終らず、関係法の改正を含む実定法として制定され、地方分権が単なる理念にとどまらず実質的に実現するように監視する必要がある。

それらをすべて含めて政治改革と呼ぼう。

## (2) 地方小都市の育成・整備

そして第二に必要なのは、国土論的に言えば、地方小都市の育成・整備である。つまり、地方中核都市と農山村の中間にあるものの、双方の地域にプラスに機能していない小都市を整備することによって、農山村の人々が中核都市あるいは東京などの大都市圏に出なくともすむようにすることである。さいわい日本列島の中でそれら小都市はまだ環境資源には恵まれているところが多い。その生活空間を豊かにすることが可能になれば、中核都市への人口圧力は弱まり、また小都市で文化、教育、流通などの日常の用が足りることにより農山村からわざわざ大都市圏、中核都市へ転出する勢いも止められよう。そうした小都市の整備を次の国土計画（第5次全国総合開発計画）は、最大の計画目標に掲げる必要があろう。

### (3) 市民の意識の転換

さらに第三に挙げたいのが私たち市民の意識の転換である。それを一言で言うなら、自分たちのまちは自分たちでつくるという気概を持つ、いうことであろう。これは市民の側に課せられた意識改革である。

改めて松下氏の文章を借りれば、わが国のまちづくりで「決定的にぬけおちているのは、市民の自治・共和ないし公共としての〈都市〉というヴィジョンの共有である。市民の不在が今日の都市をうみだしているのである」として、同氏は例えば「手に入れたわずかばかりの土地に、おもいおもいの形や色の住宅を気儘に建てているだけ」の市民の意識を問うているのである。市民がそうした住宅を建てざるをえない背景には、大都市での深刻な土地問題があり、いちがいにその市民意識のみを問うわけにはいかないが、しかし、この指摘は多くの市民が伝統的に自身の私的空間にのみ関心を持ち、公的空間に無関心できたわが国の市民意識の本質を衝いている。

松下氏が上記のような指摘を行ってからだいぶ経つが、1980年代の後半に入ると、各地で市民によるまちづくり運動の動きが目立つようになってきた。それは、70年代の列島改造につづき、80年代前半の規制緩和と民活による都市改造により、それまで保ちつづけてきた伝統的まちなみや自然環境を残すまちなみが経済効率優先のもとにつぎつぎに破壊されてきたことと無縁でなく、まず歴史的、自然環境を再生しようという試みから始まった。開発による文化破壊に心ある市民がその文化の再建に立ち上がったわけであり、これは松下氏の問い掛けに対する市民側の一つの回答とっていかも知れない。しかし、それらの動きの中で決定的なのは、その中に勤労者市民がまったく参加していないということであった。

いつまでも勤労者市民が地域における「定時制市民」である限り、その地域の生活空間がより水準の高いものになることはありえない。とくに地方分権により地域自治体に生活空間整備のすべての権限・財源がゆだねられる時代になるとしたら、その計画・執行に市民も関わらない限り、そこに市民の要求を反映させることも難しい。つまり、そこでは市民参加が不可欠の条件になるのである。その意味では、より充実した生活空間実現のためには勤労者もまた、いま大きく転換しなければならない時代を迎えているのである。

---

その意味で私たちがならいたいのは欧米における市民によるNPO（ノンプロフィット・オーガニゼーション）の活動である。市民のボランティアに基礎を置くこの活動は、欧米では地域における福祉、青少年活動などにとどまらず、再開発の計画・事業主体、低家賃住宅の供給・管理主体にまで及んでいる。つまり、欧米でのまちづくりはこのNPO抜きには語れない。こういう活動を一から積み上げていくのは容易ではないにしても、私たちが身近なところからボランティアに参加することで共同社会をつくっていくことが、今後の生活空間充実のためには不可欠である。

こういうふうに見てくると、私たちの生活空間を欧米なみのものにしていくうえで重要な条件は、単なる土木建設事業、つまりハード面にたよることではなく、そこへ至る道筋を整えるというソフト面であることがわかる。

#### 4. 実現すべき生活空間

以上の条件下において、かりに私たちが2020年に接しうる生活空間はどのようなものになっているだろうか。しかし、絵空事的青写真を描いてもあまり意味はないので、むしろここでは私たちが今後2020年までにはぜひ実現しておかなければならない生活空間のイメージを掲げておくことにしたい。冒頭において欧米のまちなみを挙げたが、つまり、それらの生活空間が備えているはずで、わが国の生活空間が今後の努力によって備えておかなければならない要素について簡単に触れておきたい。すなわち、わが国の生活空間が今後それらを充実すれば、2020年にはわが国は今よりよほど住みやすく、暮らしやすい国家になっているであろうという、その要素である。

##### (1) 人権が保障されている

地域のすべての人々の人権が保障されていることが必要である。人々の生活、暮らしの基盤を支えるものが人権だからである。

具体的には、まず福祉の面で高齢者やハンディキャップを持った人々が安心して暮らせるシステムが地域の存在していることであり、それらの人々が健常者とともに当たり前に暮らせるノーマライゼーションの社会が成立していることである。また医療

の面では、健康と生命の安全が保障されていることも挙げられるだろう。寝たきりになっても、その介護が地域で保障されるシステムがなければならない。さらに住まいの観点からは人々が適切な負担で適切な規模の住宅を適切な場所で確保しうるアフォーダビリティを保障しうる住宅政策が確立されていなければならない。ここには高齢者や低所得者の人々がその地域にいつまでも住み続けられるということも含まれている。もちろん、そこでは国籍や性別、年齢などのいかなを問わず、差別が存在してはならないのは言うまでもない。同時に人々の生活、暮らしが天災、人災を含めて災害に脅かされることがあってはならない。

## (2) 地域産業を主体に

次に掲げなければならないのは、地域の人々がその地域の産業で生活しうる共同体であるべきということだろう。

とりわけ農山漁村においては、第一次産業で生活しうる工夫がなされなければならない。いまやほとんどの地域では、それら第一次産業は衰退の一途をたどるばかりである。それは第一義的には国の第一次産業政策の失敗に原因があるが、しかし、地域独自の政策により第一次産業を成立させている地域もあるのである。第一次産業による生活が成り立たないためには、例えば出稼ぎに頼らずをえず、その結果、一定期間、地域が空洞化しているのが、わが国の農山村のほとんどであるが、これでは地域はまちという共同体として存続しえないし、人々の人権もまた保障されえない。もちろん勤労者にとっても地域に存在する職場で働く職住近接が望ましいのは言うまでもない。豊かさを実現するうえで地域の産業で生活が成り立つ基盤をつくることは不可欠である。

## (3) 自然と共生

自然は地域にとっての環境資源であると同時に、第一次産業を支える基盤である。にもかかわらずこれまで自然は、大都市、農山村を問わず、開発のための消費財であるがごとく、開発に伴い、つぎつぎ破壊されてきた。その結果、大都市では緑や水が失われて人々の生活環境を悪化させ、農山村では第一次産業に基盤としての機能を失

---

わせ、それがまた第一次産業を衰退させる悪循環に陥っているのを、どこかで食い止める必要がある。

#### (4) 横ならびより個性を

欧米を訪ねると、通り過ぎるまちというまちの表情がそれぞれ異なり、それが地域地域の歴史、風土や伝統を生き生きとうつつしだして個性を主張していることがわかる。わが国ではどこのまちもまったく同じであるが、欧米での例に見るまでもなく、地域それぞれの豊かさとは、地域が独自の主張をまちなみにおいて表現するところから始まる。最近、地域によっては歴史的景観の保全などによる独自のまちづくりも始まっているが、そうした方向をさらに発展させていかなければならない。

#### (5) 表通りだけでなく裏通りこそ

これまでのまちづくり、生活空間整備は、地域の中心部や繁華街といった表通りを整備することにのみ力を注いできたきらいがある。それは経済による都心部の独占とも無縁でないが、しかし、自治体当局もそれに荷担してきたと言えなくもない。まちづくりの重点が裏通りにこそ置かれなければならないのは、そこが人々の生活の本拠だからにほかならない。これらの地域の不便は例えば、下水道率、生活道路面積、都市公園率といった土木・建設的数量によっても一目瞭然であり、それは決して市民にとって住みよさ、暮らしやすさを保障するものでなく、そうした観点からはいいまちとは言えない。市民にとって住み良い、暮らしやすいまちをつくるのは最終的には土木・建設事業によるにしても、まずこの点にまちづくりのプライオリティが置かれなければならない。

このような五つの要素が生活空間に表現されてこそ、私たちのまちなみも欧米のそれにひけをとらないものになる。これが私たちが2020年までに実現しなければならないまちなみであり、そうしたまちに私たちが住み、暮らせるようになれば、その生活はずいぶん豊かなものになるに違いないことを改めて指摘しておきたい。

---

## 第Ⅲ部 補 論

## 年金財政予測

以下の内容のうち、計算自体は計量経済学者である小口登良専修大学教授に行っていたが、解説部分は小口教授の説明を受けて事務局（連合総研）の責任で取りまとめた。

### 1. 前提

#### (1) 人口

人口予測は厚生省人口問題研究所の1992年の年齢階層別人口中位推計を用いる。この推計によれば、人口の高齢化は前回の予測よりも程度が激しくなるとされている。2020年に高齢化の初めのピークがあるが、そのときの高齢者比率は前回の予想よりも高くなっている。またその後も高齢化は進むと予測されている。

#### (2) 加入者

厚生年金加入者については就労構造の予測が必要になるが、ここでは単純に1989年の年金財政再計算にある各年齢階層での加入者率をそのまま用いた。ただし女子については加入率を5年毎に2ポイントずつ最終的に10ポイント引き上げた。

#### (3) 経済環境

基本的な想定として財政再計算で行われているものをそのまま用いた。具体的には以下のようなものである。

実質利子率	3.5%
実質賃金上昇率	2.1%
実質基礎消費上昇率	1.9%

---

---

## 2. 1989年改正案（ケース1）

### (1) 概要

前回、1989年の改正案に基づくものである。主な内容は以下のようになる。

#### ① 厚生年金

1) 支給開始年齢を以下の予定で65歳に引き上げる。

男子		女子	
1999年	61歳	2004年	61歳
2002年	62歳	2007年	62歳
2005年	63歳	2010年	63歳
2008年	64歳	2013年	64歳
2011年	65歳	2016年	65歳

2) 保険料率は14.6%とし、以後5年毎に2.2ポイントずつ以下の予定で引き上げ最高26.1%まで上がる。

1990年	14.6%
1995年	16.8%
2000年	19.0%
2005年	21.2%
2010年	23.4%
2015年	25.6%
2020年以降	26.1%

3) 厚生年金加入者の扶養配偶者は自動的に国民年金に加入し、65歳から基礎年金を支給されるが、そのための保険料負担は当事者個人にはとくにない。

#### ② 国民年金

1) 支給額を月額55,000円とする。

2) 保険料は月額8,000円（1989年）とし、以後毎年400円ずつ引き上げる。

#### ③ 共済組合金

共済組合には6組合あって、その財政状況はそれぞれ大きく異なり、保険料率等にも差がある。しかし、ここでは個々の違いを細かく取り上げる余裕はないの

で、そのあり方は厚生年金に準ずるものとする。

④ 国庫負担は基礎年金支給額の3分の1とする。

(2) 予測結果

① 厚生年金

厚生年金の保険料収入および年金支給額の予測値を表1に示した。

表1 厚生年金収支予測（ケース1）

単位 億円

	基 礎 年 金				
	保険料収入	支 給 額	分 担 金	収支差引残	基金残高
1990	(実績値)130,507	105,031	42,646	25,476	768,605
1995	141,287	170,074	37,984	-39,870	554,802
2000	181,781	186,675	50,004	-35,480	364,540
2005	220,463	174,450	62,741	-3,969	343,254
2010	257,441	189,710	78,351	1,394	350,729
2015	306,354	212,924	97,423	8,283	395,146
2020	346,750	245,642	114,931	8	395,189
2025	378,909	273,141	127,479	-7,879	352,940
2030	406,618	307,507	138,773	-27,309	206,495

保険料収入は、継続的な保険料率引上げにともない増加を続ける。しかし、年金支給額は急速な高齢化、受給人口の増加により初期の頃に大きく増加する。また基礎年金への繰入金も急速に増加する。このため財政収支は1995年以降継続して赤字となる。しかし、現在は大きな基金残高があるので、基金自体が底をつくことは当面はない。当分の間は基金を取り崩すことによって、支給を維持できる。2010年には保険料率引き上げの効果がでてしばらくの間は単年度収支は黒字になるが、高齢化が進む2025年からは再び赤字に転ずる。しかしここでの推計の範囲内では基金は底をつくことはない。これ以後高齢化はさらに進むので、この後も基金が底をつくことなく高齢化の時期を乗り越えられるかは疑問である。

1995年以降毎年単年度収支が赤字になると予測されているが、各年の単年度収支をバランスするためにはその年の保険料率をどれほどにすればよいであろうか。この単年度収支を均衡させる保険料率を表2に示した。

表2 各種厚生年金保険料率（ケース1）

	厚生省案	均衡保険料率 (1)	均衡保険料率 (2)	均衡保険料率 (3)
1990	(実績値) 0.145000	0.145000	0.145000	0.145000
1995	0.168000	0.208317	0.193017	0.155761
2000	0.190000	0.225835	0.210636	0.176773
2005	0.212000	0.219159	0.204264	0.168918
2010	0.234000	0.237924	0.223559	0.186395
2015	0.256000	0.246743	0.233460	0.196497
2020	0.261000	0.243415	0.231217	0.195948
2025	0.261000	0.234878	0.223570	0.189471
2030	0.261000	0.234312	0.223866	0.190304

1995年には予定の保険料率は16.8%であるが、単年度の収支を均衡させるためには保険料率は20.8%でなくてはならない。表1では単年度の収支が赤字なのに均衡の保険料率が厚生省の予定率より低くなっている時期があるのは、その年まで収支を均衡させるような保険料率にしていた場合には基金残高が大きく、それによる利子収入が多いため保険料収入を低くできるからである。2025年以降の高齢化の時期にも、均衡に必要な保険料率は23.4%で、現在計画している最高保険料率の26.1%よりは低い料率でも赤字にならない。

3列目の均衡保険料率(2)の欄には、現制度では保険料の負担をしないでいる国民年金3号被保険者(厚生年金加入者の扶養配偶者、つまり専業主婦)に国民年金保険料を負担してもらったとした時の均衡保険料率を示した。この場合には厚生年金の保険料率を1%強引き下げることができる。さらに遺族年金分を他の財源に求めた場合の均衡保険料率を最後の列、均衡保険料率(3)に示した。

これは独身者や共働きの主婦等の自分の年金について遺族年金を受け取る者がいない人達が現制度では遺族年金分をも負担しているので、それを取り除く場合を考えている。

## ② 国民年金

表3に国民年金の収支を示した。

表3 国民年金収支予測（ケース1、2）

単位 億円（保険料のみ円）

	保険料収入	厚生年金からの繰り入れ	国庫負担	支給額	収支残	基金残	保険料月額
1990	18,100		21,011	63,032	5,036	43,563	8,400
1995	22,296	46,212	32,919	98,758	4,193	66,050	10,400
2000	26,395	60,765	43,008	129,024	1,143	72,180	12,400
2005	29,838	76,181	53,782	161,346	-1,545	63,894	14,400
2010	31,921	94,783	66,508	199,523	-6,311	30,050	16,400
2015	34,466	117,637	82,608	247,824	-13,112	-40,264	18,400
2020	37,652	138,348	97,170	291,508	-18,339	-138,607	20,400
2025	40,590	153,311	107,496	322,489	-21,091	-251,707	22,400
2030	42,719	167,000	116,818	350,454	-23,917	-379,960	24,400

このように国民年金の収支もだんだんと悪化していく。2005年には単年度収支が赤字になり、その後赤字の額は増加する一方である。2015年には基金も赤字となる。しかし国民年金については、現在の保険料引上げ案により代表的個人が生涯に支払う保険料と65歳以後受取が予想される生涯年金受給額の現在価値とがほぼ見合っている。その意味では現在の保険料率は適正である。単年度の収支の赤字は保険料支払者の数に対して、受給者が多いから、つまり高齢社会であるからである。基金残高が赤字になるのは現在年金を受給している世代の過去の保険料負担が少なかったからに他ならない。これから先の世代については世代勘定で収支がほぼ均衡するとしても過去の赤字（基金の赤字の残高）はそのまま残ってしまう。したがって、この過去から引き継いだ赤字をどう処理するかが問題である。

### ③ 共済組合年金

共済組合年金は加入者数は少ないが、一人当たり支給額が大きいいため、支給総額は国民年金に近い額になる。しかし、加入者数の少ないことは保険料収入に反映される。このため、単年度収支は大きな赤字が続く。現在の年金基金は急速に取り崩され、2005年には基金も赤字になる。共済組合の加入者数はほぼ一定なので、他の年金のように人口構成の高齢化の影響を受けることはあまりない。そのため他の年金財政が苦しくなる高齢化時代の2015年、2020年には保険料引上げの効果で単年度収支は赤字ではあるが、やや好転する。しかし、基金残高の赤字が大きな負担であり、赤字脱却の兆しはない。

表4 共済年金収支予測（ケース1）

単位 億円

	基 礎 年 金				
	保険料収入	支 給 額	分 担 金	収支差引残	基 金 残 高
1995	30,431	57,437	8,229	-24,183	186,070
2000	38,807	60,491	10,761	-25,932	47,011
2005	47,229	57,817	13,439	-22,381	-73,006
2010	54,839	53,317	16,431	-17,464	-166,657
2015	64,011	51,626	20,215	-13,663	-239,923
2020	70,981	53,396	23,417	-14,230	-316,229
2025	77,701	53,778	25,833	-12,977	-385,817
2030	83,956	60,351	28,227	-18,125	-483,010

### 3. 60歳支給開始を維持した場合（ケース2）

現在はまだ厚生年金の支給開始年齢の引上げが国会で筋道をつけられていない。そこで次に60歳支給を維持した場合の年金財政を予測する。支給開始年齢以外はケース1と同じ設定である。

#### (1) 予測結果

##### ① 厚生年金

予測結果を表5に示した。

表5 厚生年金収支予測（ケース2）

単位 億円

	基 礎 年 金				
	保険料収入	支 給 額	分 担 金	収支差引残	基 金 残 高
1990	(実績値) 130,507	105,031	42,646	25,476	768,605
1995	141,287	170,074	37,984	-39,870	554,802
2000	181,781	186,675	50,004	-35,480	364,540
2005	220,463	220,392	62,741	-49,912	96,892
2010	257,441	267,518	78,351	-85,037	-359,114
2015	306,354	297,201	97,423	-100,839	-899,862
2020	346,750	327,055	114,931	-126,731	-1,579,450
2025	378,909	367,709	127,479	-171,559	-2,499,430
2030	406,618	425,535	138,773	-245,170	-3,814,140

ケース1では段階的に支給開始年齢を引き上げていくが、このケース2ではそれを行わないで60歳からの支給を続けるため、当然支給額は大きくなる。その効果は2005年から現れている。2005年からケース1の場合より支給額が大きくなる。ケース1では2005年から2010年にかけて単年度収支が好転し黒字になっていたが、ここでは逆に赤字の額が大きくなる。その結果2010年ですでに基金も底をついてしまう。ケース1では2030年でも基金残高は正であった。

つぎにこの場合の単年度収支を均衡させる保険料率を表6に示す。均衡保険料率（1）～（3）の説明は、表2と同じである。

この場合には単年度収支を均衡させるのに必要な保険料率は2010年でほぼ30%となり、高齢化の進んだ2030年には36.1%になる。その後もさらに高齢化は進むので、そのときには均衡保険料率は40%にまで達するであろう。現在のままでの60歳支給の継続は財政的に不可能であろう。

表6 各種厚生年金保険料率（ケース2）

	厚生省案	均衡保険料率(1)	均衡保険料率(2)	均衡保険料率(3)
1990	(実績値) 0.145000	0.145000	0.145000	0.145000
1995	0.168000	0.216336	0.201036	0.162061
2000	0.190000	0.222347	0.207148	0.178240
2005	0.212000	0.253261	0.238366	0.206153
2010	0.234000	0.299328	0.284963	0.247036
2015	0.256000	0.318587	0.305304	0.261072
2020	0.261000	0.325214	0.313016	0.262478
2025	0.261000	0.336892	0.325584	0.268422
2030	0.261000	0.361074	0.350627	0.289518

② 国民年金

国民年金についてはケース1と変わらない。

③ 共済組合年金

表7 共済年金収支予測（ケース2）

単位 億円

	基礎年金				
	保険料収入	支給額	分担金	収支差引残	基金残高
1995	30,431	57,437	8,229	-24,183	186,070
2000	38,807	60,491	10,761	-25,932	47,011
2005	47,229	64,095	13,439	-28,660	-106,676
2010	54,839	70,254	16,431	-35,580	-297,474
2015	64,011	71,765	20,215	-38,380	-503,285
2020	70,981	73,259	23,417	-43,310	-735,533
2025	77,701	76,683	25,833	-50,558	-1,006,650
2030	83,956	88,132	28,227	-67,636	-1,369,340

共済年金についても結果は厚生年金の場合とほぼ同様である。ただし、ここでは基金自体が早い時期から赤字であるので、基金残高の赤字の額は膨大な額に膨れ上がっていく。

#### 4. 旧連立与党案（ケース3）

##### (1) 概要

ケース3は、細川内閣のときに連立与党が検討を行った案であり、現在の政府の方針も基本的には変わっていないものとみられる。

##### ① 厚生年金

- 1) 60歳から65歳までは厚生年金独自の報酬比例部分の支給のみとし、定額部分（基礎年金部分）の支給開始年齢を次の予定で段階的に引き上げる。

2001年	61歳
2004年	62歳
2007年	63歳
2010年	64歳
2013年	65歳

- 2) 保険料率を次の予定で5年に2.5ポイントずつ引き上げ、最終保険料率を29.6%とする。

1994年	16.5 %
1996年	17.35 %
2000年	19.5 %
2005年	22.0 %
2010年	24.5 %
2015年	27.0 %
2020年	29.5 %
2025年	29.6 %

- 3) 年間一時金にも保険料を課すが、その保険料率は1%とする。  
4) 報酬比例部分を現役勤労者の可処分所得にスライドさせる。1995年より実施

---

する。

② 国民年金

- 1) 保険料は1995年に11,700円とし、以後毎年500円引き上げる。
- 2) 支給額の決定方式は現行通り。
- 3) 国庫補助も現行の支給額の3分の1を維持。

(2) 予測結果

① 厚生年金

厚生年金の保険料収入および年金支給額の予測値を表8に示した。

旧連立与党案では支給額の可処分所得スライドが直ちに実施されることになっているため、支給額が1995年からケース1、ケース2のいずれの場合よりも低くなる。前回の改革案（ケース1）よりは保険料率引上げの速度も早く、幅も大きいため保険料収入もケース1よりは大きい。ただし、年間一時金に対する保険料率が1%と、連合が主張する月収、年間一時金同率徴収の場合と比べてはるかに低い。そのため、1995年から単年度収支が赤字になり、その後2005年まで継続して赤字となる。2000年までの赤字額はケース1より小さいが、2005年では支給開始年齢の65歳への引上げがケース1より遅れることから支給額も赤字もより大きくなる。しかし、2010年からは単年度収支も黒字となり、基金が底をつくことはない。

表 8 厚生年金収支予測（ケース 3）

単位 億円

基 礎 年 金					
	保険料収入	支 給 額	分 担 金	収支差引残	基 金 残 高
1990	(実績値)130,507	105,031	42,646	25,476	768,605
1995	142,969	167,629	37,984	-35,743	576,934
2000	186,565	181,542	50,004	-24,789	444,007
2005	228,782	202,388	62,741	-20,808	332,427
2010	269,543	185,093	78,351	17,733	427,521
2015	323,108	169,273	97,423	71,375	810,267
2020	391,921	164,776	114,931	140,574	1,564,090
2025	429,721	159,823	127,479	197,162	2,621,370
2030	461,145	161,834	138,773	252,286	3,974,240

## ② 国民年金

表 9 に国民年金の結果を示した。

表 9 国民年金収支予測（ケース 3）

単位 億円（保険料のみ円）

	保険料収入	厚生年金 からの繰 り入れ	国庫負担	支 給 額	収 支 残	基 金 残	保険料月額
1990	18,100			63,032	5,036	43,563	8,400
1995	21,784	46,212	65,839	98,758	3,682	63,308	11,700
2000	26,683	60,765	86,016	129,024	1,432	70,985	14,200
2005	30,895	76,181	107,564	161,346	-489	68,364	16,700
2010	33,642	94,783	133,015	199,523	-4,591	43,747	19,200
2015	36,823	117,637	165,216	247,824	-10,756	-13,930	21,700
2020	40,665	138,348	194,339	291,508	-15,327	-96,118	24,200
2025	44,226	153,311	214,992	322,489	-17,455	-189,720	26,700
2030	46,887	167,000	233,636	350,454	-19,749	-295,623	29,200

国民年金については現行とあまり大きな変化はないが、保険料が現行の400円でなく、毎年500円ずつ引き上げられることになる分だけ収支は改善する。それでも2005年には単年度収支は赤字になる。もともと基金の残高が少ないだけに、単年度収支の赤字はただちに基金を減らし、2015年には基金も赤字となる。

しかし、前にも述べたように現在の保険料はほぼ平均寿命の個人について生涯の保険料支払額と生涯の受給総額が見合うような水準であり、単年度収支が赤字になり、基金が底をつくからといって安易にこれ以上保険料を引き上げることは問題であろう。この赤字は過去の過剰支給の結果であり、その処理についてはより総合的な財政上の問題として扱うべきであろう。

③ 共済組合年金

表10 共済年金収支予測（ケース3）

単位 億円

	基 礎 年 金				
	保険料収入	支 給 額	分 担 金	収支差引残	基 金 残 高
1995	30,793	55,832	8,229	-22,216	196,618
2000	39,828	57,169	10,761	-21,220	82,827
2005	49,012	56,801	13,439	-18,329	-15,464
2010	57,417	48,550	16,431	-8,106	-58,933
2015	67,511	38,459	20,215	6,776	-22,599
2020	80,228	32,301	23,417	23,718	104,589
2025	88,121	25,329	25,833	40,620	322,412
2030	95,215	25,255	28,227	53,018	606,717

この場合にも共済年金への影響は厚生年金への影響とほぼ同様である。ただしこれも前に述べたが、共済の場合は加入者数がほぼ一定で高齢化の影響をあまり受けないので、支給額の減少と保険料率引上げの効果は著しく、2015年から単年度収支は黒字となる。基金残高も一時的には赤字になるが、2020年には黒字になり、そのまま推移して高齢化の悪影響はみられない。

## しあわせの未来形 —2020年への選択

---

1994年9月1日 初版発行

編集 財団法人 連合総合生活開発研究所  
所長 栗林 世  
〒104 東京都中央区新川1丁目23番4号  
I・Sリバーサイドビル2F  
TEL 03(3297)3663(代)  
FAX 03(3297)3620

---

制作 株式会社 コンポーズ・ユニ  
〒108 東京都港区三田1-10-3  
TEL 03(3456)1541(代)  
FAX 03(3798)3303

---